

様式6、7と類型化の評価項目の関係

様式7

様式6

Table with 5 columns: 技術基準規則, 設工認申請書 基本設計方針, 事業指定申請書 本文, 事業指定申請書 添付書類六, 備考. Includes technical specifications and application details.

基本設計方針...①

再処理施設の設工認 目次案. Table of contents for the application, listing various systems and components like fuel handling, safety, and monitoring.

前回面談にて提示したリスト

Table with columns 45-67, detailing compliance with technical standards (e.g., 12条, 13条, 18条) and specific equipment categories.

添付書類を詳細化したリスト (今回提示)

Table detailing the submitted documents, categorized by equipment type (既設/新設) and seismic class (DB, SA).

第18条 (搬送設備) 様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方. Table explaining the design rationale for transport equipment according to Article 18.

添付書類...②

第4条（核燃料物質の臨界防止）				
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方				
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	添付書類
核①	単一ユニットにおける臨界防止に関する設計	技術基準の要求事項を受けている内容	1項	a, d, e, h
核②	複数ユニットに対する臨界防止に関する設計	技術基準の要求事項を受けている内容	2項	a, d, e, h
核③	その他の臨界防止に関する設計 （回分移送時における濃度分析管理）	技術基準の要求事項を受けている内容	3項	a
核④	その他の臨界防止に関する設計 （連続移送時における放射線検出器による連続監視）	技術基準の要求事項を受けている内容	3項	a, e, f, h
核⑤	その他の臨界防止に関する設計 （中性子吸収材の使用及び保護）	技術基準の要求事項を受けている内容	3項	a, g
核⑥	その他の臨界防止に関する設計 （臨界警報装置の設置）	技術基準の要求事項を受けている内容	3項	a, g, h
核⑦	その他の臨界防止に関する設計 （溶解槽の未臨界措置）	技術基準の要求事項を受けている内容	3項	a, e, f, h
核⑧	未臨界評価 <b>（単一ユニット、複数ユニット）</b>	技術基準の要求事項を受けている内容	1, 2, 3項	a
核⑨	臨界防止に係る運用	技術基準の要求事項を受けている内容	1, 2, 3項	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方				
No.	項目	考え方	添付書類	
①	冒頭宣言	臨界防止に係る基本設計方針の冒頭宣言であり、詳細な基本設計方針を本文、添付書類六から記載するため記載しない。	-	
②	添付書類記載内容	添付書類六の記載を基本設計方針とするため、記載しない。	-	
③	重複記載	単一ユニットの基本設計方針、その他臨界安全設計の基本設計方針と重複するため、記載しない。	-	

④	他条文との重複記載	複数ユニットの核的制限値の維持については、十分な構造強度を持つ構造材を使用の基本設計方針は、地震による損傷の防止、材料及び構造に記載する基本設計方針と重複するため、記載しない。	b, c
---	-----------	--	------

3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇	冒頭宣言	臨界防止に係る基本設計方針の冒頭宣言であり、詳細な基本設計方針を本文、添付書類六から記載するため記載しない。	-
◇	重複記載	本文記載事項と重複するため記載しない。	-
◇	他条文との重複記載	複数ユニットの核的制限値の維持については、十分な構造強度を持つ構造材を使用の基本設計方針は、地震による損傷の防止、材料及び構造に記載する基本設計方針と重複するため、記載しない。	b, c
◇	添付書類記載事項	個別設備の機器の臨界安全設計は添付書類で詳細を記載するため、記載しない。	a, d~g

4. 添付書類等

No.	書類名
a	核燃料物質の臨界防止に関する説明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨界安全設計の基本方針（既認可）</li> <li>・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> <li>・ せん断処理施設の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> <li>・ 溶解施設の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> <li>・ 分離施設の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> <li>・ 精製施設の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> <li>・ ウラン脱硝設備の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> <li>・ ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> <li>・ ウラン酸化物貯蔵設備の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> <li>・ ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> <li>・ 分析済溶液処理系の臨界防止に関する計算書（既認可）</li> </ul>
b	主要な再処理施設の耐震性に関する説明書
c	主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書
d	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
e	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

第4条（核燃料物質の臨界防止） 様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

f	計測制御系統施設に関する説明書
g	放射線管理施設に関する説明書
h	再処理施設に関する図面

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更申請書 添付書類六	備考
<p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>第四条</p> <p>安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>核①⑧⑨</p>	<p>(1) 核燃料物質の臨界防止に関する設計</p> <p>(i) 単一ユニットの臨界安全設計</p> <p>再処理施設の運転中及び停止中において想定される、系統及び機器（ここでいう機器は、配管を含む。）は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、単一故障若しくはその誤動作又は運転員の単一の誤操作を想定した場合においても核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより、臨界を防止する設計とする。核①⑧</p> <p>単一ユニットの臨界安全設計に当たり、これらの管理に対して適切な臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値（以下「核的制限値」という。）を設定する。核①</p> <p>核的制限値の設定に当たっては、取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状並びにカドミウム、ほう素及びガドリニウムの中性子の吸収効果、酸化物中の水分濃度、溶解槽中のペレット間隔、エンドピース酸洗浄槽中のペレット間隔及び水の密度による減速条件並びにセル壁構造材及び機器構造材の反射条件に関し、工程、ユニットの設置環境及び使用済燃料の仕様も含めて、それぞれの想定される状態の変動の範囲において、中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し、計算コードの計算誤差も含めて、十分な安全余裕を見込んで設定する。核①</p> <p>核的制限値に対応する単一ユニットとしての実効増倍率が、JACS、LEOPARD等の十分に検証された計算コードシステムで0.95以下となるようにするとともに未臨界が確保されることを評価する。核①</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>再処理施設の運転中及び停止中において想定される、系統及び機器（ここでいう機器は、配管を含み、以下「機器」という。）の単一故障若しくはその誤動作又は運転員の単一の誤操作を想定した場合において、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにする核①とともに、臨界管理上重要な施設に対しては、臨界が発生した場合にも、その影響を緩和できるよう、核燃料物質の臨界防止に係る再処理施設の設計の基本方針を以下のとおりとする。□</p> <p>(i) 単一ユニットの臨界安全設計</p> <p>核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）については、形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。核①⑧設計に当たり、これらの管理に対して適切な核的制限値（臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値）を設定する。核的制限値の設定に当たっては、取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状、カドミウム、ほう素等の中性子の吸収効果、酸化物中の水分濃度等の減速条件及び構造材の反射条件に関し、工程及びユニットの設置環境、使用済燃料の仕様も含めて、それぞれの想定される状態の変動の範囲において、中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し、計算コードの計算誤差も含めて、十分な安全余裕を見込んで設定する。□</p>	<p>1.2 核燃料物質の臨界防止に関する設計</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設の運転中及び停止中において想定される系統及び機器の単一故障若しくはその誤動作又は運転員の単一の誤操作を想定した場合において、核燃料物質が臨界に達することがないようにするため、核的に安全な形状にすることその他の適切な措置を講ずる。</p> <p>また、臨界管理上重要な施設に対しては、臨界が発生した場合にも、その影響を緩和できるよう、臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設けるとともに、中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。臨界防止に対する設計方針は、以下のとおり。◇</p> <p>(1) 単一ユニットの臨界安全設計</p> <p>核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）については、形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより、臨界を防止する設計とする。◇設計に当たり、これらの管理に対して適切な核的制限値（臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値）を設定する。核①</p> <p>核的制限値の設定に当たっては、取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状並びにカドミウム、ほう素及びガドリニウムの中性子の吸収効果、酸化物中の水分濃度、溶解槽中のペレット間隔、エンドピース酸洗浄槽中のペレット間隔及び水の密度による減速条件並びにセル壁構造材及び機器構造材の反射条件に関し、工程、ユニットの設置環境及び使用済燃料の仕様も含めて、それぞれの想定される状態の変動の範囲において、中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し、計算コードの計算誤差も含めて、十分な安全余裕を見込んで設定する。核①</p> <p>核的制限値に対応する単一ユニットとしての実効増倍率が、JACS、LEOPARD等の十分に検証された計算コードシステムで0.95以下となるようにする。核①</p>	<p>冒頭宣言及び本文記載と重複のため記載しないが一部文書を単一ユニット、複数ユニットの記載へ展開</p> <p>☑ 基③a 【性能】 単一ユニットにおける臨界防止</p> <p>☑ 【手段：設備】核①⑧ ・核的制限値の設定 ・形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより、臨界を防止 ・プルトニウムを含む機器の原則は全濃度安全形状寸法管理及び必要に応じて中性子吸収材の併用による臨界防止 ・事業変更許可申請書の臨界安全管理表で設定した核的制限値で未臨界が確保されることの評価を設工認で実施することを記載</p> <p>☑ 【手段：運用】核⑨ ・核的制限値に係る運転員の核燃料物質等の取扱いに関する確認（運用）</p>

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更申請書 添付書類六	備考
<p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。 核②⑧⑨</p>	<p>なお、プルトニウム溶液を内包する機器は、原則として液体の核燃料物質を内包する機器において、濃度に制限値を設定する必要がないように設計する形状寸法管理（以下「全濃度安全形状寸法管理」という。）及び必要に応じて中性子吸収材を併用した設計とする。核①</p> <p>(ii) 複数ユニットの臨界安全設計 再処理施設の運転中及び停止中において想定される、系統及び機器（ここでいう機器は、配管を含む。）は、二つ以上の単一ユニットが存在する場合（以下、「複数ユニット」という。）については、単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。核② 複数ユニットの臨界安全設計に当たり、単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し、直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置、間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置、中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。核② 核的制限値の設定に当たっては、単一ユニット相互間の中性子の吸収効果、減速条件及び反射条件に関し、核燃料物質移動時の核燃料物質の落下、転倒及び接近の可能性も踏まえ、それぞれの想定される変動の範囲において、反応度が最も大きくなる場合を仮定し、計算コードの計算誤差を含めて、十分な安全余裕を見込んで設定する。核② また、核的制限値に対応する複数ユニットとしての実効増倍率が、JACS, LEOPARD等の十分に検証された計算コードシステムで0.95以下となるようにするとともに未臨界が確保されることを評価する。核②</p>	<p>濃度管理、質量管理及び可溶性中性子吸収材による臨界管理を行う系統及び機器は、その単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても、臨界にならない設計とするとともに、臨界管理されている系統及び機器から単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作によって、臨界管理されていない系統及び機器へ核燃料物質が流入することがないように設計する。核①</p> <p>(ii) 複数ユニットの臨界安全設計 二つ以上の単一ユニットが存在する場合（以下「複数ユニット」という。）については、単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。また、単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し、直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置、間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置、中性子遮蔽材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。 核② 核的制限値の設定に当たっては、単一ユニット相互間の中性子の吸収効果、減速条件及び反射条件に関し、核燃料物質移動時の核燃料物質の落下、転倒及び接近の可能性も踏まえ、それぞれの想定される変動の範囲において、反応度が最も大きくなる場合を仮定し、計算コードの計算誤差も含めて、十分な安全余裕を見込んで設定する。核②</p>	<p>濃度管理、質量管理及び可溶性中性子吸収材による臨界管理を行う系統及び機器は、その単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても、臨界にならない設計とするとともに、臨界管理されている系統及び機器から単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作によって、臨界管理されていない系統及び機器へ核燃料物質が流入することがないように設計する。核①</p> <p>なお、プルトニウム溶液を内包する機器は、原則として全濃度安全形状寸法管理及び必要に応じて中性子吸収材の併用による臨界安全設計を行う。（ここでいう全濃度安全形状寸法管理は、液体の核燃料物質を内包する機器において、濃度に制限値を設定する必要がないように設計する形状寸法管理であり、以下「全濃度安全形状寸法管理」という。）核①</p> <p>(2) 複数ユニットの臨界安全設計 二つ以上の単一ユニットが存在する場合（以下、「複数ユニット」という。）については、単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。また、単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し、直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置、間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置、中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。 核② 核的制限値の設定に当たっては、単一ユニット相互間の中性子の吸収効果、減速条件及び反射条件に関し、核燃料物質移動時の核燃料物質の落下、転倒及び接近の可能性も踏まえ、それぞれの想定される変動の範囲において、反応度が最も大きくなる場合を仮定し、計算コードの計算誤差を含めて、十分な安全余裕を見込んで設定する。核② また、核的制限値に対応する複数ユニットとしての実効増倍率が、JACS, LEOPARD等の十分に検証された計算コードシステムで0.95以下となるようにする。核②</p>	<p>基③a 【性能】 複数ユニットにおける臨界防止</p> <p>【手段：設備】核②⑧ ・核的制限値の設定 ・単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止 ・事業変更許可申請書の臨界安全管理表で設定した核的制限値で未臨界が確保されることの評価を設工認で実施することを記載</p> <p>【手段：運用】核⑨ ・核的制限値に係る運転員の核燃料物質等の取扱いに関する確認（運用）</p>

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更申請書 添付書類六	備考
<p>3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。 核③④⑤⑥⑦⑨</p>	<p>(iii) その他の臨界安全設計 臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への液移送を回分移送する場合には、誤操作を防止するための施錠管理を行った上で、ウラン及びプルトニウムの同位体分析並びにウラン及びプルトニウムの濃度分析は、標準試料と逐次並行分析を行い、複数回の測定を実施する濃度分析を伴う回分操作による分析管理を行う設計とする。核③⑧ 臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への液移送を連続液移送する場合には、計測制御系統施設の核計装設備である放射線検出器（アルファ線検出器及び中性子検出器）により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。核④⑧ 中性子吸収材として使用するほう素入りコンクリートについては、十分なほう素濃度を有するものを使用する設計とする。また、外側をステンレス鋼で保護する設計とする。核⑤ 設計基準事故として臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に、従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には、臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する設計とする。核⑥⑧ 臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽において、万一、臨界が発生した場合においても、可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により、自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。核⑦</p>	<p>複数ユニットの核的制限値の維持については、十分な構造強度をもつ構造材を使用する等適切な対策を講ずる設計とする。④ (iii) その他の臨界安全設計 臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への液移送については、誤操作を防止するための施錠管理を行った上で、濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とする。核③⑧が、連続液移送を行う場合は、放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。核④⑧ 設計基準事故として臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に、従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には、臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する。核⑥⑧ 臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽は、形状管理、濃度管理、質量管理等の管理方法の組合せで臨界を防止する設計とし、万一、臨界が発生した場合においても、可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により、自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。核⑦</p>	<p>複数ユニットの核的制限値の維持については、十分な構造強度をもつ構造材を使用する等適切な対策を講ずる設計とする。◇ (3) その他の臨界安全設計 臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への液移送については、誤操作を防止するための施錠管理を行った上で、濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とするが、連続液移送を行う場合は、放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。◇分析を伴う回分操作で臨界安全管理を行う場合のウラン及びプルトニウムの同位体分析並びにウラン及びプルトニウムの濃度分析は、標準試料と逐次並行分析を行い、複数回の測定を実施する分析管理とする。核③⑧ 中性子吸収材として使用するほう素入りコンクリートについては、十分なほう素濃度を有するものを使用する設計とする。また、外側をステンレス鋼で保護する設計とする。核⑤ 臨界が発生する可能性は極めて低いと考えられるが、臨界事故を想定しても、公衆及び従事者の被ばくの影響を最小限に抑えるため、以下の対策を講ずる設計とする。◇ a. 設計基準事故として臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に、従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には、臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する。◇ b. 多数の管理方法の組合せで臨界を防止していることにより、臨界管理上重要な施設として溶解施設の溶解槽では、万一臨界が発生した場合においても、可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により、自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。◇</p>	<p>・複数ユニットの核的制限値の維持については、十分な構造強度をもつ構造材を使用については耐震、材料及び構造の基本設計方針で記載するため記載しない。 ③基① 【性能】 臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への液移送時における臨界防止 ③【手段：設備】核③④⑤⑥⑦ ・施錠管理及び濃度分析を行う設備の設置 ・放射線検出器による連続濃度監視 ・中性子吸収材（ほう素入りコンクリート）の使用とその保護構造 ・溶解槽及び臨界事故を想定した場合に被ばく影響が大きいセル及び室の周辺への臨界警報装置の設置 ・可溶性中性子吸収材緊急供給回路（安全保護回路）及び可溶性中性子吸収材緊急供給系による中性子吸収材の注入による未臨界措置 ③【手段：運用】核⑨ ・濃度分析管理、施錠管理、臨界警報装置が故障した場合の核燃料物質の移動の禁止等の措置</p>

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更申請書 添付書類六	備考
	<p>(iv) 臨界防止に係る運用等</p> <p>臨界防止に係る運用等として核的制限値に係る運転員による使用済燃料等の取扱い及び確認、濃度分析管理、施設管理、核燃料物質の移動の禁止等の再処理施設の操作に係る事項を保安規定に定める。核⑨</p>		<p>(4) 主要施設の臨界安全設計の概要方針は、次のとおりである。◇</p> <p>a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料集合体の燃焼度及び使用済燃料集合体平均濃縮度（以下「平均濃縮度」という。）に応じて適切な燃料間隔をとることによる臨界安全設計とする。◇</p> <p>また、燃料取出し装置及び燃料取扱装置は、使用済燃料集合体を1台当たり一時に1体ずつ取り扱う設計とする。◇</p> <p>b. せん断処理施設</p> <p>燃料供給設備の燃料横転クレーン及びせん断処理設備のせん断機は、使用済燃料集合体を1台当たり一時に1体ずつ取り扱う設計とする。◇</p> <p>また、せん断機は、溶解槽への使用済燃料の過剰装荷の防止及びエンドピース酸洗浄槽への有意量の核燃料物質の流入を防止するために、せん断停止系を設ける設計とする。◇</p> <p>c. 溶解施設</p> <p>(a) 溶解設備</p> <p>溶解設備は、濃度管理と形状寸法管理との組合せによる管理方法（以下「制限濃度安全形状寸法管理」という。）、濃度管理、質量管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せによる臨界安全設計とする。◇</p> <p>i. 溶解槽</p> <p>溶解槽は、制限濃度安全形状寸法管理、装荷量制限による質量管理及び初期濃縮度に応じた所定の燃焼度未満の使用済燃料集合体を溶解す</p>	<p>臨界防止に係る運用上の措置について単一ユニット、複数ユニット、その他臨界安全設計に係る運用を取り纏めて基本設計方針として記載する。</p> <p>添付書類で詳細記載するため記載しない。</p>



技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更申請書 添付書類六	備考
			<p>る場合は可溶性中性子吸収材の使用による臨 界安全設計とする。なお、可溶性中性子吸収材 を使用する場合は、下流の計量・調整槽及び計量 補助槽までは可溶性中性子吸収材の存在を前提 とした臨界安全設計とする。◇</p> <p>また、万一、溶解槽で臨界になった場合に対 処するために、可溶性中性子吸収材緊急供給回 路（安全保護回路）及び可溶性中性子吸収材緊 急供給系を設ける。◇</p> <p>ii. 第1よう素追出し槽等 第1よう素追出し槽、第2よう素追出し槽及び 中間ポットは、濃度管理による臨界安全設計と する。◇</p> <p>iii. エンドピース酸洗浄槽 エンドピース酸洗浄槽は、濃度管理による臨 界安全設計とする。◇</p> <p>(b) 清澄・計量設備 清澄・計量設備は、濃度管理、同位体組成管 理及びこれらの組合せによる臨界安全設計とす る。◇</p> <p>i. 中継槽等 中継槽、清澄機、リサイクル槽、計量前中間 貯槽、計量・調整槽及び計量補助槽は、濃度管 理による臨界安全設計とする。さらに、計量・ 調整槽において下流工程の臨界安全のために、 調整後の溶解液のウラン及びプルトニウムの同 位体組成及び濃度が核的制限値（ウラン-235≦ 1.6wt%、プルトニウム-240≧17wt%等） を満足することを分析により確認する設計とす る。◇</p> <p>ii. 計量後中間貯槽 計量後中間貯槽は、濃度管理による臨界安全設 計とする。◇</p> <p>d. 分離施設 分離施設は、ウラン及びプルトニウムの同位 体組成について、ウラン-235が1.6wt%以下 及びプルトニウム-240が17wt%以上である ことを前提とした臨界安全設計とする。なお、 ウラン-235の同位体組成比が1.6wt%以下の ウラン硝酸溶液については、いかなるウラン濃 度に対しても未臨界である。◇</p> <p>(a) 分離設備及び分配設備 分離設備及び分配設備は、全濃度安全形状寸 法管理、制限濃度安全形状寸法管理、濃度管理 及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せに</p>	

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更申請書 添付書類六	備考
			<p>よる臨界安全設計とする。◇</p> <p>i. 抽出塔等 抽出塔, 第1洗浄塔, 第2洗浄塔, TBP洗浄塔, プルトニウム分配塔, ウラン洗浄塔, プルトニウム溶液TBP洗浄器, プルトニウム溶液受槽及びプルトニウム溶液中間貯槽は, 中性子吸収材を併用した全濃度安全形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>ii. 補助抽出器及びTBP洗浄器 補助抽出器及びTBP洗浄器は, 中性子吸収材を併用した制限濃度安全形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>iii. 溶解液中間貯槽等 溶解液中間貯槽, 溶解液供給槽, 抽出廃液受槽, 補助抽出廃液受槽, 抽出廃液中間貯槽及びプルトニウム洗浄器は, 濃度管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>(b)分離建屋一時貯留処理設備 分離建屋一時貯留処理設備のプルトニウム溶液を内包する一時貯留処理槽は, 濃度管理又は中性子吸収材を併用した全濃度安全形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>e. 精製施設 精製施設は, ウラン及びプルトニウムの同位体組成について, ウラン-235が1.6wt%以下及びプルトニウム-240が17wt%以上であることを前提とした臨界安全設計とする。◇</p> <p>(a)プルトニウム精製設備 プルトニウム精製設備は, 全濃度安全形状寸法管理, 濃度管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せによる臨界安全設計とする。◇</p> <p>i. 第1酸化塔等 第1酸化塔, 第1脱ガス塔, ウラン洗浄塔, 補助油水分離槽, 第2酸化塔, 第2脱ガス塔及びプルトニウム濃縮缶は, 全濃度安全形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>ii. 抽出塔等 抽出塔, 核分裂生成物洗浄塔, TBP洗浄塔, 逆抽出塔, TBP洗浄器, プルトニウム洗浄器及びプルトニウム溶液を内包する槽は, 中性子吸収材を併用した全濃度安全形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>iii. 低濃度プルトニウム溶液受槽 低濃度プルトニウム溶液受槽は, 濃度管理による臨界安全設計とする。◇</p>	

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更申請書 添付書類六	備考
			<p>(b) 精製建屋一時貯留処理設備                      精製建屋一時貯留処理設備のプルトニウム溶液を内包する一時貯留処理槽は、濃度管理又は中性子吸収材を併用した全濃度安全形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>(c) 漏えい液受皿                      プルトニウムの無限体系の未臨界濃度 (8.2 g/L) 以上のプルトニウムを内包する機器を収納するセルの漏えい液受皿は、セル内でプルトニウム濃度の最も高い溶液が、セル内で漏えい量が最大となる箇所から漏えいしたことを想定しても、臨界とならないよう液厚を制限する形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>f. 脱硝施設                      脱硝施設は、ウラン及びプルトニウムの同位体組成について、ウラン-235 が 1.6w t % 以下及びプルトニウム-240 が 17w t % 以上であることを前提とした臨界安全設計とする。◇</p> <p>(a) ウラン脱硝設備                      ウラン脱硝設備は、形状寸法管理及び質量管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>i. 脱硝塔等                      脱硝塔、シール槽、UO<sub>3</sub>受槽、規格外製品受槽、規格外製品容器及びUO<sub>3</sub>溶解槽は、形状寸法管理による臨界安全設計とする。ただし、脱硝塔は、塔内温度の管理により塔内のウラン酸化物（以下「UO<sub>3</sub>」という。）粉末の含水率を低く抑える設計とする。◇</p> <p>ii. 充てん台車及び貯蔵容器クレーン                      充てん台車及び貯蔵容器クレーンは、ウラン酸化物貯蔵容器を一時に1本ずつ取り扱う設計とする。◇</p> <p>(b) ウラン・プルトニウム混合脱硝設備                      ウラン・プルトニウム混合脱硝設備は、形状寸法管理、濃度管理、質量管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せによる臨界安全設計とする。◇</p> <p>i. 硝酸プルトニウム貯槽等                      硝酸プルトニウム貯槽、混合槽、一時貯槽及び凝縮廃液受槽は、中性子吸収材を併用した全濃度安全形状寸法管理による臨界安全設計とする。さらに、混合槽において下流工程の臨界安全のために、混合調整後のウラン濃度に対するプルトニウム濃度の比（プルトニウム/ウラン）が 1.5 以下であることを分析により確認す</p>	

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更申請書 添付書類六	備考
			<p>る設計とする。◇</p> <p>ii. 定量ポット等 定量ポット, 中間ポット及び凝縮廃液ろ過器は, 形状寸法管理による臨界安全設計とする。</p> <p>iii. 脱硝装置(脱硝皿)脱硝皿は, 脱硝皿へのウラン・プルトニウム混合溶液の注入量を, 定量ポットで一定量に制限する質量管理を行い, 脱硝の過程を考慮した形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>iv. 脱硝皿取扱装置 脱硝皿取扱装置は, 質量管理による臨界安全設計とし, 脱硝皿を一時に最大5皿取り扱う設計とする。◇</p> <p>v. 凝縮廃液貯槽 凝縮廃液貯槽は, 濃度管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>vi. 焙焼炉等 焙焼炉, 還元炉, 固気分離器, 粉末ホッパ, 粉砕機, 保管容器, 焙焼混合機及び粉末充てん機は, 形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>vii. 保管ピット 保管ピットは保管容器の適切な配置による臨界安全設計とし, 各ピットに保管容器を1本ずつ収納する設計とする。◇</p> <p>viii. 保管容器移動装置等 保管容器移動装置, 保管昇降機, 粉末缶払出装置, 充てん台車及び搬送台車は, 保管容器等を一時に1本ずつ取り扱う設計とする。◇</p> <p>ix. 漏えい液受皿 プルトニウムの無限体系の未臨界濃度(8.2g/L)以上のプルトニウムを内包する機器を収納するセルの漏えい液受皿は, セル内でプルトニウム濃度の最も高い溶液が, セル内で漏えい量が最大となる箇所から漏えいしたことを想定しても, 臨界とならないよう液厚を制限する形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>g. 製品貯蔵施設 製品貯蔵施設は, ウラン及びプルトニウムの同位体組成について, ウラン-235が1.6wt%以下及びプルトニウム-240が17wt%以上であることを前提とした臨界安全設計とする。◇</p> <p>(a)ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン酸化物貯蔵設備は, 形状寸法管理, 質量管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組</p>	

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更申請書 添付書類六	備考
			<p>合せによる臨界安全設計とする。◇</p> <p>i. 貯蔵バスケット 貯蔵バスケットは、中性子吸収材を併用したウラン酸化物貯蔵容器の適切な配置による臨界安全設計とする。◇</p> <p>ii. ウラン酸化物貯蔵容器 ウラン酸化物貯蔵容器は、形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>iii. 貯蔵容器搬送台車及び移載クレーン 貯蔵容器搬送台車及び移載クレーンは、ウラン酸化物貯蔵容器を一時に1本ずつ取り扱う設計とする。◇</p> <p>(b)ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は、形状寸法管理及び質量管理並びにこれらの組合せによる臨界安全設計とする。◇</p> <p>i. 粉末缶 粉末缶は、質量管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>ii. 混合酸化物貯蔵容器 混合酸化物貯蔵容器は、粉末缶を最大3缶収納する設計とするとともに形状寸法管理による臨界安全設計とする。◇</p> <p>iii. 貯蔵ホール 貯蔵ホールは混合酸化物貯蔵容器の適切な配置による臨界安全設計とし、各ホールに混合酸化物貯蔵容器を1本ずつ収納する設計とする。</p> <p>iv. 昇降機及び混合酸化物貯蔵容器用台車昇降機及び混合酸化物貯蔵容器用台車は、混合酸化物貯蔵容器を一時に1本ずつ取り扱う設計とする。◇</p> <p>h. その他再処理設備の附属施設 (a)分析設備 分析設備の分析済溶液処理系は、全濃度安全形状寸法管理、濃度管理、質量管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せによる臨界安全設計とする。◇</p>	

第6条（地震による損傷の防止） 様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第6条（地震による損傷の防止）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	設工認資料作成の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
耐①	地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	第6条第3項の要求事項であり、事業（変更）許可を受けた、周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する旨記載する。	3項	—	a
耐②	安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針	第6条第1項の要求事項に対する設計方針について記載する。	1項	—	a, f, g, h
耐③	基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計の基本方針	第6条第2項の要求事項に対する設計方針について記載する。	2項	—	a, f, g, h
耐④	安全機能を有する施設の耐震重要度分類	安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度分類について記載する。	1項	—	b
耐⑤	地震力の算定法	安全機能を有する施設の耐震設計における設計用地震力の算定方法について記載する。	1項 2項	—	a, c, d
耐⑥	荷重の組合せと許容限界	安全機能を有する施設の耐震設計において考慮すべき荷重の組合せと適用する許容限界について記載する。	1項 2項	—	a
耐⑦	設計における留意事項のうち、各段階における波及的影響の評価方針	波及的影響評価について、設計及び工事の段階における調査・検討内容等を記載する。	2項	—	e
耐⑧	構造強度評価、波及的影響評価、水平2方向影響確認、機能維持評価	耐震設計における評価方法について記載する	1項 2項	—	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
耐①	耐震設計の基本方針	事業指定基準規則への適合性の方針を示すものであり、別途、技術基準規則への適合性の方針を記載するため、記載しない。	a		
耐②	地盤に対する設置方針	別条文（第5条）の要求事項に対する設計方針であることから第5条で記載する。	—		
耐③	基準地震動、弾性設計用地震動の設定方針	事業指定申請書で担保されている事項であるため記載しない。	—		
耐④	重複記載	事業指定申請書での添六を基本設計方針に記載するため、記載しない。	—		
3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
耐①	耐震設計の基本方針	事業指定基準規則への適合性の方針を示すものであり、別途、技術基準規則への適合性の方針を記載するため、記載しない。	a		
耐	地盤に対する設置方針	別条文（第5条）の要求事項に対する設計方針である	a		

第6条（地震による損傷の防止） 様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

◇		ことから第5条で記載する。	
耐 ◇	安全機能を有する施設の耐震重要度分類	事業指定申請書で担保されている事項であるため記載しない。	—
耐 ◇	基準地震動、弾性設計用地震動の設定方針	事業指定申請書で担保されている事項であるため記載しない。	—
耐 ◇	荷重の組合せ上の留意事項（水平2方向と鉛直方向の組合せに関する記載を除く。）	第6条の要求事項にないことから、詳細については、添付書類に、荷重の組合せにおいて包絡できるケース等の留意事項について記載する。	a
耐 ◇	溢水防護、火災防護、化学薬品防護の観点からの波及的影響評価	第6条の要求事項にないことから、溢水防護については第12条、火災防護については第11条、化学薬品については第13条で記載する。	—
耐 ◇	主要な施設の耐震構造	主要設備の構造に関する記載であり、当該構造を踏まえた耐震性については添付書類に記載する。	a

4. 添付書類等

No.	書類名
a	耐震性に関する説明書（耐震設計の基本方針）
b	耐震性に関する説明書（重要度分類及び重大事故設備分類の基本方針）
c	耐震性に関する説明書（地震応答解析の基本方針）
d	耐震性に関する説明書（水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針）
e	耐震性に関する説明書（波及的影響に係る基本方針）
f	耐震性に関する説明書（基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果）
g	耐震性に関する説明書（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設に係る耐震性に関する計算書）
h	耐震性に関する説明書（再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書）
i	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
j	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。耐②④⑤⑥</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。耐③④⑤⑥⑦</p>	<p>1. 概要 本資料は、再処理施設の耐震設計が「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第5条（安全機能を有する施設の地盤）及び第6条並びに第33条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。耐②</p> <p>なお、下記説明に基づき耐震設計として構造強度評価、波及的影響評価、水平2方向影響確認、機能維持評価を行う。耐⑧</p> <p>2. 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>2.1 耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができる設計とし、具体的には、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。耐②④</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）対処施設は、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故等対処設備」という。）に耐震設計上の区分を分類し、耐震設計上の分類に応じて適用する地震力に十分耐えることができるように設計する。</p> <p>(2) Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）</p>	<p>(5) 耐震構造 再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、事業指定基準規則に適合するように設計する。耐⑩</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の耐震設計</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができる構造とする。耐⑩</p> <p>【31条】 (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>(d) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>1.6 耐震設計 再処理施設の耐震設計は、事業指定基準規則に適合するように、「1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計」に基づき設計する。耐④</p> <p>1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計 1.6.1.1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができるように設計する。耐② (2) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。耐②④</p> <p>【31条】 1.6.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 重大事故等対処施設については、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>(3) Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）</p>	<p>④⑤基③b</p> <p>2.1 耐震設計の基本方針・構造強度評価（評価の段階） 耐震設計について設工認で示す。</p> <p>（評価方法）耐②③④⑧ (1)安全機能を有する施設は耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるよう設計する。</p> <p>重大事故等対処施設は耐震設計上の分類に応じて適用する地震力に十分耐えることができるように設計する。</p> <p>(2)Sクラスの安全機能を有する施設は、基準地震</p>



要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの安全機能を有する施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。耐②③</p> <p>(3) Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。耐②</p> <p>(4) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能がそこなわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(5) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができるように設計する。 また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>耐④</p> <p>【31条】 (d) ～中略～ なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</p> <p>【31条】 (c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。 ～中略～ また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの安全機能を有する施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。耐②③</p> <p>(4) Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。耐②</p> <p>【31条】 (2) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(3) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。 また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように、また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。</p> <p>(3) Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。</p> <p>(4) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能がそこなわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(5) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができるように設計する。また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設</p>

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
				計する。

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>2.2 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>(1)安全機能を有する施設の重要度分類 安全機能を有する施設は、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。耐④</p>	<p>(b) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響の観点から、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。耐④</p>	<p>1.6.1.2 耐震設計上の重要度分類</p> <p>安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を、事業指定基準規則に基づき、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。耐④</p> <p>具体的には、平成4年12月24日付け4安（核規）第844号をもって事業の指定を受け、その後、平成9年7月29日付け9安（核規）第468号、平成14年4月18日付け平成14・04・03原第13号、平成17年9月29日付け平成17・09・13原第5号及び平成23年2月14日付け平成22・02・19原第11号で変更の許可を受けた再処理事業指定申請書の本文及び添付書類（以下「旧申請書」という。）における再処理施設安全審査指針（昭和61年2月20日原子力安全委員会決定。）に基づく耐震重要度の分類であるAクラス及びAsクラスをSクラス、Bクラス及びCクラスをそれぞれBクラス及びCクラスに置き換えるが、以下の施設については、事業指定基準規則の要求事項に照らし、当該設備に求められる安全機能の重要度に応じたクラスに分類するものとして、耐震重要度分類を見直す。</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の定量ポット、中間ポット又は脱硝装置を収納するグローブボックスは、収納した設備の点検、保守及び修理作業を行う際に核燃料物質を閉じ込める設備である。点検、保守及び修理作業の際、グローブボックス内には少量の核燃料物質が存在するが、当該グローブボックスの閉じ込め機能が喪失したとしても環境への影響がSクラス施設と比べ小さいことから、旧申請書でAクラスとしていたものをBクラスとする。また、当該グローブボックスに付随する排気系統等も同様にBクラスに見直す。</p> <p>なお、Sクラスの施設を内包するグローブボックスについては、当該Sクラス施設への波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の換気設備排気系は、汚染のおそれのある区域からの排気を閉じ込める機能を有する設備であることから、換気設備の排気経路において、建屋排気フィルタユニットより下流の設備の信頼性を向上させるため、旧申請書ではCクラスとしていたものをSクラスとする。</p> <p>分離設備の臨界に係る計測制御系及び遮断弁並びにプルトニウム精製設備の注水槽及び注水槽の液位低警報に関しては、安全上重要な施設の区分見直しのとおり、当該設備は地</p>	<p>④ 設基③b （評価条件）耐②④ 2.2 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 (1)重要度分類 耐震重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類する。</p>

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>(1) 耐震重要度による分類</p> <p>a. Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。耐④</p> <p>b. Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。耐④</p> <p>c. Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。耐④</p>	<p>Sクラスの施設：自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。耐④</p> <p>Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。耐④</p> <p>Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。耐④</p>	<p>震時においても機能を期待するものではないことから，Aクラス又はAsクラスとしていたものをCクラスとする。</p> <p>安全保護回路及び遮蔽設備等，旧申請書において主要設備としての具体的な記載がなく，その後の設計及び工事の方法の認可申請書において耐震重要度分類を示した設備について記載を明確にする。耐④</p> <p>(1) 耐震重要度による分類</p> <p>a. Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。耐④</p> <p>b. Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。耐④</p> <p>c. Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。耐④</p> <p>(2) クラス別施設 上記耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。耐④</p> <p>a. Sクラスの施設</p> <p>(a) その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設</p> <p>i. 形状寸法管理を行う設備のうち，平常運転時その破損又は機能喪失により臨界を起こすおそれのある設備。耐④</p> <p>(b) 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>i. 使用済燃料受入れ設備の燃料取出し設備，使用済燃料貯蔵設備の燃料貯蔵設備，燃料移送設備，燃料送出し設備のプール，ピット，移送水路，ラック，架台。耐④</p> <p>(c) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器</p> <p>i. 高レベル廃液を内蔵する系統及び機器のうち安全上重要な施設。耐④</p> <p>(d) プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器</p> <p>i. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器のうち安全上重要な施設。耐④</p>	<p>添付書類へ記載</p>

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>(e) 上記(c)及び(d)の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設</p> <p>i. 上記(c)及び(d)のSクラスの設備を収納するセル等及びせん断セル。耐☞</p> <p>(f) 上記(c), (d)及び(e)に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設</p> <p>i. 上記(c)及び(d)のSクラスの機器の廃ガス処理設備のうち安全上重要な施設。</p> <p>ii. 上記(e)のSクラスのセル等の換気設備のうち安全上重要な施設。</p> <p>iii. 上記(e)のSクラスのセル等を収納する構築物の換気設備のうち安全上重要な施設。耐☞</p> <p>(g) 上記(a)～(f)の施設の機能を確保するために必要な施設</p> <p>i. 非常用所内電源系統, 安全圧縮空気系及び安全蒸気系。</p> <p>ii. 安全冷却水系及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化・冷却設備のプール水冷却系（以下「プール水冷却系」という。）。</p> <p>iii. 安全保護回路及び保護動作を行う機器。</p> <p>iv. 安全上重要な施設の漏えい液を受ける漏えい液受皿の集液溝の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統のうち安全上重要な施設。</p> <p>v. 計測制御系統施設等に係る安全上重要な施設のうち、地震後においても、その機能が継続して必要な施設。耐☞</p> <p>(h) その他の施設</p> <p>i. 固化セル移送台車。</p> <p>ii. ガラス固化体貯蔵設備の収納管, 通風管。</p> <p>iii. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備のうち貯蔵室から排風機までの範囲。</p> <p>iv. 使用済燃料貯蔵設備の補給水設備。</p> <p>v. その機能喪失により臨界に至る可能性のある計測制御系統施設に係る安全上重要な施設は、Sクラスとするか又は検出器の故障を検知し警報を発する故障警報及び工程停止のための系統をSクラスとする。</p> <p>vi. 制御建屋中央制御室換気設備。</p> <p>vii. 水素掃気用の安全圧縮空気系はSクラスとする。</p> <p>また、Sクラスの水素掃気用の安全圧縮空気系が接続されている機器は、溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を</p>	

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>適切に防止するため、Sクラスとする。</p> <p>viii. 遮蔽設備のうち安全上重要な施設。耐☞</p> <p>◇</p> <p>b. Bクラスの施設</p> <p>(a) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設（ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。）</p> <p>i. 使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化系。</p> <p>ii. 高レベル廃液を内蔵する設備のうち、溶解施設、分離施設、高レベル廃液処理設備、高レベル廃液ガラス固化設備の系統及び機器。</p> <p>iii. プルトニウムを含む溶液を内蔵する設備のうち、溶解施設、分離施設、精製施設、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の系統及び機器。</p> <p>iv. ウランを内蔵する系統及び機器。</p> <p>v. プルトニウムを含む粉体を内蔵する系統及び機器。</p> <p>vi. 酸回収設備及び溶媒回収設備。</p> <p>vii. 低レベル廃液処理設備、ただし、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設等からの洗濯廃液等（以下「洗濯廃液」という。）、床ドレンの一部、試薬ドレン、手洗いドレン、空調ドレンに係る設備及び海洋放出管の一部を除く。</p> <p>viii. 低レベル固体廃棄物処理設備。</p> <p>ix. 分析設備。耐☞</p> <p>(b) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設でSクラスに属さない施設</p> <p>i. Bクラスの設備を収納するセル等。</p> <p>ii. Bクラスの機器の廃ガス処理設備のうち、塔槽類から排風機を経て弁までの範囲。</p> <p>iii. Bクラスのセル等の換気設備のうち、セル等から排風機を経てダンパまでの範囲。耐☞</p> <p>(c) その他の施設</p> <p>i. 放射性物質を取り扱う移送機器及び装置類。ただし、以下の設備を除く。</p> <p>(i) 放射性物質の環境への放出のおそれがない移送機器及び装置類。</p> <p>(ii) 放射性物質の濃度が非常に低いか、又は内蔵量が非常に小さいものを取り扱う移送機器及び装置類。</p> <p>ii. 主要な遮蔽設備。耐☞</p> <p>c. Cクラスの施設</p> <p>上記S, Bクラスに属さない施設。耐☞</p>	

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>(2) 重大事故等対処施設の設備分類            重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえ、重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの（以下「常設重大事故等対処設備」という。）を以下のとおりに分類する。</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備            常設重大事故等対処設備であって、安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備            常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。</p>	<p>【31条】</p> <p>(a) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備            常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備            常設重大事故等対処設備であって、上記 (イ) 以外のもの。</p>	<p>【31条】</p> <p>(1) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備            常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備            常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。</p> <p>1.6.2.2 重大事故等対処施設の設備分類            重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備            重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備            常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備            常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。</p> <p>上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第 1.6-5 表に示す。</p> <p>なお、第1.6-5 表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。</p> <p>(3) 耐震重要度分類上の留意事項            a. 再処理施設の安全機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割</p>	<p>④ 設基③b            （評価条件）耐②④            (2) 重大事故等対処施設の設備分類            重大事故等対処施設について、以下のとおりに分類する。</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備            b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備</p> <p>添付書類へ記載</p>

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>をもつもの及び支持構造物等の間接的な施設を含めて健全性を保持する観点で、これらを主要設備等，補助設備，直接支持構造物，間接支持構造物及び波及的影響を検討すべき設備に区分する。耐④</p> <p>安全上要求される同一の機能上の分類に属する主要設備等，補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが，間接支持構造物の支持機能及び波及的影響の評価については，それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障がないことを確認する。耐②④</p> <p>b. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールは，基準地震動にて臨界安全が確保されていることの確認を行う。耐④</p> <p>c. 上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備間で液体状の放射性物質を移送するための配管及びサンプリング配管のうち，明らかに取扱い量が少ない配管は，設備のバウンダリを構成している範囲を除き，下位の分類とする。耐④</p> <p>d. ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の定量ポット，中間ポット及び脱硝装置のグローブボックスは，収納するSクラスの機器へ波及的影響を及ぼさない設計とする。耐④</p> <p>e. 分離施設の補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁，抽出塔供給溶解液流量高による送液停止回路及び遮断弁，抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁，第1洗浄塔洗浄廃液密度高による工程停止回路及び遮断弁，精製施設のプルトニウム濃縮缶に係る注水槽の液位低による警報及び注水槽は，上位の分類に属するものへ波及的影響を及ぼさない設計とする。耐④</p> <p>f. 竜巻防護対策設備は，竜巻防護施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。耐④</p> <p>g. 溢水防護設備は，地震及び地震を起因として発生する溢水によって安全機能を有する施設のうち，再処理施設内部で想定される溢水に対して，冷却，水素掃気，火災及び爆発の防止，臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）の安全機能が損なわれない設計とする。耐④</p> <p>h. 化学薬品防護設備は，地震及び地震を起因として発生する化学薬品の漏えいによって安全機能を有する施設のうち，再処理施設内部で想定される化学薬品の漏えいに対して，冷却，水素掃気，火災及び爆発の防</p>	



要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>止，臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「化学薬品防護対象設備」という。）の安全機能が損なわれない設計とする。耐Ⓔ</p> <p>i. 主排気筒及びその排気筒モニタのSクラスとBクラス以下の配管又はダクトの取合いは，Bクラス以下の廃ガス処理設備又は換気設備の機能が喪失したとしても，Sクラスの廃ガス処理設備又は換気設備に影響を与えないようにする。耐ⒺⒻ</p> <p>上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第1.6-1表に示す。耐Ⓔ</p>	

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>(c) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。 耐☒</p>	<p>1.6.1.3 基礎地盤の支持性能                      (1) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。耐☒                      (2) 建物・構築物を設置する地盤の支持性能については、基準地震動又は静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。耐☒</p> <p><b>【31条】</b>                      (5) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。                      また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>1.6.2.4.4 許容限界                      (3) 基礎地盤の支持性能                      建物・構築物が設置する地盤の支持性能については、基準地震動又は静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p>	<p>5条地盤側で記載</p>

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>2.3 地震力の算定方法 安全機能を有する施設及び常設重大事故等対処設備の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。耐⑤</p> <p>2.3.1 静的地震力 静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。 耐震重要度に応じて定める静的地震力を第4.1-1表に示す。耐⑤</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力を適用する。</p> <p>(1) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。 また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数<math>C_0</math>は1.0以上とする。 Sクラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。</p>	<p>(ロ) 静的地震力 以下のとおり、静的地震力を算定する方針とする。耐田</p> <p>1) 建物・構築物の水平地震力 水平地震力は、地震層せん断力係数に、再処理施設の耐震重要度に応じた係数(Sクラスは3.0、Bクラスは1.5及びCクラスは1.0)を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。 ここで、地震層せん断力係数は、標準せん断力係数を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。耐田</p> <p>2) 建物・構築物の保有水平耐力 保有水平耐力は、必要保有水平耐力を上回るものとし、必要保有水平耐力は、地震層せん断力係数に乘じる係数を1.0、標準せん断力係数を1.0以上として算定する。耐田</p>	<p>1.6.1.4 地震力の算定方法 安全機能を有する施設の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。耐⑤</p> <p>【31条】 1.6.2.3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、以下のとおり適用する。</p> <p>1.6.1.4.1 静的地震力 静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。 耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を第1.6-2表に示す。耐⑤</p> <p>【31条】 1.6.2.3.1 静的地震力 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.6.1.4.1 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>(1) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。 また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数<math>C_0</math>は1.0以上とする。 Sクラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。</p>	<p>④ 設基③b (評価条件) 耐③⑤ 2.3 地震力 2.3.1 静的地震力 耐震重要度に応じて定める静的地震力は第4.1-1表のとおり。  常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力を適用する。</p>

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。耐⑤</p> <p>(2) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数<math>C_1</math>に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。耐⑤</p> <p>上記(1)及び(2)の標準せん断力係数<math>C_0</math>等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。耐⑤</p>	<p>3) 機器・配管系の地震力 機器・配管系の地震力は、建物・構築物で算定した地震層せん断力係数に再処理施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度と見なし、その水平震度と建物・構築物の鉛直震度をそれぞれ20%増しとして算定する。耐④</p> <p>4) 鉛直地震力 Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。耐④</p> <p>5) 標準せん断力係数の割増し係数 標準せん断力係数の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。耐④</p>	<p>ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。耐⑤</p> <p>(2) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数<math>C_1</math>に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。耐⑤</p> <p>上記(1)及び(2)の標準せん断力係数<math>C_0</math>等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。耐⑤</p>	

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>2.3.2 動的地震力</p> <p>Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を入力として、建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平2方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設、設備に対して、許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を第1.6-3表に示す。耐⑤</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、代替する安全機能を有さない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設については、基準地震動による地震力を適用する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の安全機能を代替する施設については、代替する施設の属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。</p>	<p>(e) 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを選定することとし、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動の応答スペクトルを第5図(1)及び第5図(2)に、加速度時刻歴波形を第6図(1)～第6図(10)に示す。解放基盤表面は、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡がりを持ち、著しい風化を受けていない岩盤でS波速度がおおむね0.7km/s以上となる標高-70mとする。</p> <p>また、弾性設計用地震動を以下のとおり設定する方針とする。</p> <p>【31条】</p> <p>(e) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(4) 地震動設定の条件</p> <p>基準地震動との応答スペクトルの比率は、工学的判断として以下を考慮し、<math>S_s - B1 \sim B5</math>、<math>S_s - C1 \sim C4</math>に対して0.5、<math>S_s - A</math>に対して0.52と設定する。</p> <p>1) 基準地震動との応答スペクトルの比率は、再処理施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応し、その値は0.5程度である。</p> <p>2) 弾性設計用地震動は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づく平成4年12月24日付け4安（核規）第844号をもって事業の指定を受け、その後、平成9年7月29日付け9安（核規）第468号、平成14年4月18日付け平成14・04・03原第13号、平成17年9月29日付け平成17・09・13原第5号及び平成23年2月14日付け平成22・02・19原第11号で変更の許可を受けた再処理事業指定申請書の本文及び添付書類（以下「旧申請書」という。）における基準地震動S1の応答スペクトルをおおむね下回らないようにする。耐④</p> <p>(f) 地震応答解析による地震力及び静的</p>	<p>1.6.1.4.2 動的地震力</p> <p>Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を入力として、建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平2方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設、設備に対して、許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を第1.6-3表に示す。耐⑤</p> <p>【31条】</p> <p>(4) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数を乗じて設定する。</p> <p>ここで、基準地震動に乗じる係数は、工学的判断として、再処理施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応する値とする。さらに、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」を踏まえ、弾性設計用地震動については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」に基づく基準地震動S1が設計上果たしてきた役割を一部担うものであることとされていることから、応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動<math>S_s - A</math>に乗ずる係数は、旧申請書における再処理施設の基準地震動S1の応答スペクトルを下回らないよう配慮した値とする。</p> <p>具体的には、工学的判断により、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動のうち基準地震動<math>S_s - B1 \sim B5</math>及び震源を特定せず策定する地震動のうち基準地震動<math>S_s - C1 \sim C4</math>に対して係数0.5を乗じた地震動、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動のうち</p>	<p>④⑤基③b</p> <p>(評価条件)耐③⑤</p> <p>2.3.2 動的地震力</p> <p>耐震重要度分類に応じて定める動的地震力は第1.6-3表のとおり</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、代替する安全機能を有さない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設については、基準地震動による地震力を適用する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の安全機能を代替する施設については、代替する施設の属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。</p> <p>・水平2方向影響確認（評価方法）耐③⑤⑧</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平2方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設、設備に対して、許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p>

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>(1) 入力地震動</p> <p>建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮して作成したものとするとともに、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。耐⑤</p> <p>2.3.3 動的解析法 (1) 建物・構築物 動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 建物・構築物の動的解析に当たっては、</p>	<p>地震力の算定方針</p> <p>(4) 地震応答解析による地震力 以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定する方針とする。</p> <p>1) Sクラスの施設の地震力の算定方針 基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について必要に応じて考慮する。</p> <p>2) Bクラスの施設の地震力の算定方針 Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設の影響検討に当たって、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定まる入力地震動を用いることとし、加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。</p> <p>3) 入力地震動の設定方針</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動について、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を考慮し、必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。耐④</p> <p>4) 地震応答解析方法 地震応答解析方法については、対象施設の形状、構造特性及び振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性及び適用限界を考慮のうえ、解析方法を選定するとともに、調査に基づく解析条件を設定する。また、対象施設の形状及び構造特性等を踏まえたモデル化を行う。耐④</p>	<p>基準地震動 <math>S_s - A</math> に対しては、基準地震動 <math>S_1</math> を上回るよう係数0.52を乗じた地震動を弾性設計用地震動として設定する。 また、建物・構築物及び機器・配管系ともに同じ値を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。 弾性設計用地震動の最大加速度を第1.6-4表に、応答スペクトルを第1.6-1図(1)～第1.6-1図(5)に、弾性設計用地震動の加速度時刻歴波形を第1.6-2図(1)～第1.6-2図(10)に、弾性設計用地震動と基準地震動 <math>S_1</math> の応答スペクトルの比較を第1.6-3図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を第1.6-4図(1)～第1.6-4図(4)に示す。 弾性設計用地震動 <math>S_d - A</math> 及び <math>S_d - B1 \sim B5</math> の年超過確率はおおむね <math>10^{-3} \sim 10^{-4}</math> 程度、<math>S_d - C1 \sim C4</math> の年超過確率はおおむね <math>10^{-3} \sim 10^{-5}</math> 程度である。耐④</p> <p>(1) 入力地震動 地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が <math>0.7 \text{ km/s}</math> 以上を有する標高約70mの位置に想定することとする。 基準地震動は、解放基盤表面で定義する。耐④ 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮して作成したものとするとともに、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。耐⑤ また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。耐④</p> <p>(2) 動的解析法 a. 建物・構築物 動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 建物・構築物の動的解析に当たっては、</p>	

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動及び弾性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>構築物のうち洞道の動的解析に当たっては、洞道と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び洞道の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、洞道と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。洞道の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と洞道の非線形性を考慮して適切に設定する。耐⑤</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>機器については、その形状を考慮して、1質点系又は多質点系モデルに置換し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法により応答を求める。</p> <p>なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。</p> <p>動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。耐⑤</p>		<p>建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動及び弾性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>構築物のうち洞道の動的解析に当たっては、洞道と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び洞道の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、洞道と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。洞道の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と洞道の非線形性を考慮して適切に設定する。耐⑤</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>機器については、その形状を考慮して、1質点系又は多質点系モデルに置換し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法により応答を求める。</p> <p>なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。</p> <p>動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。耐⑤</p>	

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>(3) 重大事故等対処施設</p> <p>適用する地震力による動的解析等にあたっては、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するために、当該施設の構造、形状、振動特性等を適切に考慮してモデルを設定した上で、上記（1）及び（2）に基づき動的解析等を行う。</p>		<p>【31条】</p> <p>1.6.2.3.2 動的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す基準地震動による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラス施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。</p>	



要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>2.4 荷重の組合せと許容限界 安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 耐⑥</p> <p>2.4.1 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(1) 建物・構築物 a. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 b. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪、風）。耐⑥</p> <p>(2) 機器・配管系 a. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 b. 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 c. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 耐⑥</p> <p>(3) 重大事故等対処施設 上記(1)、(2)及び以下の状態を考慮する。 a. 重大事故時の状態 再処理施設が重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p>	<p>(g) 荷重の組合せと許容限界の設定方針</p> <p>(i) 建物・構築物 以下のとおり、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。 1) 荷重の組合せ 常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力を組み合わせる。 2) 許容限界 Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対し妥当な安全余裕を有することとする。なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力が漸次増大し、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大荷重負荷とする。Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せにおいては、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。耐⑥</p> <p>(ii) 機器・配管系 以下のとおり、機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。 1) 荷重の組合せ 運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重と地震力を組み合わせる。 2) 許容限界 Sクラスの機器・配管系について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、実証試</p>	<p>1.6.1.5 荷重の組合せと許容限界 安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 耐⑥</p> <p>1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (1) 建物・構築物 a. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 b. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪、風）。耐⑥</p> <p>(2) 機器・配管系 a. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 b. 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 c. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 耐⑥</p> <p>【31条】 1.6.2.4.1 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (1) 建物・構築物 a. 運転時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。 b. 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 c. 設計用自然条件 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. 設計用自然条件」を適用する。</p>	<p>① 設基③b (評価条件) 耐⑥ 2.4 荷重の組合せと許容限界 2.4.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 建物・構築物 a. 運転時の状態 b. 設計用自然条件（積雪、風）  (2) 機器・配管系 a. 運転時の状態 b. 運転時の異常な過渡変化時の状態 c. 設計基準事故時の状態  (3) 重大事故等対処施設 a. 重大事故時の状態</p>

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>2.4.2 荷重の種類</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧</p> <p>b. 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>c. 積雪荷重及び風荷重</p> <p>ただし, 運転時の荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。耐⑥</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ただし, 各状態において施設に作用する荷重には, 常時作用している荷重, すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また, 屋外に設置される施設については, 建物・構築物に準じる。耐⑥</p> <p>(3) 重大事故等対処施設</p> <p>上記(1), (2)及び以下の状態を考慮する。</p> <p>a. 重大事故時の状態で施設に作用する荷重</p>	<p>験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。Sクラス, Bクラス及びCクラスの機器・配管系について, 基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せによる影響評価においては, 応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。耐④</p>	<p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 運転時の状態</p> <p>「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。</p> <p>b. 運転時の異常な過渡変化時の状態</p> <p>「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>c. 設計基準事故時の状態</p> <p>「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>d. 重大事故等時の状態</p> <p>再処理施設が, 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態, 重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>1.6.1.5.2 荷重の種類</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧</p> <p>b. 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>c. 積雪荷重及び風荷重</p> <p>ただし, 運転時の荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。耐⑥</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ただし, 各状態において施設に作用する荷重には, 常時作用している荷重, すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また, 屋外に設置される施設については, 建物・構築物に準じる。耐⑥</p> <p>【31条】</p> <p>1.6.2.4.2 荷重の種類</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧</p> <p>b. 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>c. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p>	<p>許⑥基③b</p> <p>(評価条件) 耐⑥</p> <p>2.4.2 荷重の種類</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧</p> <p>b. 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>c. 積雪荷重及び風荷重</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(3) 重大事故等対処施設</p> <p>a. 重大事故時の状態で施設に作用する荷重</p>

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>2.4.3 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>(1) 建物・構築物 Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。</p> <p>Sクラス、Bクラス及びCクラス施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。</p> <p>この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。耐⑥</p> <p>(2) 機器・配管系 Sクラスの機器・配管系について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重とする。</p> <p>Bクラスの機器・配管系について、共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用す</p>		<p>d. 積雪荷重及び風荷重 ただし、運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。</p> <p>(2) 機器・配管系 a. 運転時の状態で施設に作用する荷重 b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 d. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。</p> <p>1.6.1.5.3 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>(1) 建物・構築物 Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。Sクラス、Bクラス及びCクラス施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。耐⑥</p> <p>(2) 機器・配管系 Sクラスの機器・配管系について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重とする。</p> <p>Bクラスの機器・配管系について、共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用す</p>	<p>許設基③b (評価条件) 耐⑥ 2.4.3 荷重の組合せ (1) 建物・構築物 Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重。 Sクラス、Bクラス及びCクラス施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重。</p> <p>(2) 機器・配管系 Sクラスの機器・配管系について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重。 Bクラスの機器・配管系について、共振影響検討</p>

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>る荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。</p> <p>Cクラスの機器・配管系について、静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。耐⑥</p> <p>(3) 重大事故等対処施設</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重の他、以下の施設の状態に応じた荷重を考慮する。</p> <p>イ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>(1) 運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力</p> <p>(2) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力</p> <p>(3) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえた適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）</p> <p>この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p>	<p>【31条】</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、重大事故等時に生じる荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力を組み合わせる。機器・配管系については、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重及び重大事故等時に生じる荷重と地震力を組み合わせる。</p>	<p>る荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。</p> <p>Cクラスの機器・配管系について、静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。耐⑥</p> <p>【31条】</p> <p>1.6.2.4.3 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p>	<p>用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重。</p> <p>Cクラスの機器・配管系について、静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(3) 重大事故等対処施設</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重の他、以下の施設の状態に応じた荷重を考慮。</p> <p>イ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>(1) 運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力</p> <p>(2) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力</p> <p>(3) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえた適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動</p>

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>□ 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>(イ) 運転時の状態で施設に作用する荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力</p> <p>なお、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 常時作用している荷重の他、以下の施設の状態に応じた荷重を考慮する。</p> <p>イ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>(1) 運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力。</p> <p>(2) 運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力。</p> <p>(3) 運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえた適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）。</p> <p>この組み合わせにおいては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>□ 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>(イ) 運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力。</p> <p>(ロ) 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち</p>		<p>d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>なお、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p>	<p>による地震力)</p> <p>□ 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>(イ) 運転時の状態で施設に作用する荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力</p> <p>(b) 機器・配管系 常時作用している荷重の他、以下の施設の状態に応じた荷重を考慮。</p> <p>イ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>(1) 運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力。</p> <p>(2) 運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力。</p> <p>(3) 運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえた適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）</p> <p>□ 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>(イ) 運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動</p>

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>Sクラスの施設は、上記(イ)を適用する。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(4) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>a. ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>b. 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。</p> <p>c. 機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時（以下「事故等」という。）に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせを考慮する。</p> <p>d. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>e. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。耐⑥</p>		<p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>1.6.1.5.3 荷重の組合せ</p> <p>(3) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>a. ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>b. 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。</p> <p>c. 機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時（以下「事故等」という。）に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせを考慮する。</p> <p>d. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>e. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。耐⑥</p> <p>【31条】</p> <p>1.6.2.4.3 荷重の組合せ</p> <p>(3) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>a. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>b. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される</p>	<p>による地震力又は静的地震力。</p> <p>(ロ) 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設は、上記(イ)を適用する。</p>

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>施設の設定分類に応じた地震力と常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>c. 積雪荷重については，屋外に設置されている施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>d. 風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>e. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重の組み合わせにおける，地震によって引き起こされるおそれがある事象又は地震によって引き起こされるおそれがない事象については，「第 1.7.18-1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類」の重大事故等の要因事象に示す。</p> <p>f. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は，「1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計」の「(3) 環境条件等」の「a. 環境条件」の「(c) 重大事故等時における環境条件」に示す条件を考慮する。</p> <p>g. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち，Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。</p>	

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>2.4.4 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、構造強度の確保に加えて、もとめられる機能に応じて適切に設定するものとする。耐⑥</p> <p>(1) 建物・構築物 a. Sクラスの建物・構築物 (a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。 なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 (b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物 上記a.(b)による許容応力度を許容限界とする。 c. 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。耐⑥</p> <p>(2) 機器・配管系 a. Sクラスの機器・配管系 (a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。 (b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的に</p>		<p>1.6.1.5.4 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。耐⑥</p> <p>(1) 建物・構築物 a. Sクラスの建物・構築物 (a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。 なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 (b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物 上記a.(b)による許容応力度を許容限界とする。 c. 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。耐⑥</p> <p>(2) 機器・配管系 a. Sクラスの機器・配管系 (a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。 (b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的に</p>	<p>⑥ 設基③b (評価条件) 耐⑥ 2.4.4 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、構造強度の確保に加えて、もとめられる機能に応じて適切に設定するものとする。</p> <p>・機能維持評価 (評価方法) 耐⑤⑧ 地震時及び地震後に動作を要求される機器・配管系については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</p>



要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>おおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系 上記a. (b)による応力を許容限界とする。</p> <p>c. 動的機器 地震時及び地震後に動作を要求される機器・配管系については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。耐⑥</p> <p>(3) 重大事故等対処施設 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 上記(2)a. (a)による終局耐力時のせん断ひずみ・応力等を許容限界とする。 (b) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 上記(1)b. による許容応力度を許容限界とする。 (c) 建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）の保有水平耐力 上記(1)c. による保有水平耐力を許容限界とする。</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 上記(2)a. (a)による応力、荷重を許容限界とする。 (b) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事</p>	<p>【31条】 (c) ～中略～ 建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように設計する。</p> <p>(d) ～中略～ 建物・構築物及び機器・配管系ともに、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>おおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系 上記a. (b)による応力を許容限界とする。</p> <p>c. 動的機器 地震時及び地震後に動作を要求される機器・配管系については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。耐⑥</p> <p>【31条】 1.6.2.4.4 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力を用いる。</p> <p>(1) 建物・構築物 a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」の「a. Sクラスの建物・構築物」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。 b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物」を適用する。 c. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、上記a. を適用するほか、建物・構築物が、変形等に対してその支持機能を損なわれないものとする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能を損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。 d. 建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）の保有水平耐力は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「c. 建物・構築物の保有水平耐力」を適用する。</p> <p>(2) 機器・配管系 a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管系」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用す</p>	

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>故等対処施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 上記(2)b.による応力を許容限界とする。</li> <li>ロ 代替する安全機能を有する施設を有さない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設は、上記(a)を適用する。</li> <li>（c） 動的機器 上記(2)c.を適用する。</li> </ul>	<p>機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系」を適用する。 また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設はa.に示す常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の許容限界を適用する。</li> <li>c. 動的機器は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 動的機器」を適用する。</li> </ul>	

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>2.5 設計における留意事項</p> <p>2.5.1 主要設備等, 補助設備, 直接支持構造物及び間接支持構造物                      主要設備等, 補助設備及び直接支持構造物については, 耐震重要度の区分に応じた地震力に十分耐えることができるよう設計するとともに, 安全機能を有する施設のうち, 耐震重要施設に該当する設備は, 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。                      また, 間接支持構造物については, 支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度分類に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。耐②③</p> <p>2.5.2 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物                      建物・構築物の変形等に対してその支持機能が損なわれるおそれがない設計とする。                      なお, 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能の確認にあたっては, 支持する施設に適用される地震力を適用する。</p> <p>2.5.3 波及的影響に対する考慮                      (1) 耐震重要施設に対する波及的影響の考慮                      耐震重要施設は, 耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「下位クラス施設」という。)の波及的影響によって, その安全機能が損なわれないものとする。                      評価に当たっては, 以下の4つの観点をもとに, 敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い, 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い, 波及的影響を考慮すべき施設を抽出し, 耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。                      波及的影響の評価に当たっては, 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお, 地震動又は地震力の選定に当たっては, 施設の配置状況, 使用時間を踏まえて適切に設定する。また, 波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力</p>	<p>(h) 波及的影響に係る設計方針                      耐震重要施設は, 以下のとおり, 耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって, その安全機能を損なわないように設計する。                      (i) 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて, 以下に示す4つの観点について, 波及的影響の評価に係る事象選定を行う。                      1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響                      2) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響                      3) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷, 転倒, 落下による耐震重要施設への影響                      4) 建屋外における下位のクラスの施設</p>	<p>1.6.1.6 設計における留意事項                      1.6.1.6.1 主要設備等, 補助設備, 直接支持構造物及び間接支持構造物                      主要設備等, 補助設備及び直接支持構造物については, 耐震重要度の区分に応じた地震力に十分耐えることができるよう設計するとともに, 安全機能を有する施設のうち, 地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)に該当する設備は, 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。また, 間接支持構造物については, 支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度分類に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。耐②③</p> <p>【31条】                      1.6.2.4.4 許容限界                      c. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は, 上記a.を適用するほか, 建物・構築物が, 変形等に対してその支持機能を損なわれないものとする。なお, 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能を損なわれないことを確認する際の地震力は, 支持される施設に適用される地震力とする。</p> <p>1.6.1.6.2 波及的影響                      耐震重要施設は, 耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「下位クラス施設」という。)の波及的影響によって, その安全機能が損なわれないものとする。                      評価に当たっては, 以下の4つの観点をもとに, 敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い, 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い, 波及的影響を考慮すべき施設を抽出し, 耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。                      波及的影響の評価に当たっては, 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお, 地震動又は地震力の選定に当たっては, 施設の配置状況, 使用時間を踏まえて適切に設定する。また, 波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性</p>	<p>① 設基③b                      (評価方法) 耐②③                      2.5 設計における留意事項                      2.5.1 主要設備等, 補助設備, 直接支持構造物及び間接支持構造物                      主要設備等, 補助設備及び直接支持構造物については, 耐震重要度の区分に応じた地震力に十分耐えることができるよう, また, 耐震重要施設に該当する設備は, 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。                      間接支持構造物については, 支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度分類に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p> <p>2.5.2 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物                      建物・構築物の変形等に対してその支持機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>① 設基③b                      ・波及的影響評価                      (評価方法) 耐⑦⑧                      2.5.3 波及的影響に対する考慮                      以下の4つの観点をもとに, 敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い, 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い, 波及的影響を考慮すべき施設を抽出し, 耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。                      なお, 原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに, 4つの観点以外に検討すべき事項</p>

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。耐⑦</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>a. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。耐⑦</p> <p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。耐⑦</p> <p>(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。耐⑦</p> <p>(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。耐⑦</p> <p>(2) 重大事故等対処施設に対する波及的影響の考慮</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、耐震重要度Bクラス及びCクラスに属する施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によ</p>	<p>の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>(ロ) 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。</p> <p>(ハ) 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>(ニ) これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。耐④</p> <p>【31条】</p> <p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事</p>	<p>のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。耐⑦</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>a. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。耐⑦</p> <p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。耐⑦</p> <p>(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。耐⑦</p> <p>(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。耐⑦</p> <p>また、波及的影響の評価においては、地震に起因する溢水防護、化学薬品防護及び火災防護の観点からの波及的影響についても評価する。耐④</p> <p>【31条】</p> <p>(7) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等</p>	<p>がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>a. 相対変位</p> <p>b. 不等沈下</p> <p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>(2) 重大事故等対処施設に対する波及的影響の考慮</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、耐震重要度Bクラス及びCクラスに属する施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>って、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、重大事故等に対処するために必要な機能が維持されることの確認にあたっては、過大な変形等が生じた場合においても施設全体として必要な機能が損なわれないことを確認する。</p> <p>2.5.4 緊急時対策所 緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。</p> <p>また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって緊急時対策所にとどまる原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員の実効線量が7日間で100m S vを超えない設計とする。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.6.1.4 地震力の算定方法」及び「1.6.1.5 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。</p>	<p>故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>【31条】 1.6.2.6 緊急時対策所の耐震設計 緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。 緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。 また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって緊急時対策所にとどまる原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員の実効線量が7日間で100m S vを超えない設計とする。 なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.6.1.4 地震力の算定方法」及び「1.6.1.5 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。</p> <p>1.6.1.6.3 一関東評価用地震動（鉛直） 基準地震動 S<sub>s-C4</sub> は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いる。 一関東評価用地震動（鉛直）は、一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた観測記録のNS方向及びEW方向のはぎとり解析により算定した基盤地震動の応答スペクトルを平均し、平均応答スペクトルを作成する。水平方向に対する鉛直方向の地震動の比3分の2を考慮し、平均応答スペクトルに3分の2を乗じた応答スペクトルを設定する。一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた鉛直方向の地中記録の位相を用いて、設定した応答スペクトルに適合するよう模擬地震波を作成する。作成した模擬地震波により厳しい評価となるように振幅調整した地震動を一関東評価用地震動（鉛直）とす</p>	<p>評設基③b 2.5.4 緊急時対策所（評価の段階） 耐震設計について設工認で示す。  （評価方法）耐②③ 緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。 また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100m S vを超えない設計とする。</p>

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>る。                      一関東評価用地震動（鉛直）の設計用応答スペクトルを第1.6-5図に、設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第1.6-6図に示す。                      耐</p>	

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>2.6 周辺斜面                      (1) 耐震重要施設                      耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。なお、耐震重要施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。耐①</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設                      常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。なお、当該施設の周辺においては、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。</p>	<p>(i) 耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。耐㊦</p> <p>【31条】                      (i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</p>	<p>1.6.1.7 耐震重要施設の周辺斜面                      耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。なお、耐震重要施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。耐①</p> <p>【31条】                      (6) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</p> <p>1.6.2.5 重大事故等対処施設の周辺斜面                      常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。なお、当該施設の周辺においては、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。</p> <p>1.6.3 主要施設の耐震構造                      1.6.3.1 使用済燃料輸送容器管理建屋                      使用済燃料輸送容器管理建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫、空使用済燃料輸送容器保管庫及びトレーラエリアが地上1階（地上高さ約26m）、除染エリアが地上3階（地上高さ約16m）、地下1階、並びに保守エリアが地上2階（地上高さ約21m）、地下1階、平面が約68m（南北方向）×約180m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。                      建物のうち、除染エリアは、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。また、他のエリアは、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐㊦</p> <p>1.6.3.2 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋                      使用済燃料受入れ・貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上3階（地上高さ約21m）、地下3階、平面が約130m（南北方向）×約86m（東西方向）の建物であり、堅</p>	<p>許設基④a                      （該当しない条文）耐①                      ・該当斜面なし</p>

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>固な基礎版上に設置する。            建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.3 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋            使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約15m）、地下3階、平面が約53m（南北方向）×約33m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.4 前処理建屋            前処理建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上5階（地上高さ約32m）、地下4階、平面が約87m（南北方向）×約69m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.5 分離建屋            分離建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上4階（地上高さ約26m）、地下3階、平面が約89m（南北方向）×約65m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.6 精製建屋            精製建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上6階（地上高さ約29m）、地下3階、平面が約92m（南北方向）×約71m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.7 ウラン脱硝建屋            ウラン脱硝建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上5階（地上高さ約27m）、地下1階、平面が約39m（南北方向）×約41m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p>	



要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>1.6.3.8 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋                      ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約16m）、地下2階、平面が約69m（南北方向）×約57m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。                      建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。                      耐◇</p> <p>1.6.3.9 ウラン酸化物貯蔵建屋                      ウラン酸化物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上2階（地上高さ約13m）、地下2階、平面が約53m（南北方向）×約53m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。                      建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。                      耐◇</p> <p>1.6.3.10 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋                      ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上1階（地上高さ約14m）、地下4階、平面が約56m（南北方向）×約52m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。                      建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。                      なお、本建屋の地下4階において、MOX燃料加工施設の貯蔵容器搬送用洞道（以下「貯蔵容器搬送用洞道」という。）と接続する。耐◇</p> <p>1.6.3.11 高レベル廃液ガラス固化建屋                      高レベル廃液ガラス固化建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上2階（地上高さ約15m）、地下4階、平面が約59m（南北方向）×約84m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。                      建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.12 第1ガラス固化体貯蔵建屋                      第1ガラス固化体貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上1階（地上高さ約14m）、地下2階、平面が第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟で約47m（南北方向）×約56m（東西方向）、第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟で約47m（南北方向）×約56m（東西方向）の建物</p>	

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。            耐◇</p> <p>1.6.3.13 低レベル廃液処理建屋            低レベル廃液処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上3階（地上高さ約17m）、地下2階、平面が約63m（南北方向）×約58m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.14 低レベル廃棄物処理建屋            低レベル廃棄物処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上4階（地上高さ約29m）、地下2階、平面が約98m（南北方向）×約99m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.15 チャンネルボックス・バーナブルポイゾン処理建屋            チャンネルボックス・バーナブルポイゾン処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約26m）、地下1階、平面が約61m（南北方向）×約61m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.16 ハル・エンドピース貯蔵建屋            ハル・エンドピース貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上2階（地上高さ約18m）、地下4階、平面が約43m（南北方向）×約54m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。            建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.17 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋            第1低レベル廃棄物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上1階（地上高さ約6m）、平面が約73m（南北方向）×約38m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。</p>	

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.18 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約13m）、地下3階、平面が約70m（南北方向）×約65m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.19 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上1階（地上高さ約6m）、平面が約73m（南北方向）×約38m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.20 制御建屋 制御建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上3階（地上高さ約18m）、地下2階、平面が約40m（南北方向）×約71m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.21 分析建屋 分析建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上3階（地上高さ約18m）、地下3階、平面が約46m（南北方向）×約104m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.22 非常用電源建屋 非常用電源建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約14m）、地下1階、平面が約25m（南北方向）×約50m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.23 緊急時対策建屋 緊急時対策建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1</p>	

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>階（一部地上2階建て）（地上高さ約17m）、地下1階、平面が約60m（南北方向）×約79m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。                  建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.24 第1保管庫・貯水所                  第1保管庫・貯水所は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（保管庫）（地上高さ約16m）、地下に第1貯水槽を収納する）、地下1階（貯水槽）、平面が約52m（南北方向）×約113m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。                  建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.25 第2保管庫・貯水所                  第2保管庫・貯水所は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（保管庫）（地上高さ約16m）、地下に第2貯水槽を収納する）、地下1階（貯水槽）、平面が約52m（南北方向）×約113m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。                  建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.26 溶解槽（連続式）                  溶解槽（連続式）は、補強リブ等によって剛性が高く、十分な耐震性を持つ構造とする。また、これを取り付ける支持構造物も十分剛性を持った耐震性のあるものとする。耐◇</p> <p>1.6.3.27 清澄機（遠心式）                  清澄機（遠心式）のケーシングは、十分剛性のある構造とし、建物の床に固定することで耐震性を持たせる。また、回転部分も耐震性を十分考慮した設計とする。耐◇</p> <p>1.6.3.28 環状形パルスカラム                  環状形パルスカラムは細長い容器であるため、支持構造物を建物に取り付け、それによって全体として十分な剛性を持った耐震性のある構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.29 円筒形パルスカラム                  円筒形パルスカラムは細長い容器であるため、支持構造物を建物に取り付け、それによって全体として十分な剛性を持った耐震性のある構造とする。耐◇</p> <p>1.6.3.30 その他</p>	

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>その他の機器・配管系は、運転時荷重、地震荷重による荷重により不都合な応力が生じないように必要に応じロッドレストレイント、スナバ、その他の装置を使用し耐震性を確保する。耐</p> <p>1.9.7 地震による損傷の防止 (地震による損傷の防止)</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項及び第2項について (1) 安全機能を有する施設は、耐震重要度分類に分類し、それぞれに応じた耐震設計を行う。</p> <p>Sクラスの施設：自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p> <p>(2) Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設は、以下に示す地震力に対しておおむね弾性範囲に留まる設計とする。</p> <p>Sクラス：弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震</p>	

要求事項との対比表 第6条 (地震による損傷の防止)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>力。</p> <p>Bクラス：静的地震力 共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震力。</p> <p>Cクラス：静的地震力</p> <p>a. 弾性設計用地震動による地震力 弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が、目安として0.5を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定する。</p> <p>b. 静的地震力 (a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数<math>C_0</math>は1.0以上とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数<math>C_i</math>に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>第3項について (1) 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを策定する。</p> <p>(2) 耐震重要施設は、基準地震動による</p>	

要求事項との対比表 第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>地震力に対して安全機能が損なわれないよう設計する。</p> <p>第4項について 耐震重要施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。</p> <p>添付書類四の下記項目参照 4. 地盤 6. 地震</p> <p>添付書類六の下記項目参照 1.6 耐震設計 耐⇄</p>	

第十一条（火災等による損傷の防止）  
様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第十一条（火災等による損傷の防止）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
DB 火 ①	安全機能を有する施設への、消火設備及び警報設備の設置	技術基準の要求を受けている内容	11 条 1 項	—	a, b
	ケーブルトレイ消火設備の消火性能試験結果	技術基準の要求を受けている内容	11 条 1 項	—	a, b
	火災感知設備及び消火設備の耐震評価結果（構造強度評価及び機能維持）	技術基準の要求を受けている内容	11 条 1 項	—	a, b
DB 火 ②	消火設備及び警報設備は故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがない設計	技術基準の要求を受けている内容	11 条 2 項	—	a, b
DB 火 ③	安全機能を有する施設への可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用、必要に応じて防火壁の設置及びその他の防護措置	技術基準の要求を受けている内容	11 条 3 項	—	a, b
	火災耐久試験（3 時間耐火及び 1 時間耐火）	技術基準の要求を受けている内容	11 条 3 項	—	a
	グローブボックスパネルの酸素指数試験及び燃焼試験（GB 難燃化）	技術基準の要求を受けている内容	11 条 3 項	—	a
	内部火災影響評価（火災伝搬評価）	技術基準の要求を受けている内容	11 条 3 項	—	a
DB 火 ④	有機溶媒等の温度を引火点以下に維持、不活性ガス雰囲気での取扱い、その他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられた設計（化学的制限値含む）	技術基準の要求を受けている内容	11 条 4 項	—	a, b, g
DB 火 ⑤	有機溶媒等の取扱設備での静電気対策として、適切に接地されている設計	技術基準の要求を受けている内容	11 条 5 項	—	a, b
DB 火 ⑥	有機溶媒等の取扱設備を内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えい時の換気及びその他の爆発を防止するための措置を講じられた設計	技術基準の要求を受けている内容	11 条 6 項	—	a, b
DB 火 ⑦	硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒が混入するおそれがある設備の熱的制限値の設定	技術基準の要求を受けている内容	11 条 7 項	—	a, b, g



第十一条（火災等による損傷の防止）  
様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

DB 火 ⑧	蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等の除去設備の設置	技術基準の要求を受けている内容	11 条 8 項	—	a, b
DB 火 ⑨	水素取扱設備は、適切に接地されている設計	技術基準の要求を受けている内容	11 条 9 項	—	a, b
DB 火 ⑩	水素発生設備は水素が滞留しない設計（化学的制限値含む）	技術基準の要求を受けている内容	11 条 10 項	—	a, b, g
	放射線分解水素の水素掃気能力評価	技術基準の要求を受けている内容	11 条 10 項	—	a, b, g
DB 火 ⑪	水素の取扱い又は水素発生設備を内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造及びその他の爆発を防止するための措置を講じられた設計	技術基準の要求を受けている内容	11 条 11 項	—	a, b
DB 火 ⑫	ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る設計	技術基準の要求を受けている内容	11 条 12 項		a, b

2. 事業指定申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	重複記載	前後述の本文に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
②	添付書類記載内容	添付書類六の記載を基本設計方針とするため、記載しない。	—
③	冒頭宣言	冒頭宣言のため記載しない。	—
④	他条文との重複記載（重大事故等対処施設の火災防護設備）	第 3 5 条「火災等による損傷の防止」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	a

第十一条（火災等による損傷の防止）  
様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

3. 事業指定申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
①	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
②	添付書類記載内容	添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」又は「図面」に詳細を記載するため、記載しない。	a, b
③	他条文との重複記載 （重大事故等対処施設の火災防護対策に係る運用）	第35条「火災等による損傷の防止」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	a
④	冒頭宣言	冒頭宣言のため記載しない。	—
⑤	他条文との重複記載 （保安電源設備）	第29条「保安電源設備」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	c
⑥	他条文との重複記載 （安全機能を有する施設）	第16条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	d
⑦	先行施設での使用宣言	設計項目ではないことから基本設計方針に記載しない。	—
⑧	他条文との重複記載 （核燃料物質の臨界防止）	第4条「核燃料物質の臨界防止」の添付書類の計算条件（水）で明確であるため、記載しない。	e
⑨	使用済燃料輸送容器に係る記載	使用済燃料輸送容器に係る設計項目であることから記載しない。	—
⑩	他条文との重複記載 （閉じ込めの機能）	第10条「閉じ込めの機能」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	f
⑪	他条文との重複記載 （保管廃棄）	第25条「保管廃棄」の添付書類で記載する事項であるため、記載しない。	b, f
⑫	他条文との重複記載 （使用済燃料の貯蔵施設等）	第19条「使用済燃料の貯蔵施設等」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	h
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	火災及び爆発の防止に関する説明書 ・放射線分解水素の水素掃気能力評価（既認可） ・グローブボックスパネルの酸素指数試験及び燃焼試験結果 ・ケーブルトレイ消火設備の消火性能試験結果 ・火災感知設備及び消火設備の耐震評価結果（構造強度評価及び機能維持） ・火災耐久試験結果（3時間耐火及び1時間耐火） ・内部火災影響評価（火災伝搬評価結果）		
b	再処理施設に関する図面		
c	電気設備に関する説明書		

第十一条（火災等による損傷の防止）  
様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

d	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
e	核燃料物質の臨界防止に関する説明書
f	再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書
g	計測制御系統施設に関する説明書 （計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書：化学的制限値、熱的制限値）※計測制御設備及び安全保護回路によるインターロック

# 要求事項との対比表 第 1 1 条（火災等による損傷の防止）（1 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>火災防護設備の基本設計方針の記載の考え方</p> <p>・発電炉の技術基準規則は、「火災の発生防止」「火災の感知・消火」「火災の影響軽減」の三方策の要求事項として並んでいるが、再処理施設の技術基準規則は、設計基準対処施設に対する要求事項として1項が「火災の感知・消火」、2項「火災の消火」、3項「火災の発生防止及び影響軽減」、4項～12項までは「火災の発生防止(再処理特有火災:追加要求事項の変更無し)」の要求事項、更に第35条の重大事故等対処施設に対する「火災等による損傷の防止」も1項が「火災の感知・消火」、2項「火災の消火」、3項「火災の発生防止」と設計基準対処施設と影響軽減を除く部分は同じであることに加えて、第4項は「火災の発生防止」の要求事項となっており、各様式の作成の考え方に従い、技術基準規則の要求事項の並びに原則として合わせてとなると基本設計方針がわかり難くなることから事業変更許可申請書本文の記載順位が発電炉と整合していることも踏まえてこの記載順に沿って基本設計方針を所定の単位で纏めてとなるよう整理する。</p> <p>このため、記載順位の変更に伴い、特に技術基準規則第4項～第12項(再処理特有火災:追加要求事項の変更無し)の関係が不明確とならないように「火災の発生防止」を施設特有と再処理施設に分類したうえで備考欄に参考として記載する。なお、本整理は安全審査で強化された火災防護審査基準に関する一般火災対策については、技術基準規則第1項～第3項の追加要求事項として整理している。</p> <p><b>【注意】</b></p> <p>・上記のとおり整理するが、並び替えを意識し過ぎて設計要求事項(設計項目)が整理の際に漏れないよう十分注意する。</p>				
<p>第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>DB 火①：発生防止（第3項） DB 火②：感知及び消火（第1,2項） DB 火③：影響軽減（第3項）</p>	<p>用語の定義は「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び解釈、「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」及び<b>及び解釈</b>並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（平成31年2月13日 原子力規制委員会 原規技発第19021310号）による。</p> <p>第1章 共通項目 火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等, 2 自然現象, 5. 設備に対する要求, 6. その他」の基本設計方針については、「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 火災防護設備の基本設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、<b>火災防護上重要な機器等</b>を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。（<b>冒頭宣言</b>）</p> <p>また、<b>火災防護上重要な機器等</b>以外の安全機能を有する施設を含めた再処理施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。DB 火①～③a</p>	<p>(4) 火災及び爆発の防止に関する構造 (i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。（<b>冒頭宣言</b>）</p>	<p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計 火災及び爆発の防止に関する設計は、安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計並びに<b>重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計を行う。</b>◇</p>	<p>設費基⑤ 指針等の引用 ※火災防護審査基準は発電炉記載から改訂されていることを踏まえて最新版を記載</p> <p>※個別項目については共通項目への呼び込み記載（標準）</p> <p>※第1項～第12項までを含んだ火災防護上重要な機器に対する火災3方策の宣言であることから許可本文との整合の観点から冒頭宣言として記載する。</p> <p>設費基①②⑤ 【性能】 火災防護上重要な機器以外の安全機能を有する施設の火災防護対策</p> <p>【手段：設備＋運用】DB火①～③a ・消防法、建築基準法、都市計画法（消防水利）および日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策（接地、換気、漏えい防止対策、感知設備の接地、消火設備の設置、耐火壁（1時間）の設置） ※運用は火災防護計画で纏めて記載</p> <p>【手段：設備】DB火①～③a 安全機能を有する施設の火災防護設備の設置 ・火災発生防止設備の設置 ・火災感知設備の設置 ・消火設備の設置 ・火災影響軽減設備の設置</p>
DB 火①～③a（火災防護設備の設置）	火災防護設備は、安全機能を有する施設の火災防護設備で構成し、火災発生設備、火災感知設備、消火設備、火災影響軽減設備を設置する。 DB 火①～③a			

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（2 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>火災防護上重要な機器等は、再処理施設の冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設の構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「安重機能を有する機器等」を除いたもの（以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。）とする。DB 火①～③b1</p>	<p>(a) 基本事項 (イ) 安全上重要な施設 再処理施設は、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。DB 火①～③b1 具体的には、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）DB 火①～③b1 を抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。 (ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器 安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「(イ) 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」DB 火①～③b1 として抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>1.5.1 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計 1.5.1.1 火災及び爆発の防止に関する設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。⓪ 火災又は爆発によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。⓪ 火災防護対策を講ずる対象としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出することで、火災又は爆発により、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないよう対策を講ずる設計とし、安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設に火災区域及び火災区画を設定した上で、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。⓪ また、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器についても火災区域を設定した上で、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。⓪ 再処理施設の火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）及び原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴（引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと、高線量下となるセルが存在すること等）及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。DB 火①～③b6 その他の安全機能を有する施設を含め再処理施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。⓪  (1) 安全上重要な施設 再処理施設は、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。⓪ 具体的には、安全機能を有する施設のうち、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。⓪ 安全上重要な施設は、「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」の(1)～(15)に示す施設が該当する。⓪ 上記方針に基づき、以下の建物及び構築物並びに屋外に設置する設備に火災区域及び火災区画を設定する。⓪ a. 建物⓪ (a) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 (b) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 B 基礎 (c) 前処理建屋 (d) 分離建屋 (e) 精製建屋 (f) ウラン脱硝建屋 (g) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 (h) ウラン酸化物貯蔵建屋 (i) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋</p>	<p>設費基① 【性能】 火災防護上重要な機器等に対する火災防護対策 ・火災の発生防止 ・火災の感知及び消火 ・火災の影響軽減  【手段1：設備＋運用（設計条件）】DB火①～③b1 ・火災防護上重要な設備（安重機器、貯蔵閉じ込め機器）の選定 ※運用は火災防護計画で纏めて記載  ※火災防護上の最重要設備の記載と統合</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（3 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>(ハ) その他の安全機能を有する施設  <u>「(イ) 安全上重要な施設」及び「(ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</u>                      DB 火①～③a</p>	<p>(j) 高レベル廃液ガラス固化建屋                      (k) 第1 ガラス固化体貯蔵建屋                      (l) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋                      (m) ハル・エンドピース貯蔵建屋                      (n) 主排気筒管理建屋                      (o) 制御建屋                      (p) 分析建屋                      (q) 非常用電源建屋                      b. 屋外施設◇                      (a) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔                      (b) 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔                      (c) 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔                      (d) 主排気筒                      c. 燃料貯蔵設備◇                      (a) 第1非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備                      (b) 第2非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備                      d. 洞道◇                      (a) 分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道                      (b) 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、制御建屋、非常用電源建屋、再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔A、B、主排気筒及び主排気筒管理建屋を接続する洞道                      (c) 分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び分析建屋を接続する洞道のうち、ウラン脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に接続する洞道を除く部分                      (d) 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道                      (e) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A、Bを接続する洞道                      (f) 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1 ガラス固化体貯蔵建屋を接続する洞道                      (g) ウラン脱硝建屋とウラン酸化物貯蔵建屋を接続する洞道                      (2) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災及び爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「(1) 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋（安全上重要な施設を除く）を以下に示す。◇                      a. 使用済燃料輸送容器管理建屋                      b. 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋                      c. 低レベル廃液処理建屋                      d. 低レベル廃棄物処理建屋                      e. 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋                      f. 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋                      g. 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋                      h. 出入管理建屋                      i. 北換気筒                      (3) その他の安全機能を有する施設                      「(1) 安全上重要な施設」及び「(2) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（4 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>火災防護上重要な機器等を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、<u>火災防護上重要な機器等</u>において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。</p> <p>DB①～③b2</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁, 耐火シール, 防火戸, 防火ダンパ等)として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁, 天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するとともに、ファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。</p> <p>DB①～③b3</p> <p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>DB①～③b4</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。</p> <p>DB 火①～③b5</p> <p>火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）及び原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴（引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと、高線量下となるセルが存在すること等）及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、その重要度と特徴を考慮し最も重要な以下の設備を火災防護上の最重要設備として選定し、系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機</p> <p>2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系</p> <p>3) 安全圧縮空気系</p> <p>4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統</p> <p>DB 火①～③b6</p>	<p>(ニ) 火災区域及び火災区画の設定</p> <p><u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、「(イ) 安全上重要な施設」及び「(ロ) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。</u></p> <p>DB①～③b2</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁, 耐火シール, 防火戸, 防火ダンパ等)、天井及び床（以下「耐火壁」という。）により隣接する他の火災区域と分離する。㉒</p> <p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>DB①～③b4</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。</p> <p>DB 火①～③b5</p> <p>再処理施設における火災防護対策に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として再処理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。㉓</p> <p>(ホ) 火災防護上の最重要設備</p> <p><u>安全上重要な施設のうち、その重要度と特徴を考慮し最も重要な以下の設備を火災防護上の最重要設備として選定し、系統分離対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>1) <u>プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機</u></p> <p>2) <u>崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系</u></p> <p>3) <u>安全圧縮空気系</u></p> <p>4) <u>上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統</u></p> <p>DB 火①～③b6</p>	<p>(4) 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋に、耐火壁(耐火隔壁, 耐火シール, 防火戸, 防火ダンパ等)、天井及び床（以下「耐火壁」という。）によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、「(1) 安全上重要な施設」及び「(2) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。㉔</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>DB①～③b3</p> <p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。㉕</p> <p>火災区画は、建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。㉖</p> <p>(5) 火災防護上の最重要設備</p> <p>安全上重要な施設のうち、その重要度と特徴を考慮し、火災時においても継続的に機能が必要となる設備である以下の設備を火災防護上の最重要設備（以下「最重要設備」という。）とし、系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>a. プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機</p> <p>b. 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系のうち重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系</p> <p>c. 安全圧縮空気系</p> <p>d. 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統㉗</p>	<p>設群基①</p> <p>【性能】</p> <p>火災防護上重要な機器等に対する火災防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の発生防止</li> <li>・火災の感知及び消火</li> <li>・火災の影響軽減</li> </ul> <p>【手段2：運用】DB火①～③b2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防護上重要な設備を収納する建屋へ火災区域の設定</li> </ul> <p>※運用は火災防護計画で纏めて記載</p> <p>【手段3：設備】DB火①～③b3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する他の火災区域との3時間以上の耐火能力を有する耐火壁による分離</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 耐火隔壁</li> <li>② 耐火シール</li> <li>③ 防火戸</li> <li>④ 防火ダンパ</li> <li>⑤ 150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記耐火壁の火災耐久試験</li> <li>・火災防護上重要な機器を設置する火災区域と他の火災区域又は火災区画と接続されているファンネルに対する煙流入防止装置の設置</li> </ul> <p>【手段5：運用】DB火①～③b4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の安重機器周りへの火災区域の設定</li> </ul> <p>【手段6：運用】DB火①～③b5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じた火災区画</li> </ul> <p>【手段7：設備】DB火①～③b6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防護上の最重要設備の選定及びこれらに対する系統分離対策</li> </ul> <p>※系統分離対策の詳細は火災の影響軽減に記載</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（5 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うために必要な手順等について保安規定に定める。 DB 火①～③b7</p> <p>その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行う必要な手順等について保安規定に定める。 DB 火①～③b8</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するために必要な手順等について保安規定に定める。 DB 火①～③b9</p>	<p>(へ) 火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。</u> <u>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</u> DB 火①～③b7</p> <p><u>その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</u> DB 火①～③b8</p> <p><u>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</u> DB 火①～③b9</p>	<p>(6) 火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、<u>安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</u>ⓧ</p> <p><u>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</u>ⓧ</p> <p><u>その他の再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</u>ⓧ</p> <p><u>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</u>ⓧ</p> <p><u>火災防護計画の策定に当たっては、火災防護審査基準の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。</u>ⓧ a. 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。ⓧ b. 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制を定める。具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化（各責任者と権限）、火災防護計画を遂行するための組織の明確化（各責任者と権限）、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施について定める。ⓧ c. 安重機器を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災区域及び火災区画を考慮した火災防護対策である、火災及び爆発の発生防止対策、火災の感知及び消火対策、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。ⓧ d. 火災防護計画は、再処理施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。ⓧ (a) 事業指定基準規則の第五条に基づく c. で示す対策ⓧ (b) 事業指定基準規則の第二十九条に基づく火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の対策並びに重大事故等対処施設の火災及び爆発により安重機器を有する機器等及</p>	<p>【手段8：運用】DB火①～③b7 ・火災防護上重要な機器の火災防護対策に係る必要な運用を行うための手順等を保安規定に定める ※火災防護計画といった個別具体的な計画名は保安規定側で定めるものであり記載しない。</p> <p>【手段8：運用】DB火①～③b8 ・その他再処理施設の火災防護対策に係る必要な運用を行うための手順等を保安規定に定める ※火災防護計画といった個別具体的な計画名は保安規定側で定めるものであり記載しない。</p> <p>【手段9：運用】DB火①～③b9 ・外部火災に関する火災防護対策に係る必要な運用を行うための手順等を保安規定に定める ※共通項目（自然現象：外部火災）で記載する運用事項は外部火災固有の定期的な評価等の運用に關してのものであり、火災防護全体に係る運用はここで記載する。</p>



要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（6 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>設定する火災区域及び火災区画に対して、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(冒頭宣言)</p>		<p>び放射性物質貯蔵等の機器等並びに重大事故等対処施設の安全性が損なわれないための火災防護対策</p> <p>可搬型重大事故等対処設備、その他再処理施設については、設備等に応じた火災防護対策</p> <p>(c) 森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の爆発、再処理施設敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災及び爆発から安全機能を有する施設を防護する対策</p> <p>ただし、原子力災害に至る火災発生時の対処、原子力災害と同時に発生する火災発生時の対処、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に伴う大規模な火災が発生した場合の対処は、別途定める文書に基づき対応する。</p> <p>なお、上記に示す以外の構造物、系統及び機器は、消防法、建築基準法に基づく火災防護対策を実施する。</p> <p>(d) 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的実施することを定める。</p> <p>(e) 火災防護計画は、その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づく改善を行うことにより、継続的な改善を図っていくことを定め、火災防護審査基準への適合性を確認することを定める。</p> <p>(f) 火災防護計画は、再処理事業所再処理施設の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づく文書として制定する。</p> <p>(g) 火災防護計画の具体的な遂行のルール、具体的な判断基準等を記載した文書、業務処理手順、方法を記載した文書の文書体系を定めるとともに、持ち込み可燃性物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練などに必要な要領については、各関連文書に必要事項を定めることで、火災防護対策を適切に実施する。</p>	<p>※具体的な火災3方策の基本設計方針へ展開するための冒頭宣言として記載する。</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（7 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>4 有機溶媒その他の可燃性の液体（以下この条において「有機溶媒等」という。）を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気有機溶媒等を取り扱うことその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられているものでなければならない。</p> <p>DB 火災④a DB 火災④b DB 火災④c DB 火災④d DB 火災④e DB 火災④f DB 火災④g</p> <p>5 有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。</p> <p>DB 火災⑤a DB 火災⑤b</p>	<p>(1) 火災及び爆発の発生防止</p> <p>火災及び爆発の発生を防止するため、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。</p> <p>(冒頭宣言)</p> <p>a. <u>放射性物質を含む</u>有機溶媒を内包する機器は、腐食し難い材料を使用するとともに、漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する。</p> <p>DB 火災④a</p> <p>b. <u>放射性物質を含む</u>有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は、化学的制限値（n-ドデカンの引火点74℃）を設定し、<u>化学的制限値</u>を超えて加温することがないように、溶液の温度を監視して、温度高により警報を発するとともに、自動で加温を停止する設計とする。</p> <p>DB 火災④b</p> <p>c. <u>放射性物質を含む</u>有機溶媒を内包する機器は、<u>静電気により着火するおそれがないよう</u>接地を施す設計とする。</p> <p>DB 火災⑤a</p> <p>また、これらの機器を収納するセルには、着火源を有する機器は設置しない。</p> <p>DB 火災⑤b</p>	<p>(b) 火災及び爆発の発生防止</p> <p>(イ) 再処理施設内の火災及び爆発の発生防止</p> <p>再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、<u>熱的制限値及び化学的制限値</u>を設ける設計とする。</p> <p>(冒頭宣言)</p> <p>火災及び爆発の観点で考慮する事象の例を第1.5-1表に示す。◇</p> <p>(1) <u>有機溶媒による火災及び爆発の発生防止</u></p> <p>有機溶媒による火災及び爆発の発生を防止するために、以下の対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>a. <u>有機溶媒を内包する機器は、腐食し難い材料を使用するとともに、漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する。</u></p> <p>DB 火災④a</p> <p>b. <u>有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は、化学的制限値としてn-ドデカンの引火点（74℃）を設定し、74℃を超えて加温することがないように、溶液の温度を監視して、温度高により警報を発するとともに、自動で加温を停止する設計とする。</u></p> <p>DB 火災④b</p> <p>c. <u>静電気が発生のおそれのある有機溶媒を内包する機器は、接地を施すことにより着火源を排除する。</u></p> <p>DB 火災⑤a</p> <p>また、これらの機器を収納するセルには、<u>着火源を有する機器は設置しない。</u></p> <p>DB 火災⑤b</p>	<p>1.5.1.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>1.5.1.2.1 <u>施設特有の火災及び爆発の発生防止</u></p> <p>再処理施設の火災及び爆発の発生防止については、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。</p> <p>(冒頭宣言)</p> <p>火災及び爆発の観点で考慮する事象の例を第1.5-1表に示す。◇</p> <p>(1) <u>有機溶媒による火災及び爆発の発生防止</u></p> <p>有機溶媒による火災及び爆発の発生を防止するために、以下の対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>a. <u>有機溶媒を内包する機器は、腐食し難い材料を使用するとともに、漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する。</u></p> <p>DB 火災④a</p> <p>b. <u>有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は、化学的制限値としてn-ドデカンの引火点（74℃）を設定し、74℃を超えて加温することがないように、溶液の温度を監視して、温度高により警報を発するとともに、自動で加温を停止する設計とする。</u></p> <p>DB 火災④b</p> <p>c. <u>静電気が発生のおそれのある有機溶媒を内包する機器は、接地を施すことにより着火源を排除する。</u></p> <p>DB 火災⑤a</p> <p>また、これらの機器を収納するセルには、<u>着火源を有する機器は設置しない。</u></p> <p>DB 火災⑤b</p>	<p>※具体的な再処理施設特有の火災対策全体の基本設計方針へ展開するための冒頭宣言として記載する。</p> <p>※個別対策の冒頭宣言は全体で宣言記載しているため記載しない。</p> <p>【手段10：設備】DB火災④a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器の漏えいし難い材料の選定による漏えい防止</li> </ul> <p>※放射性物質を含まない有機溶媒の漏えい防止対策はb. 再処理施設の火災及び爆発の発生防止の基本設計方針で記載</p> <p>【手段11：設備】DB火災④b</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温する機器に対する化学的制限値（74℃）の設定</li> <li>化学的制限値を超えないように計測制御設備及び安全保護回路での監視（警報）・制御（自動加温停止）するための温度計及び加温停止する機器（遮断弁等）の設置及び作動</li> </ul> <p>【手段12：運用】DB火災④b</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学的制限値を満足していない又は超えるおそれがあると判断した場合の運転員による加熱停止の措置</li> </ul> <p>【手段13：設備】DB火災⑤a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質を含む有機溶媒（廃溶媒含む）を内包する機器に対する接地</li> </ul> <p>【手段14：設備】DB火災⑤b</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器を収納するセルに着火源を有する機器を設置しない（機器配置）</li> </ul>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（8 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>DB 火災④a</p>	<p>d. 有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル、グローブボックス及び室については、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。</p> <p>DB 火災④a</p> <p>e. 使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は、有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに、廃ガスには不活性ガス（窒素）を注入して排気する設計とする。</p> <p>DB 火災④c</p> <p>廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。）を処理する <u>廃溶媒処理系</u>の機器は、窒素ガスを供給することにより、廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とする。</p> <p>DB 火災④d</p> <p>また、外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し、運転状態を監視し、温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。</p> <p>DB 火災④e</p> <p><u>廃溶媒処理系</u>の熱分解ガスを燃焼する装置は、その内部温度を測定し、燃焼状態を監視し、温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。</p> <p>DB 火災④f</p> <p>また、可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。</p> <p>DB 火災④g</p>		<p><u>d. 有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル、グローブボックス及び室については、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。</u></p> <p>DB 火災④a</p> <p><u>e. 使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は、有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに、廃ガスには不活性ガス（窒素）を注入して排気する設計とする。</u></p> <p>DB 火災④c</p> <p>また、溶媒処理系の主要機器は、接地し、着火源を適切に排除する設計とする。⇩</p> <p>蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し、圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し、有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。⇩</p> <p>溶媒蒸留塔の圧力を監視し、圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス（窒素）を系内に注入し、有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。⇩</p> <p><u>(2) 廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止</u></p> <p><u>廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。）を処理する熱分解装置は、窒素ガスを供給することにより、廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とする。</u></p> <p>DB 火災④d</p> <p><u>また、外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し、運転状態を監視し、温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。</u></p> <p>DB 火災④e</p> <p><u>熱分解ガスを燃焼する装置は、その内部温度を測定し、燃焼状態を監視し、温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。</u></p> <p>DB 火災④f</p> <p><u>また、可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。</u></p> <p>DB 火災④g</p>	<p>【手段15：設備】DB火災④a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器を内部に設置するセル、グローブボックス及び室の有機溶媒漏えい時における気体廃棄物の廃棄施設による換気（分離建屋、精製建屋、低レベル廃棄物処理建屋の換気設備）</li> </ul> <p>【手段16：設備】DB火災④c</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器（溶媒処理系）の可燃領域外での有機溶媒の処理</li> <li>・廃ガス中への不活性ガス（窒素）注入による排気</li> </ul> <p>【手段17：設備】DB火災④d</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱分解装置への窒素ガス供給</li> </ul> <p>【手段18：設備】DB火災④e</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測制御設備による熱分解装置内温度の監視（測定）及び制御（加熱停止、廃溶媒供給停止）</li> </ul> <p>【手段19：設備】DB火災④f</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測制御設備による燃焼装置内温度の監視（測定）及び制御（廃溶媒供給停止）</li> </ul> <p>【手段20：設備】DB火災④g</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器の防爆構造</li> </ul> <p>※廃溶媒処理系からの廃ガス</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（9 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒（爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。）が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。</p> <p>DB 火災⑦a DB 火災⑦b</p> <p>8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。</p> <p>DB 火災⑧a DB 火災⑧b DB 火災⑧c DB 火災⑧d</p>	<p>りん酸三ブチル（以下「TBP」という。）又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル（以下「TBP等」という。）と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「TBP等の錯体」という。）の急激な分解反応を防止するため、濃縮缶及び蒸発缶（以下「濃縮缶等」という。）ではTBPの混入防止対策としてn-ドデカン（以下「希釈剤」という。）を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し、TBPを除去する設計とする。</p> <p>DB 火災⑧a DB 火災⑧b</p> <p>また、濃縮缶等でのTBP等の錯体の急激な分解反応を防止するため、TBPの混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに、水相を槽の下部から抜き出す設計とする。</p> <p>DB 火災⑧c DB 火災⑧d</p> <p>TBP等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には、熱的制限値（加熱蒸気の最高温度135℃）を設定し、温度計により監視し、加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。</p> <p>DB 火災⑦a DB 火災⑦b</p>		<p>(3) TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止</p> <p><u>りん酸三ブチル（以下「TBP」という。）又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル（以下「TBP等」という。）と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「TBP等の錯体」という。）の急激な分解反応を防止するため、濃縮缶及び蒸発缶（以下「濃縮缶等」という。）ではTBPの混入防止対策としてn-ドデカン（以下「希釈剤」という。）を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し、TBPを除去する設計とする。</u></p> <p>DB 火災⑧a DB 火災⑧b</p> <p>また、濃縮缶等でのTBP等の錯体の急激な分解反応を防止するため、TBPの混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに、水相を槽の下部から抜き出す設計とする。</p> <p>DB 火災⑧c DB 火災⑧d</p> <p>TBP等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には、<u>熱的制限値として加熱蒸気最高温度（135℃）を設定し、濃縮缶等の加熱部に供給する約130℃の加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し、温度計により監視し、温度高により警報を発するとともに、加熱蒸気の温度が135℃を超えないために、蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。</u></p> <p>DB 火災⑦a DB 火災⑦b</p>	<p>【手段21：設備】DB火災⑧a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TBPの混入防止対策としての希釈剤による洗浄（洗浄塔、洗浄器）</li> </ul> <p>【手段22：運用】DB火災⑧b</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗浄するための希釈剤の受入れ確認</li> <li>・溶液移送する際の希釈剤洗浄措置</li> <li>・TBP混入防止対策である希釈剤洗浄ができていない場合の運転員による移送停止措置</li> </ul> <p>【手段23：設備】DB火災⑧c</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TBPの混入防止対策としての水槽下部抜き出し構造</li> <li>・計測制御設備（液位計・密度計の組み合わせ）による監視・制御（インターロックによる移送停止）</li> </ul> <p>【手段24：運用】DB火災⑧d</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶液移送する際の水相抜き出し措置</li> <li>・TBP混入防止対策である水相抜き出しができていない場合の運転員による移送停止措置</li> </ul> <p>【手段25：設備】DB火災⑦a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TBP等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器で加温する機器に対する熱的制限値(135℃)の設定</li> <li>・熱的制限値を超えないように計測制御設備及び安全保護回路での監視（警報）・制御（自動加温停止）するための温度計及び加熱停止する機器（遮断弁等）の設置及び作動</li> </ul> <p>【手段26：運用】DB火災⑦b</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱的制限値を満足していない又は超えるおそれがあると判断した場合の運転員による加熱停止の措置</li> </ul>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（10 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>9 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。 DB 火災①a</p> <p>10 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。 DB 火災①a DB 火災①b</p> <p>11 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。 DB 火災①a DB 火災①b DB 火災①c DB 火災①d</p>	<p>(4)水素による爆発の発生防止  <u>運転で水素ガスを使用する設備及び溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u> DB 火災①a</p> <p> <u>運転で水素ガスを使用する設備及び溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は、発生した水素が機器内で滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備及び換気設備へ接続し、排風機による排気を行う設計とする。</u>          また、<u>運転で水素ガスを使用する設備及び溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は、その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給（水素掃気）する及び水素の可燃領域外で運転する並びに不活性ガス（窒素）を供給することで発生する水素の濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。</u> DB 火災①a DB 火災①b</p> <p> <u>運転で水素ガスを使用する設備（空気との混合を想定し、可燃限界濃度以下となるような組成としている還元用窒素・水素混合ガスを除く）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備へ接続し、排風機による排気を行う設計とする。</u> DB 火災①a</p> <p>         また、<u>運転で水素ガスを使用する設備（空気との混合を想定し、可燃限界濃度以下となるような組成としている還元用窒素・水素混合ガスを除く）を設置する室に設置する電気接点を有する機器は、防爆構造とし、万一当該室へ水素が漏えいした場合に備えて、水素漏えい検知器を設置し、中央制御室に警報を発する設計とする。</u> DB 火災①b</p> <p> <u>運転で水素ガスを使用する設備のうち還元用窒素・水素混合ガスの供給をうける機器は、化学的制限値（還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算 6.4 v o 1 %）を設定し、供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し、還元用窒素・水素混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一、水素濃度が設定値ドライ換算 6.0 v o 1 %を超える場合には、還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</u> DB 火災①c DB 火災①d</p>	<p>事業変更許可申請書 本文</p>	<p>(4) 運転で使用する水素による爆発の発生防止          a. ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉  <u>水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉には化学的制限値として還元用窒素・水素混合ガス中の水素最高濃度 (6.0 v o 1 %) を設定し、還元ガス受槽では、還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し、還元用窒素・水素混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるようにする。万一、水素濃度が 6.0 v o 1 % を超える場合には、還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する窒素・水素混合ガス停止系を設ける設計とする。</u> DB 火災①c DB 火災①d</p> <p>         b. ウラン精製設備のウラナス製造器  <u>ウラナス製造器は、水素の可燃領域外で運転する設計とする。</u> DB 火災①b  <u>洗浄塔は、その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し、廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。</u> DB 火災①b  <u>洗浄塔に供給する空気の流量を監視し、流量低により警報を発するとともに、自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。</u> ◇  <u>第2気液分離槽は、窒素ガスを供給し、4 箇のウラン（以下「ウラナス」という。）を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに、廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。</u> DB 火災①b          第2気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し、流量低により警報を発する設計とする。◇  <u>また、水素を取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。</u> DB 火災①b</p> <p>(5) 放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止  <u>空気の供給が停止したときに、溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器のうち、可燃限界濃度に達するまでの時間余裕が小さい機器は、その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から空気を供給（水素掃気）し、発生する水素の濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。可燃限界濃度に達するまでの時間が1日以上を要する時間余裕が大きい機器は、非常用所内電源系統から給電する塔槽類廃ガス処理設備の排風機による排気、一般圧縮空気系等から空気を供給する配管を用いて空気を取り入れることができる設計とする。</u> DB 火災①a DB 火災①b</p>	<p>備考</p> <p>【手段27：設備】DB火災①a ・水素を取り扱う設備の接地</p> <p>【手段28：設備】DB火災①a ・機器の機械換気として気体廃棄物の廃棄施設への接続 ※ウラナス製造設備の一部は換気設備へ接続</p> <p>【手段29：設備】DB火災①b ・機器内への圧縮空気（安全圧縮空気、一般圧縮空気）の供給 ・水素の可燃領域外での運転（ウラナス製造器） ・機器内への不活性ガス（窒素）の供給 （第2気液分離槽）</p> <p>【手段30：設備】DB火災①a ・GB、室へ水素が漏えいした場合の機械換気による滞留防止 ※セルへの水素ガス（放射線により発生する水素）への漏えいのおそれがある機器は溶接構造等により漏えいしない。 ＜要確認＞ DBA時の漏えいを考慮したセル換気系も対象か？</p> <p>【手段31：設備】DB火災①b ・運転で水素ガスを使用する設備（空気との混合を想定し、可燃限界濃度以下となるような組成としている還元用窒素・水素混合ガスの漏えいは除く）を設置する室に設置する電気接点を有する機器の防爆構造 ・上記室への水素漏えい検知器の設置と中央制御室への警報</p> <p>【手段32：設備】DB火災①c ・還元用窒素・水素混合ガス中の化学的制限値（可燃限界濃度ドライ換算6.4 v o 1 %）を設定 ・化学的制限値を超えないように計測制御設備及び安全保護回路での監視（警報）・制御（自動供給停止）するための水素濃度計及び加熱停止する機器（遮断弁等）の設置及び作動 ※化学的制限値の記載にあたっては事故説明書記載事項を踏ま</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（11 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>12 ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならない。</p> <p>DB 火災②a DB 火災②b</p> <p>【以下は、再処理特有火災に関連し、変更無し】 DB 火④：発生防止（第4項：化学的制限値の維持等） DB 火⑤：発生防止（第5項：DB 火④対象設備の接地） DB 火⑥：発生防止（第6項：有機溶媒火災時の換気） DB 火⑦：発生防止（第7項：熱的制限値の維持） DB 火⑧：発生防止（第8項：有機溶媒等の油水分離） DB 火⑨：発生防止（第9項：水素掃気対象機器等の接地） DB 火⑩：発生防止（第10項：水素掃気対象機器等の水素掃気） DB 火⑪：発生防止（第11項：水素掃気対象機器等の換気） DB 火⑫：発生防止（第12項：ジルコニウム火災対策及び発熱性の廃棄物の保管廃棄）</p>	<p>ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備は、ドラム缶等の金属容器に収納するとともに水又は空気による冷却を行うことで火災及び爆発のおそれがない保管を行う設計とする。</p> <p>DB 火災②a</p> <p>また、ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱う設備は、不活性ガス（窒素ガス）を吹き込むことで不活性雰囲気とするとともに気体廃棄物の廃棄施設へ接続する及び溶液中又は水中で取り扱うことによりジルコニウム粉末及びその合金粉末の蓄積及び滞留を防止する設計とする。</p> <p>DB 火災②b</p> <p>また、上記に加え発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止として以下に示す対策を講ずる設計とする。</p> <p>(繋ぎ文章)</p>	<p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。□</p> <p>また、上記に加え発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>(繋ぎ文章)</p>	<p>(6) 硝酸ヒドラジンによる爆発の発生防止 再処理施設で使用する硝酸ヒドラジンは、自己反応性物質であることから、硝酸ヒドラジンによる爆発の発生を防止するため、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。</p> <p>(7) ジルコニウム及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止 せん断処理施設のせん断機は、空気雰囲気ですん断を行っても、せん断時に生じるジルコニウム及びその合金粉末による火災及び爆発のおそれはないが、せん断粉末の蓄積を防止するために、せん断機から溶解槽側へ窒素ガスを吹き込むことで不活性雰囲気となる設計とする。DB 火災②b</p> <p>(8) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止 分析試薬による火災及び爆発を防止するため、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。また、加熱機器、裸火及び分析試薬の使用場所を制限することにより、可燃性分析試薬による火災及び爆発を防止する。使用済みの可燃性分析試薬の貯槽は、接地し、着火源を適切に排除する設計とする。</p>	<p>えた記載で整理</p> <p>【手段33：運用】DB火災①d ・化学的制限値を満足していない又は超えるおそれがあると判断した場合の運転員による還元炉の運転停止の措置</p> <p>【手段34：設備】DB火災②a ・ジルコニウム粉末及びその合金粉末の金属容器（ドラム缶・キャニスタ）への収納 ・水又は空気による冷却保管</p> <p>【手段35：設備】DB火災②b ・ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱う設備への不活性ガス（窒素ガス）供給 ・気体廃棄物の廃棄施設への接続による機械換気 ・溶液又は水中での取扱い（溶解液及びCB/BP切断装置の水中使用）</p> <p>※b項への繋ぎ文章として記載</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（12 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③c（火災区域及び火災区画に対する発生防止） DB 火③c1（油内包設備の漏えい防止、拡大防止） DB 火③c2（可燃性ガス内包設備の漏えい防止）</p>	<p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」、「燃料油」に加え、再処理施設で取り扱う物質として、TBP、n-ドデカン等（以下「有機溶媒等」という。）、硝酸ヒドラジン、「水素」及び「プロパン」並びに上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。</p> <p>（冒頭宣言：発生防止対策の設計対象を記載）</p> <p>潤滑油、燃料油、有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備（以下「油内包設備」という。）は、溶接構造、シール構造による漏えい防止、万一漏えいした場合に備え漏えい液受皿又は堰の設置し、漏えい検知装置により漏えいを検知するとともに、スチームジェットポンプ、ポンプ又は重力流により移送することによって、拡大防止を行う設計とする。</p> <p>DB 火③c1</p> <p>水素及びプロパンを内包する設備（以下「可燃性ガス内包設備」という。）は、溶接構造、ボンベに安全弁を設置及び転倒防止措置を講じることにより可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>DB 火③c2-1 DB 火③c2-2</p>		<p>1.5.1.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>再処理施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>（1）発火性物質又は引火性物質</p> <p>発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱うものうち「潤滑油」、「燃料油」に加え、再処理施設で取り扱う物質として、TBP、n-ドデカン等（以下「有機溶媒等」という。）、硝酸ヒドラジン、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである「水素」及び「プロパン」並びに上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。</p> <p>DB 火③c1</p> <p>a. 漏えいの防止及び拡大防止</p> <p>火災区域に対する漏えいの防止対策及び拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。</p> <p>（a）発火性又は引火性物質である潤滑油、燃料油、有機溶媒等を内包する設備</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である潤滑油、燃料油、有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備（以下「油内包設備」という。）は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、漏えい液受皿又は堰を設置し、漏えいした潤滑油、燃料油、有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンが拡大することを防止する設計とする。</p> <p>セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合については、セルの床等にステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、漏えい検知装置により漏えいを検知するとともに、スチームジェットポンプ、ポンプ又は重力流により漏えいした液の化学的性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。DB 火③c1</p> <p>（b）発火性又は引火性物質である水素及びプロパンを内包する設備</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である発火性物質又は引火性物質である水素及びプロパンを内包する設備（以下「可燃性ガス内包設備」という。）は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。DB 火③c2-1</p>	<p>※冒頭宣言として火災区域及び火災区画に対する発生防止対策を行う設計対象を記載</p> <p>【手段36：設備】DB火③c1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油内包設備の溶接構造及びシール構造による漏えい防止</li> <li>油内包設備からの万一の漏えいに備えて漏えい液受皿又は堰の設置</li> <li>油内包設備から漏えいしたことを検知する漏えい検知装置の設置</li> <li>液の化学的性状に合わせた移送機器による移送</li> </ul> <p>【手段36：設備】DB火③c2-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃性ガス内包設備の溶接構造及びシール構造による漏えい防止</li> </ul>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（13 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③c3（火災区域内に設置する油内包設備及び可燃性ガス内包設備との配置上の考慮）</p> <p>DB 火③c4-1（火災区域内に設置する油内包設備及び可燃性ガス内包設備の換気）</p> <p>DB 火③c4-2（蓄電池室の換気）</p> <p>DB 火③c4-3（蓄電池室への可燃性物質の持ち込み管理）</p>	<p>発火性物質又は引火性物質の油内包設備及び可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>DB 火③c3</p> <p>油内包設備及び可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>DB 火③c4-1</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計するとともに、蓄電池室への可燃性物質の持ち込み管理を行う。また、安全上重要な施設の蓄電池、非常用直流電源設備等を設置する火災区域の換気設備は、非常用母線から給電する設計とする。</p> <p>DB 火③c4-2</p> <p>DB 火③c4-3</p>		<p>b. 配置上の考慮 火災区域における設備の配置については、<u>発火性物質又は引火性物質の油内包設備及び可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を損なわないように、発火性物質又は引火性物質を内包する設備と安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の間は、耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</u>DB 火③c3</p> <p>c. 換気 火災区域に対する換気について、以下の設計とする。 (a) 発火性又は引火性物質である油内包設備 <u>火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である潤滑油、燃料油又は再処理工程で使用する有機溶媒等、硝酸ヒドラジンを内包する設備のうち、放射性物質を含まない設備を設置する区域は、漏えいした場合に気体状の発火性物質又は引火性物質が滞留しないよう、機械換気を行う設計とする。</u>DB 火③c4-1 <u>また、屋外に設置する燃料貯蔵設備については、自然換気を行う設計とする。</u>DB 火③c4-1 <u>再処理工程で使用する有機溶媒等を内包する設備のうち、放射性物質を含む設備は、塔槽類廃ガス処理設備等に接続し、機械換気を行う設計とする。</u>DB 火③c4-1</p> <p>(b) 発火性又は引火性物質である可燃性ガス内包設備 <u>火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である蓄電池、ウラナス製造器、還元炉、水素ポンプ又はプロパンを設置又は使用する火災区域は、火災及び爆発の発生を防止するために、以下に示す換気設備による機械換気により換気を行う設計とする。</u> DB 火④a</p> <p>i. 蓄電池 <u>蓄電池を設置する火災区域は機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。安全上重要な施設の蓄電池、非常用直流電源設備等を設置する火災区域の換気設備は、非常用母線から給電する設計とする。</u> DB 火③c4-2 <u>それ以外の蓄電池を設置する火災区画の換気設備は、建屋換気系、電気盤室、非管理区域等の排風機による機械換気又は建屋換気系の送風機による換気を行う設計とする。</u> DB 火③c4-2</p> <p>ii. ウラン精製設備のウラナス製造器 <u>ウラナス製造器に供給する水素ガスの流量を制御し、水素ガスの圧力及び硝酸ウラニル溶液の流量を監視し、水素ガスの圧力高又は硝酸ウラニル溶液の流量低により警報を発するとともに、ウラナス製造器に供給する水素ガス及び硝酸ウラニル溶液を自動で停止する設計とする。</u>ⓧ <u>第1気液分離槽に受け入れる未反応の水素ガス濃度は約100%であり、水素ガスの可燃領域外である。第1気液分離槽から洗浄塔へ移送する未反応の水素ガスの圧力を制御、監視し、圧力高により警報を発する設計とするとともに、未反応の水素ガスの流量を監視し、流量高により警報を発する設計とする。</u>ⓧ <u>洗浄塔は、その他再処理設備の附属施設一般圧縮空気系から空気を供給し、気体廃棄物の廃棄施設の精製建屋換気設備に移送する廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。</u>ⓧ <u>洗浄塔に供給する空気の流量を監視し、流量低により警報を発するとともに、自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。</u>ⓧ <u>第2気液分離槽は、窒素ガスを供給し、ウラナスを含む硝</u></p>	<p>【手段37：設備】DB火③c3 ・油内包設備と可燃性ガス内包設備と防護対象設備との分離（耐火壁、隔壁、離隔距離）</p> <p>【手段38：設備】DB火③c4-1 ・油内包設備と可燃性ガス内包設備の換気（機械換気・自然換気）</p> <p>【手段39：設備】DB火③c4-2 ・蓄電池室の換気（機械換気） ・安重蓄電池等の非常用直流電源設備の換気設備の非常用母線への接続</p> <p>【手段40：運用】DB火③c4-3 ・蓄電池室への可燃物の持ち込み管理</p>



要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（14 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに、廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。⓪第2気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し、流量低により警報を発する設計とする。⓪廃ガスは、建屋換気系の排風機による機械換気を行う設計とする。⓪</p> <p><u>ウラナス製造器等を設置するウラナス製造器室は非常用母線から給電する建屋換気設備の建屋排風機による機械換気を行い、室内に滞留した水素を換気できる設計とする。</u></p> <p>DB 火①a</p> <p>iii. ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉                      水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉には化学的制限値として還元用窒素・水素混合ガス中の水素最高濃度（6.0v o 1%）を設定し、還元ガス受槽では、還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し、還元用窒素・水素混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるようにする。万一、水素濃度が6.0v o 1%を超える場合には、還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する窒素・水素混合ガス停止系を設ける設計とする。⓪</p> <p><u>還元炉はグローブボックス内に設置し、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル換気系の排風機による機械換気を行う設計とする。DB 火①a</u></p> <p>また、火災区域に設定しないが、精製建屋ボンベ庫、還元ガス製造建屋に設置する水素ボンベは、<u>安全弁を備えたガスボンベを転倒しないようにボンベユニットに設置し、万一の損傷による漏えいを防止する DB 火③c2-2 とともに、自然換気により、屋内の空気を屋外に排気することにより、火災区域又は区画内にガスが滞留しない設計とする。⓪</u></p> <p>iv. プロパンボンベ                      プロパンガスボンベは、<u>前処理建屋に安全弁を備えたガスボンベを転倒しないようにボンベユニットに設置 DB 火③c2-2 し、また、機械換気により、屋内の空気を屋外に排気することにより、火災区域又は火災区画内にガスが滞留しない設計とする。⓪</u></p> <p>また、<u>火災区域には設定しないが、低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫においても、安全弁を備えたガスボンベを転倒しないように設置 DB 火③c2-2 し、漏えいガスを屋外に放出する自然換気を行う設計とする。⓪</u></p> <p>d. 防爆                      火災区域に対する防爆について、以下の設計とする。                      (a) 発火性又は引火性物質である引火性液体を内包する設備                      i. 火災区域内に設置する引火性液体を内包する設備は、潤滑油又は燃料油が設備の外部への漏えいを想定しても、引火点は発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性の蒸気となることはない。⓪</p> <p>また、燃料油である重油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については、重油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、非常用母線より給電する換気設備で換気していることから、可燃性の蒸気が滞留するおそれはない。⓪</p> <p>ii. 工場電気設備防爆指針における危険箇所には該当しないが、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある廃溶媒処理系の熱分解装置等の廃溶媒を取り扱う機器は、有機溶媒等を約 450℃で熱分解していることから、廃溶</p>	<p>【手段41：設備】DB火③c2-2                      ・可燃性ガス内包設備の安全弁設置及び転倒防止措置による漏えい防止</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（15 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③c5（発火性及び引火性物質の貯蔵）</p>	<p>火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。 DB 火③c5</p>		<p>媒処理系の熱分解装置等の廃溶媒を取り扱う機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。 ⊕ また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。⊕ ⊕ (b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 工場電気設備防爆指針における危険箇所には該当しないが、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の水素を内包する設備の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのあるウラン精製設備のウラナス製造器は、高濃度の水素を使用することから、ウラナス製造器等を設置するウラナス製造器室に設置する電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。⊕ また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。DB 火災④a  e. 貯蔵 火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器については、以下の設計とする。⊕ 発火性物質又は引火性物質として貯蔵を行う再処理工程で用いる有機溶媒等、ディーゼル発電機用の燃料油及び安全蒸気系のボイラ用のプロパンガスに対し以下の措置を講ずる。 ⊕ (a) 再処理工程内で用いる有機溶媒等は、<u>処理運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。DB 火③c5</u> (b) <u>ディーゼル発電機へ供給する屋内の燃料油は、必要な量を消防法に基づき屋内タンク貯蔵所に安全に貯蔵できる設計とする。DB 火③c5</u> 貯蔵量は7日間の外部電源喪失に対してディーゼル発電機を連続運転するために必要な量を屋外に貯蔵する設計とする。⊕ (c) <u>前処理建屋に設置する安全蒸気系のボイラ用のプロパンガスについては、蒸気供給に必要な量を貯蔵する設計とする。DB 火③c5</u> また、他の安全上重要な施設を収納する室と耐火壁で隔てた室において、安全弁を備えたガスボンベを転倒しないようにボンベユニットに設置し、また、漏えいガスを建屋外に放出できる構造とし、安全に貯蔵する設計とする。⊕ (d) <u>再処理工程で用いる硝酸ヒドラジンは、処理運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする DB 火③c5</u> とともに、自己反応性物質であることから、硝酸ヒドラジンによる爆発の発生を防止するため、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。⊕ (e) <u>ウラン精製設備のウラナス製造器に供給する水素は、精製建屋ボンベ庫から供給する設計とする。⊕</u> また、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉に使用する還元用窒素・水素混合ガスは還元ガス製造建屋の還元炉還元ガス供給系で製造し還元炉へ供給する。⊕ 精製建屋ボンベ庫、還元ガス製造建屋の水素ボンベは、<u>運転に必要な量を考慮した本数とし DB 火③c5</u>、安全弁を備えたガスボンベを転倒しないようにボンベユニットに設置し、万一の損傷による漏えいを防止するとともに、自然換気により、屋内の空気を屋外に排気することにより、火災区域又は火災区画内にガスが滞留しない設計とする。⊕</p>	<p>【手段42：設備】 DB火③c5 ・発火性物質及び引火性物質の必要量の貯蔵</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（16 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③c6-1（可燃性蒸気・微粉を取り扱う設備近傍への静電気がたまるおそれのある設備を設置しない）</p>	<p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には研磨機のように静電気が溜まるおそれのある設備を設置しない設計とする。</p> <p>DB 火③c6-1</p>		<p>(2) 可燃性蒸気・微粉の対策  <u>火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備については以下の設計とするとともに、火災区域には金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれのある設備を設置しない設計とする。</u></p> <p>a. 可燃性蒸気が滞留するおそれのある機器          可燃性の蒸気が滞留するおそれのある設備として、廃溶媒処理系の熱分解装置等の廃溶媒を取り扱う機器は、有機溶媒等を約 450℃で熱分解しており、可燃性蒸気が滞留するおそれがあることから、熱分解装置は、常時不活性ガス（窒素）を吹き込み、熱分解装置の内部で可燃性ガスが燃焼することを防止する。可燃性ガスは、燃焼装置（約 900℃）へ導いて燃焼し、燃焼後の廃ガスは気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備へ移送し、排気する設計とする。Ⓧ</p> <p>廃溶媒処理系の熱分解装置等の廃溶媒を取り扱う機器を設置する室は、排風機による機械換気を行い、電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。Ⓧ</p> <p>また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。Ⓧ</p> <p>火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。Ⓧ</p> <p>b. 可燃性の微粉が滞留するおそれのある機器          再処理施設において、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆燃性粉じん（空気中の酸素が少ない雰囲気中又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発をする金属粉じん）」に該当するおそれのある物質は、使用済燃料集合体の被覆管及びチャンネルボックス等で使用しているジルカロイの切断に伴うジルカロイ粉末である。</p> <p>一般的にジルカロイ粉末は活性であり空気中において酸素と反応し発火する可能性があることから、可燃性の微粉が滞留するおそれがあるせん断処理施設のせん断機並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋のチャンネルボックス切断装置は、火災及び爆発の発生を防止するために以下に示す設計とする。Ⓧ</p> <p>(a) せん断処理施設のせん断機          自然発火性材料であるジルカロイのせん断を行うせん断処理施設のせん断機は、空気雰囲気ですん断を行っても、せん断時に生じる燃料粉末によりジルコニウム粉末及びその合金粉末が希釈されることから火災及び爆発のおそれはないが、せん断機から溶解槽側へ窒素ガスを吹き込むことにより、せん断粉末の蓄積を防止し、かつ、不活性雰囲気とする設計とする。Ⓧ</p> <p>また、吹き込んだ窒素ガスは、せん断処理・溶解廃ガス処理設備の機械換気により、気体廃棄物として高所より排出する設計とする。DB 火②b</p> <p>せん断時に生じたジルコニウム粉末及びその合金粉末は、溶解槽、清澄機、ハル洗浄槽等を経由し、燃料被覆管せん断片及び燃料集合体端末片（以下「ハル・エンドピース」という。）等を詰めたドラム又はガラス固化体に収納するが、その取扱いにおいては溶液内で取り扱うことから、火災及び爆発のおそれはない。DB 火②a</p> <p>(b) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の第1チャンネルボックス切断装置及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の第2チャンネルボックス切断装置  <u>使用済燃料から取り外したジルカロイのチャンネルボックスは、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の第1チャンネルボックス切断装置等により、水中で取り扱うため、微粉が滞留することはない。DB 火②a</u></p>	<p>【手段43：設備】DB火③c6-1          ・可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備近傍への静電気がたまるおそれのある設備を配置しない設計</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（17 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③c7-1（火花の発生を伴う設備の監視）                      DB 火③c7-2（火花の発生を伴う設備への可燃物の近接及び保管禁止）                      DB 火③c7-3（高温となる設備の耐火材・断熱材による可燃性物質との接触防止）                      DB 火③c7-4（高温となる設備の計測制御系統施設の監視による過加熱防止）</p>	<p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることがないようカメラによる監視及び可燃性物質を近傍へ近接又は保管しない設計とする。                      DB 火③c7-1                      DB 火③c7-2</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を保温材又は耐火材で覆うことにより、可燃性物質との接触及び計測制御系統施設によるパラメータの監視を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。                      DB 火③c7-3                      DB 火③c7-4</p>		<p>(3) 発火源への対策  <u>火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。</u>                      DB 火③c7-1  <u>また、高温となる設備は、高温部を保温材又は耐火材で覆うことにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</u>                      DB 火③c7-3</p> <p>a. 火花の発生を伴う設備                      (a) 溶接機A, B（高レベル廃液ガラス固化建屋）  <u>溶接機A, BはTIG自動溶接方式であり、固化セル内に設置する。</u>Ⓢ  <u>溶接機A, B周辺には可燃性物質を配置せず、また、運転を行う際は複数のITVカメラで溶接機の周囲を監視DB火③c7-1し、可燃性物質を溶接機に近接させないことで、発火源とならない設計とする。</u>DB 火③c7-2                      (b) 第1, 2チャンネルボックス切断装置（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理建屋）                      第1チャンネルボックス切断装置及び第2チャンネルボックス切断装置は、溶断式であるが、水中で切断することにより、発火源とならない設計とする。Ⓢ                      b. 高温となる設備                      (a) 脱硝装置、焙焼炉、還元炉（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）  <u>脱硝装置は、運転中は温度を監視するとともに、脱硝終了は温度計及び照度計により、MOX粉体の自熱を検知してマイクロ波の照射を停止する設計としており、加熱が不要に持続しない設計とする。</u>DB 火③c7-4  <u>焙焼炉、還元炉の周囲には断熱材を設置することにより、温度上昇を防止する設計としている。</u>DB 火③c7-3  <u>また、温度が890℃を超えた場合には、ヒータ加熱が自動で停止する設計とする。</u>DB 火③c7-4                      (b) ガラス溶融炉A, B（高レベル廃液ガラス固化建屋）  <u>炉内表面が耐火材で覆われており、耐火材の耐久温度を超えて使用しない設計とすることで、過熱による損傷により内包する溶融ガラスが漏れ出る事に伴う火災及び爆発に至るおそれはない。</u>DB 火③c7-3  <u>また、ガラス溶融炉A, Bの周辺には可燃性物質がなく、ガラス溶融炉A, Bは発火源にはならない設計とする。</u>Ⓢ                      (c) 焼却装置、燃焼装置、セラミックフィルタ、熱分解装置（低レベル廃棄物処理建屋）  <u>雑固体廃棄物処理系の焼却装置及びセラミックフィルタ並びに廃溶媒処理系の燃焼装置は、耐火物を内張りし、機器外面における過度の温度上昇を防止する設計とする</u>DB 火③c7-3 <u>とともに、焼却装置は燃焼状態を監視する設計とすることにより、発火源とはならない設計とする。</u>Ⓢ                      廃溶媒処理系の燃焼装置は、可燃性ガスの未燃焼によるガスの滞留を防止するために、内部温度の測定及び燃焼状態を監視することにより、温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。Ⓢ                      熱分解装置は、窒素ガスを供給することにより、廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とする。Ⓢ                      熱分解装置は、外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し、運転状態を監視する設計とする。Ⓢ</p>	<p>【手段44：設備】DB火③c7-1                      ・火花の発生を伴う設備のカメラによる監視                      ・可燃物近接及び周辺保管の禁止</p> <p>【手段45：運用】DB火③c7-2                      ・可燃物近接及び周辺保管の禁止</p> <p>【手段46：設備】DB火③c7-3                      ・耐火材・断熱材による可燃性物質との接触防止</p> <p>【手段47：設備】DB火③c7-4                      ・計測制御系統施設（計測制御設備及び安全保護回路）のパラメータ監視による過加熱防止</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（18 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB火③c8（蓄電池上部への水素漏えい検知器の設置による監視及び制御室への警報）</p> <p>DB火③c9（電気設備の過加熱防止）</p>	<p>蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。 DB火③c8</p> <p>過電流による過熱及び焼損による火災及び爆発の発生防止のため、電気設備は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 DB火③c9</p>		<p>(4) 水素対策 火災区域に対する水素対策については、以下の設計とする。 火災区域に設置する水素内包設備は、溶接構造等により区域内への水素の漏えいを防止するとともに、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。 DB火⑩a 蓄電池を設置する火災区域は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、当該区域に可燃性物質を持ち込まないこととする。DB火③c4-3 また、蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。DB火③c8</p> <p>ウラン精製設備のウラナス製造器は、水素を用いて硝酸ウラン溶液を還元してウラナスを製造することから、万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため、ウラナス製造器、第1気液分離槽、洗浄塔及び第2気液分離槽を設置するウラナス製造器室に水素漏えい検知器を設置し、中央制御室に警報を発する設計とする。DB火⑩b</p> <p>なお、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉に供給する還元用窒素・水素混合ガスは、ガス中の水素最高濃度6.0vol%を設定し、還元ガス受槽では、還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度を測定し、還元用窒素・水素混合ガスが空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるようにする。万一、水素濃度が6.0vol%を超える場合には、中央制御室へ警報を発し、還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する窒素・水素混合ガス停止系を設ける設計とする。Ⓐ また、漏えいした場合において、空気との混合を想定し、可燃限界濃度以下となるような組成としているため、水素漏えい検知器を設置しない。DB火⑩b</p> <p>(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策 放射線分解による水素は、濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器のうち、可燃限界濃度に達するまでの時間余裕が小さい機器は、安全圧縮空気系から空気を供給（水素掃気）し、発生する水素の濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。 DB火⑩b 可燃限界濃度に達するまでの時間が1日以上を要する時間余裕が大きい機器は、非常用所内電源系統から給電されている塔槽類廃ガス処理設備の排風機による排気、一般圧縮空気系等から空気を供給する配管を用いて空気を取り入れる設計とする。 DB火⑩b</p> <p>(6) 過電流による過熱防止対策 再処理施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 DB火③c9</p>	<p>【手段48：設備】DB火③c8 ・蓄電池の上部への水素漏えい検知器の設置による監視及び制御室への警報</p> <p>【手段49：設備】DB火③c9 ・電気設備（盤類）への遮断器設置（過電流による過熱及び焼損防止）</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（19 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB火③d1（火災防護上重要な機器等及びこれら支持構造部の主要構造材の不燃性材料使用）</p> <p>DB火③d2（非密封で放射性物質を取り扱うGBの不燃性材料又は難燃性材料の使用）</p> <p>DB火③d3（可燃性パネルを使用しているGBの難燃化パネル設置及び燃焼試験による難燃性能確認）</p> <p>DB火③d4（代替材料使用困難な場合の火災による延焼防止）</p> <p>DB火③d5（建屋内に設置する変圧器及び遮断器の使用（乾式））</p>	<p>火災防護上重要な機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。</p> <p>また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災に起因して、他の機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 <b>（冒頭宣言）</b></p> <p>火災防護上重要な機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及びび盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。 <b>DB火③d1</b></p> <p>また、放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち、非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で、万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 <b>DB火③d2</b></p> <p>グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は、火災によるパネルの損傷を考慮しても収納する機器の閉じ込め機能を損なわないよう、難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより、難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて、UL94 垂直燃焼試験及びJIS酸素指数試験における燃焼試験により確認するものとする。 <b>DB火③d3</b></p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。 <b>DB火③d4</b></p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。 <b>DB火③d4</b></p> <p>火災防護上重要な機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。 <b>DB火③d5</b></p>	<p>（ロ）不燃性材料又は難燃性材料の使用 <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、主要な構造材、ケーブル、換気設備のフィルタ、保温材及び建屋内装材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。</u> また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災に起因して、他の機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 <b>（冒頭宣言）</b></p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、パネルに可燃性材料を使用する場合は、難燃性材料を設置することにより閉じ込め機能を損なわない設計とする。☑</p>	<p>1.5.1.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。 また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災に起因して、他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。⇩</p> <p>（1）主要な構造材に対する不燃性材料の使用 <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及びび盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</u><b>DB火③d1</b></p> <p>また、放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち、非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で、万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 <b>DB火③d2</b></p> <p>グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は、火災によるパネルの損傷を考慮しても収納する機器の閉じ込め機能を損なわないよう、難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより、難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて、UL94 垂直燃焼試験及びJIS酸素指数試験における燃焼試験により確認するものとする。 <b>DB火③d3</b></p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であること、また、他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に延焼するおそれがないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。 <b>DB火③d4</b></p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の安重機能を有する機器等に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。 <b>DB火③d4</b></p> <p>（2）変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</u> <b>DB火③d5</b></p>	<p>※主要構造材等の不燃性又は難燃性材料の使用に関する冒頭宣言として記載</p> <p>【手段50：設備】DB火③d1 ・火災防護上重要な機器等及びこれらの支持構造物の主要構造材の不燃性材料の使用</p> <p>【手段51：設備】DB火③d2 ・非密封で放射性物質を取り扱うGBの不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>【手段52：設備】DB火③d3 ・可燃性材料を使用するGBはGBパネル外表面へ難燃性材料パネルを設置 ・GBパネル外表面へ設置する難燃性パネルの難燃性能を確認するための酸素指数試験及び燃焼試験の実施</p> <p>【手段53：設備】DB火③d4 ・代替材料使用困難な場合の火災による他の火災防護上重要な機器等への延焼防止</p> <p>【手段54：設備】DB火③d5 ・火災防護上重要な機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器の乾式使用</p>

## 要求事項との対比表 第 1 1 条（火災等による損傷の防止）（20 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③d6（実証試験により延焼性及び自己消火性を確認した難燃性ケーブルの使用）</p> <p>DB 火③d7（非難燃性ケーブルを使用する場合の措置）</p> <p>DB 火③d8（換気設備フィルタの難燃性又は不燃性材料使用）</p> <p>DB 火③d9（保温材の不燃性材料使用）</p> <p>DB 火③d10（建屋内装材の不燃性材料使用及び塗装の難燃性コーティング剤の使用）</p>	<p>火災防護上重要な機器等に使用するケーブルには、実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（U L 1581（F o u r t h E d i t i o n）1080 V W-1 U L 垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d6</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d7</p> <p>火災防護上重要な機器等のうち、換気設備のフィルタは、「J A C A N o. 11A（空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会）」により難燃性を満足する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d8</p> <p>火災防護上重要な機器等に対する保温材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d9</p> <p>建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。</p> <p>DB 火③d10</p>	<p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルには、実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d6</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とし、当該ケーブルの火災に起因して他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>DB 火③d7</p>	<p>(3) 難燃ケーブルの使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルには、実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（U L 1581（F o u r t h E d i t i o n）1080 V W-1 U L 垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d6</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。⇩ 具体的には、燃焼度計測装置の一部に使用する放射線測定器用のケーブルは、微弱電流又は微弱パルスを取り扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するために高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用する設計とする必要がある。⇩ したがって、本ケーブルに対しては、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するシール材を処置するとともに、機器との接続部においては可動性を持たせる必要があることから当該部位のケーブルが露出しないように不燃性遮炎性、耐久性及び被覆性を確認した防火シートで覆う等により、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保する設計とする。⇩ 非難燃ケーブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能（延焼性及び自己消火性）を有することを実証試験により確認し、使用する設計とすることにより、他の安全機能を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。⇩</p> <p>(4) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、換気設備のフィルタは、「J A C A N o. 11A（空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会）」により難燃性を満足する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d8</p> <p>(5) 保温材に対する不燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対する保温材は、ロックウール、グラスウール、けい酸カルシウム、耐熱グラスフェルト、セラミックファイバーブランケット、マイクロサーム、パーライト、金属等、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d9</p> <p>(6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用 建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。DB 火③d10 ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、原則として腰高さまでエポキシ樹脂系塗料等のコーティング剤により塗装する設計とする。 塗装は、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、DB 火③d10 また、建屋内に設置する安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺には可燃性物質がないことから、塗装が発火した場合においても他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災及び爆発を生じさせるおそれは小さい。⇩</p>	<p>【手段55：設備】DB火③d6 ・実証試験により延焼性及び自己消火性を確認した難燃性ケーブルの使用</p> <p>【手段56：設備】DB火③d7 ・非難燃性ケーブルの耐火措置 ・耐火措置の妥当性を実証試験で確認</p> <p>【手段57：設備】DB火③d8 ・火災防護上重要な機器等のうち、換気設備のフィルタの難燃性又は不燃性材料の使用</p> <p>【手段58：設備】DB火③d9 ・火災防護上重要な機器等に対する保温材のうち、告示又は建築基準法に定められた不燃性材料の使用</p> <p>【手段59：設備】DB火③d10 ・建屋内装材の不燃性材料使用 ・管理区域床塗装の難燃性コーティング剤の使用</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（21 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③e1（避雷設備の設置と構内接地系への接続）</p>	<p>再処理施設において火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、避雷設備を設置する設計とする。また、重要な構築物は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とし、各構築物に設置する避雷設備は、構内接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p> <p>DB 火③e1</p>	<p>建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。②</p> <p>(ハ) 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>再処理施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）、生物学的事象、森林火災及び塩害である。これらの自然現象のうち、再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。③</p> <p>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、<u>避雷設備を設置する設計とする。重要な構築物は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。</u>各構築物に設置する避雷設備は、<u>構内接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</u></p> <p>DB 火③e1</p>	<p>1.5.1.2.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>再処理施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）（以下「火山の影響」という。）、生物学的事象、森林火災及び塩害である。④</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して再処理施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆発の発生を防止する。生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。④</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、他の生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。④</p> <p>したがって、再処理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震を選定し、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。④</p> <p>(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止</p> <p>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」（J E A G 4608）、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。重要な構築物は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。</p> <p>各防護対象施設に設置する避雷設備は、構内接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。④</p> <p>避雷設備設置箇所を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 使用済燃料輸送容器管理建屋</li> <li>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</li> <li>c. 精製建屋</li> <li>d. ウラン脱硝建屋</li> <li>e. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</li> <li>f. ウラン酸化物貯蔵建屋</li> <li>g. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋</li> <li>h. 第1ガラス固化体貯蔵建屋</li> <li>i. 低レベル廃液処理建屋</li> <li>j. 低レベル廃棄物処理建屋</li> <li>k. チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋</li> <li>l. ハル・エンドピース貯蔵建屋</li> <li>m. 分析建屋</li> <li>n. 制御建屋</li> <li>o. 非常用電源建屋</li> <li>p. 出入管理建屋</li> <li>q. 主排気筒</li> <li>r. 北換気筒</li> <li>s. 低レベル廃棄物処理建屋換気筒</li> <li>t. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A ※</li> <li>u. 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔 B ※</li> <li>v. 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 A ※</li> <li>w. 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 B ※</li> </ul> <p>※安全冷却水系冷却塔を覆う竜巻防護対策設備（飛来物防護ネット）に避雷設備を設置する。</p>	<p>※落雷・地震については共通項目としての基本設計方針に記載されているが「火災防護機能」として必要な基本設計方針でもあることを考慮し、火災防護設備の個別項目としても記載する。</p> <p>（共通項目はそれ以外の安重機能の防護設計が主要な設計項目）</p> <p>【手段60：設備】DB火③e1 ・落雷による火災及び爆発防止の観点から避雷設備の設置及び構内接地系への接続</p>



要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（22 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③e2（安定地盤への設置と耐震重要度に応じた耐震設計）</p> <p>DB 火①a（火災防護上重要な機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置）</p> <p>DB 火①b1（火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化）</p>	<p>再処理施設において火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち地震による火災及び爆発の発生を防止するために火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、耐震設計を行うことで自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>DB 火③e2</p> <p>(2) 火災の感知, 消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>DB 火①a</p> <p>a. 火災感知設備 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器として、煙感知器（アナログ式）、熱感知器（アナログ式）、炎感知器（非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）含む）を組み合わせる設計とする。</p> <p>DB 火①b1</p>	<p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とともに、事業指定基準規則第七条に示す要求を満足するよう、「事業指定基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>DB 火③e2</p> <p>(c) 火災の感知, 消火 (イ) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。DB 火①a ただし、火災感知設備は、他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は設置しない。2 火災感知設備及び消火設備は、「(b) (ハ) 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。2 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、地震による火災を想定する場合は耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>DB 火①d4-1 また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。2</p> <p>1) 火災感知設備 火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発生する異なる種類を組み合わせる設計とする。2</p>	<p>(2) 地震による火災及び爆発の発生防止 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。2 耐震については事業指定基準規則の第七条に示す要求を満足するよう、事業指定基準規則の解釈に従い耐震設計を行う設計とする。2</p> <p>1.5.1.3 火災の感知, 消火 火災の感知及び消火については、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.5.1.3.1 火災感知設備」～「1.5.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。 このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とすることを「1.5.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。2</p> <p>1.5.1.3.1 火災感知設備 火災感知設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために設置する設計とする。2 (1) 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。DB 火①b1 また、火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。DB 火①b1 火災を早期に感知できるよう固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器は、原則、煙感知器（アナログ式）及び熱感知器（アナログ式）を組み合わせる設計とし、炎感知器（非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）含む）DB 火①b1のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き、誤作動を防止するため平常時の状況を監視し、急激な温度や煙の濃度の上昇を把握することができるアナログ式を選定する。2 炎感知器はアナログ式ではないが、炎が発生する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知に優位性がある。2</p>	<p>【手段61：設備】DB火③e2 ・地震による火災及び爆発防止の観点から火災防護上重要な機器等の安定地盤への設置と耐震設計の実施</p> <p>【手段62：設備】DB火①a ・火災防護上重要な機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備（防火水槽含む）を設置</p> <p>【手段63：設備】DB火①b1 ・火災感知器の環境条件等を考慮した感知器選定 ・火災早期感知のための感知器多様化</p> <p>※選定詳細は添付書類で記載</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（23 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火①b2（火災感知器の多様化の除外区域の扱い1）</p> <p>DB 火①b3（消防法令の火災感知器除外区域の火災感知器設置）</p> <p>DB 火①b4（火災感知器の多様化の除外区域の扱い2）</p>	<p>なお、<u>火災防護上重要な機器等</u>を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、機器等を不燃性の材料で構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。</p> <p>DB 火①b2 消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、<u>火災防護上重要な機器等が火災による影響を考慮すべき場合</u>には設置する設計とする。</p> <p>DB 火①b3</p> <p>ただし、通常作業時に人の立入りがなく、可燃性物質がない区域及び通常作業時に人の立入りがなく、少量の可燃性物質の取扱いはあるが、取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域火災のおそれがない区域又は可燃性物質の取扱いはあるが、火災感知器によらない漏えい検知装置、火災検知器（熱電対）、耐放射線性の I T V カメラ等の火災の感知が可能となる設備について多様性を確保して設置する設備によって火災発生の前後において有効に火災が検出できる場合は除く。</p> <p>DB 火①b4</p>		<p>なお、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等</u>を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、<u>機器等を不燃性の材料で構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。</u></p> <p>DB 火①b2 消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が火災による影響を考慮すべき場合には設置する設計とする。</u></p> <p>DB 火①b3</p> <p>ただし、以下の火災のおそれがない区域又は他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は除く。</p> <p>◇</p> <p>a. <u>通常作業時に人の立入りがなく、可燃性物質がない区域 DB 火①b4</u></p> <p>(a) <u>可燃性物質がないセル及び室（高線量区域）</u> 高レベル放射性廃液等を貯蔵するセル又はセルではないが、高線量により通常時に人の立ち入りの無い室のうち可燃性物質が設置されておらず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所は、通常運転時における火災の発生及び人による火災の発生のおそれがないことから、火災の感知の必要は無い。◇</p> <p>(b) <u>可燃性物質がない室（ダクトスペース及びパイプスペース）</u> ダクトスペースやパイプスペースは高線量区域ではないが、可燃性物質が設置されておらず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所であり、また点検口は存在するが、通常時には人の入域は無く、人による火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。◇</p> <p>b. <u>通常作業時に人の立入りがなく、少量の可燃性物質の取扱いはあるが、取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域 DB 火①b4</u> 本区域は以下のとおり、可燃性物質の引火点に至らない設計としており、火災に至るおそれがない。 セル内に配置する放射線測定装置の減速材（ポリエチレン）、溶解槽の駆動部に塗布するグリスなど、セル内には少量の可燃性物質が存在する。しかし、放射線測定装置の減速材が存在するセル内には加熱源は無く、漏えい液の沸騰を仮定しても、ポリエチレンの引火点に至るおそれがない。◇ また、少量の有機溶媒等を取り扱うセルのうち、漏えいした有機溶媒等が自重により他のセルに移送されるセルは、有意な有機溶媒等がセル内に残らず、さらにセル換気設備により除熱されることから、発火点に至るおそれはないため、火災感知器を設置しない設計とする。◇ 同様に溶解槽セルにおいても一部蒸気配管が存在するが、当該セルで最も高温となる部位に接しても、グリスの引火点には至らない。また、設備の設置状況により火災を発生させるような火災源がなく、可燃性物質の過度な温度上昇を防止する設計とするため火災に至るおそれはないことから、火災の感知の必要は無い。◇</p> <p>c. <u>可燃性物質の取扱いはあるが、火災感知器によらない設備により早期感知が可能な区域 DB 火①b4</u> 高線量となるセル内等については、放射線による故障に伴う誤作動が生じる可能性があるため、火災の発生が想定されるセル内等については、<u>漏えい検知装置、火災検知器（熱電対）、耐放射線性の I T V カメラ等の火災の感知が可能となる設備について多様性を確保して設置する設計とする。</u></p>	<p>【手段64：設備】DB火①b2 ・不燃性材料のみで構成する火災区域又は火災区画は消防法に基づく設置（多様化除外）</p> <p>【手段65：設備】DB火①b3 ・消防法令の火災感知器除外区域の火災感知器設置（多様化実施） ※火災による影響を考慮すべき場合の詳細記載が必要。</p> <p>【手段66：設備】DB火①b4 ・火災感知器除外区域条件のうち可燃性物質がないセル及び室（高線量区域及びダクトスペース、パイプスペース） ・火災感知器除外区域条件のうち通常作業時に人の立入りがなく、少量の可燃性物質の取扱いはあるが、取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域 ・火災感知器除外区域条件のうち可燃性物質の取扱いはあるが、火災感知器によらない設備により早期感知が可能な区域</p> <p>※具体説明は添付書類へ記載</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（24 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB火①b5（火災感知器の設置方法）</p>	<p>感知器については消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 DB火①b5</p>		<p>(2) 火災感知設備の性能と設置方法 感知器については消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。DB火①b5 火災感知設備の火災感知器は、環境条件並びに安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等の特徴を踏まえ設置することとし、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。⚡ 一方、以下に示すとおり、屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響を受ける場合並びに屋外構築物の監視に当たっては、アナログ式感知器の設置が適さないことから、非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する設計とする。⚡ 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラは、炎が発する赤外線や紫外線を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある。⚡ また、非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）を設置する場合は、それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに、誤動作防止対策のため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、屋外型を採用するとともに、必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。⚡ なお、蓄電池室は換気設備により清浄な状態と保たれていること、及び水素漏れ検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視していることから、通常のアナログ式の感知器を設置する設計とする。⚡ よって、非アナログ式の感知器を採用してもアナログ式の感知器と同等以上の性能を確保することが可能である。⚡ 非アナログ式感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下に示す。⚡ a. 設置高さ及び気流の影響のある火災区域又は火災区画（屋内） 屋内の火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所や、気流の影響を考慮する必要のある場所には、熱や煙が拡散することから、アナログ式感知器（煙及び熱）を組み合わせ設置することが適さないことから、一方は非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。⚡ b. 燃料貯蔵プール 燃料貯蔵プールは上記a.と同様に、天井が高く大空間となっており、アナログ式煙感知器と、非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。⚡ c. 屋外の火災区域（安全冷却水系冷却塔） 屋外に設置する安全冷却水系冷却塔は屋外に開放された状態で設置されており、火災による熱及び煙が周囲に拡散することからアナログ式感知器（煙及び熱）の設置が適さないこと及び雨水等の浸入により火災感知器の故障が想定されることから、非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）を設置する設計とする。⚡ d. 地下埋設物（重油タンク） 地下タンク室上部の点検用マンホールから地上までの空間に燃料が気化して充満することを想定し感知器を設置するため防爆構造の感知器とする必要がある。⚡ よって、それぞれ防爆型のアナログ型熱感知器（熱電対）に加え、非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。⚡</p>	<p>【手段67：設備】DB火①b5 ・火災感知器の設置方法（設置基準） ※具体的な設置基準は添付書類へ記載</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（25 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火①b6-1（火災感知設備（消防法）の電源確保） DB 火①b6-2（火災感知設備（多様化）の電源確保）</p> <p>DB 火①b7（火災感知設備による火災発生の監視）</p>	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。</p> <p>DB 火①b6-1 また、<u>火災防護上重要な機器等</u>を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については、感知の対象とする設備の耐震重要度分類に応じて非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。</p> <p>DB 火①b6-2</p> <p>火災感知設備は、中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤及び火災監視盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とするとともに、感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。</p> <p>DB 火①b7</p>	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように電源を確保し、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて常時監視できる設計とする。</p> <p>(3) 火災感知設備の電源確保 <u>火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。</u> DB 火①b6-1 また、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等</u>を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については、<u>感知の対象とする設備の耐震重要度分類に応じて非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。</u> DB 火①b6-2</p> <p>(4) 火災受信器盤 <u>中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。</u> また、<u>火災受信器盤は、感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。</u> DB 火①b7</p> <p>火災感知器は火災受信器盤を用いて以下のとおり点検を行うことができるものを使用する設計とする。 a. 自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。 b. 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づき、煙等の火災を模擬した試験を定期的実施する。</p> <p>(5) 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>(6) 試験・検査 火災感知設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。</p>	<p>(3) 火災感知設備の電源確保 <u>火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。</u> DB 火①b6-1 また、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等</u>を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については、<u>感知の対象とする設備の耐震重要度分類に応じて非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。</u> DB 火①b6-2</p> <p>(4) 火災受信器盤 <u>中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。</u> また、<u>火災受信器盤は、感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。</u> DB 火①b7</p> <p>火災感知器は火災受信器盤を用いて以下のとおり点検を行うことができるものを使用する設計とする。 a. 自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。 b. 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づき、煙等の火災を模擬した試験を定期的実施する。</p> <p>(5) 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>(6) 試験・検査 火災感知設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。</p>	<p>【手段68：設備】DB火①b6-1 ・火災感知設備（消防法）の外電源喪失時における蓄電池による電源確保</p> <p>【手段69：設備】DB火①b6-2 ・火災感知設備（多様化）の外電源喪失時における感知の対象とする設備の耐震重要度分類に応じた非常用母線又は運転予備用母線への接続による電源確保</p> <p>【手段70：設備】DB火①b7 ・火災感知設備の監視を行うための火災受信器盤及び火災監視盤の設置（中央制御室、F制御室） ・火災発生時における制御室への警報表示 ・火災受信器盤及び火災監視盤の火災発生場所を特定できる表示方法</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（26 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB火①c1（固定式消火設備の設置（消火困難区域を含む））</p> <p>DB火①c2-1（全域放出方式の固定式ガス消火設備の作動前の退避警報）</p> <p>DB火①c2-2（ハロゲン化物消火設備（局所）の作動前の退避警報）</p> <p>DB火①c3-1（水源及び消火ポンプの多重化又は多様化） DB火①c3-2（消火配管内の加圧保持） DB火①c3-3（消火水供給優先のための隔離弁設置及び隔離弁操作）</p> <p>DB火①c4（屋内及び屋外への消火栓の設置）</p> <p>DB火①c5（移動式消火設備の配備）</p>	<p>b. 消火設備 消火設備は、<u>火災防護上重要な機器等</u>を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。 DB火①c1</p> <p>全域放出方式の固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退避が可能なよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。また、二酸化炭素消火設備（全域）及びハロゲン化物消火設備（全域）は、作動に当たっては20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。 DB火①c2-1</p> <p>ハロゲン化物消火設備（局所）は、従事者が酸欠になることはないが、消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ、作動前に退避警報を発する設計とする。 DB火①c2-2</p> <p>消火用水供給系の水源は、消防法施行令及び危険物の規制に関する規則に基づくとともに、2時間の最大放水量（426m<sup>3</sup>）に対し十分な容量を有するろ過水貯槽（●m<sup>3</sup>）及び消火用水貯槽（●m<sup>3</sup>）を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 消火用水系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプ（定格流量450m<sup>3</sup>/h）を1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とするとともに、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2基設ける設計とする。 DB火①c3-1 DB火①c3-2</p> <p>また、消火用水は給水処理設備と兼用する場合に隔離弁を設置し、消火水供給を優先できる設計とする。 DB火①c3-3</p> <p>火災区域又は火災区画（セルを除く）に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。 DB火①c4</p> <p>火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。 DB火①c5</p>	<p>2) 消火設備 <u>再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等</u>を設置する火災区域又は火災区画で、<u>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる</u>場合には、<u>固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする</u>。 DB火①c1</p> <p>固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退避が可能なよう警報を発する設計とする。☑</p> <p>また、再処理施設の安全上重要な施設を系統間で分離して設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は、選択弁等の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設備とする。☐</p> <p>消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。☑</p> <p>また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計とする。☑</p>	<p>1.5.1.3.2 消火設備 消火設備は、以下に示すとおり、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。 ◇</p> <p>【手段71：設備】DB火①c1 ・火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画への消火設備の設置 ・消火困難区域への固定式消火設備の設置</p> <p>【手段72：設備】DB火①c2-1 ・全域放出方式の固定式ガス消火設備の作動前の従事者退避のための警報発報 ・二酸化炭素消火設備（全域）及びハロゲン化物消火設備（全域）のガス放出20秒時間遅れ設定</p> <p>【手段73：設備】DB火①c2-2 ・ハロゲン化物消火設備（局所）の作動前の従事者待退避のための警報発報</p> <p>【手段74：設備】DB火①c3-1 ・2時間消火活動可能な容量としての消火水源確保及び多重化（ろ過水貯槽及び消火用水貯槽）の設置 ※貯槽容量を記載し、容量十分であることを基本設計方針で記載</p> <p>・消火ポンプの多様化（電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの設置）</p> <p>【手段75：設備】DB火①c3-2 ・消火配管内加圧保持のための圧力調整用消火ポンプの設置</p> <p>【手段76：設備】DB火①c3-3 ・給水処理設備と兼用する場合における消火水供給優先のための隔離弁設置</p> <p>【手段77：運用】DB火①c3-3 ・隔離弁操作による消火水供給優先の措置</p> <p>【手段78：設備】DB火①c4 ・屋内及び屋外への消火栓の設置</p> <p>【手段79：設備】DB火①c5 ・移動式消火設備の配備</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（27 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火①c6（消火設備の消火剤の必要量配備）</p> <p>DB 火①c7-1（管理区域内で放出した消火水の流出防止）</p> <p>DB 火①c7-2（管理区域内で放出したガス系消火剤の換気設備による浄化・排気）</p> <p>DB 火①c8-1（消火設備の適切な配置による二次影響防止）</p> <p>DB 火①c8-2（消火設備の適切な消火剤の選定による二次影響防止）</p> <p>DB 火①c8-3（煙等流入防止装置の設置による二次影響防止）</p> <p>DB 火①c8-4-1（消火設備ポンベへの安全弁設置による過圧に対する二次影響防止）</p> <p>DB 火①c8-4-2（消火設備ポンベ及び制御盤の消火対象エリアとの隔離配置）</p>	<p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤配備するため、消防法施行規則に基づき算出した必要量の消火剤を配備する設計とする。 DB 火①c6</p> <p>管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から液体廃棄物の廃棄施設に回収し、処理する設計とする。 DB 火①c7-1</p> <p>また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、建屋換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。 DB 火①c7-2</p> <p>消火栓、消火器等を適切に配置することにより、<u>火災防護上重要な機器等</u>に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 DB 火①c8-1</p> <p>消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が<u>火災防護上重要な機器等</u>に悪影響を及ぼさない設計とする。 DB 火①c8-2</p> <p>また、煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、<u>防火ダンパ等の煙等流入防止装置</u>を設ける設計とする。 DB 火①c8-3</p> <p>消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧を防止する設計とするとともに、ポンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。</p>	<p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。㊦</p> <p>消火設備は、火災の火災等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさないよう設置し、外部電源喪失時の電源を確保するとともに、中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に故障警報を発する設計とする。</u>㊦</p> <p>また、<u>煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、防火ダンパを設ける設計とする。</u> DB 火①c8-3</p>	<p>(1) 火災に対する二次的影響の考慮 再処理施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。</u> DB 火①c8-1</p> <p>消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> DB 火①c8-2</p> <p>また、煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、<u>防火ダンパを設ける設計とする。</u>㊦</p> <p>消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、<u>ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧を防止する設計とするとともに、ポンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。</u></p>	<p>【手段80：設備】DB火①c6 ・消火設備の消火剤必要量の配備</p> <p>【手段81：設備】DB火①c7-1 ・管理区域内で放出した消火水の流出防止のための管理区域境界への堰等の設置 ・消火水の液体廃棄物の廃棄施設への回収のための管理区域内各室への排水系統（床ドレン等）の設置</p> <p>【手段82：設備】DB火①c7-2 ・管理区域内で放出したガス系消火剤の流出防止のための換気設備による浄化及び排気</p> <p>【手段83：設備】DB火①c8-1 ・消火設備の適切な配置による二次影響防止</p> <p>【手段84：設備】DB火①c8-2 ・消火設備の適切な消火剤の選定による二次影響防止</p> <p>【手段85：設備】DB火①c8-3 ・煙の二次影響防止（防火ダンパ等の煙等流入防止装置の設置） ※火災影響軽減に記載のファンネル等からの火災区域又は火災区画への煙等流入防止装置も二次影響防止の観点の設備であることを考慮し、記載を追加</p> <p>【手段86：設備】DB火①c8-4-1 ・消火設備のポンベへの安全弁設置による過圧による二次影響防止</p> <p>【手段87：設備】DB火①c8-4-2 ・消火設備のポンベ及び制御盤の消火対象エリアとの隔離配置</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（28 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火①c9-1（外部電源喪失時の電源確保：消火用水系）</p> <p>DB 火①c9-2（外部電源喪失時の電源確保：消火困難区域の固定式消火設備）</p> <p>DB 火①c9-3（外部電源喪失時の電源確保：地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要のない火災区域又は火災区画の消火設備）</p> <p>DB 火①c9-4（外部電源喪失時の電源確保：ケーブルトレイに対する局所消火設備等）</p> <p>DB 火①c9-5（消火設備の監視）</p> <p>DB 火①c9-6（消火活動に必要な照明器具の設置）</p>	<p>消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは、ディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により外部電源喪失時においても電源を確保する設計とする。 DB 火①c9-1</p> <p>また、<u>火災防護上重要な機器等</u>を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用母線から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 DB 火①c9-2</p> <p>地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。 DB 火①c9-3</p> <p>ケーブルトレイに対する局所消火設備等は、消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。</p> <p>固定式消火設備（全域）、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは、電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は中央制御室に吹鳴する設計とする。 DB 火①c9-5</p> <p>屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路、屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に、2時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。②</p>	<p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室床下コンクリートピットは、固定式消火設備を設置することにより、早期に火災の消火を可能とする設計とする。制御室床下含め、固定式消火設備の種類及び放出方式については、火災に対する二次的影響を考慮したものとする。①②</p> <p>さらに、非常用ディーゼル発電機を設置する火災区域の消火は、二酸化炭素により行い、非常用ディーゼル発電機は外気を直接給気することで、万一の火災時に二酸化炭素消火設備が放出しても、窒息することにより非常用ディーゼル発電機の機能を喪失することが無い設計とする。①②</p> <p><u>(2) 想定される火災の性状に応じた消火剤容量</u> <u>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</u> DB 火①c6 油火災（油内包設備や燃料タンクからの火災）が想定される非常用ディーゼル発電機室及び有機溶媒等の引火性物質の取扱いは、消火性能の高い二酸化炭素消火設備（全域）を設置しており、消防法施行規則第十九条に基づき算出した必要量の消火剤を配備する設計とする。 DB 火①c6 その他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する全域消火設備のうち、不活性ガス消火設備（二酸化炭素又は窒素）については上記同様に消防法施行規則第十九条、ハロゲン化物消火設備については消防法施行規則第二十条、及び粉末消火設備については消防法施行規則第二十一条に基づき、単位体積あたりに必要な消火剤を配備する。 DB 火①c6</p> <p>また、局所消火設備を用いる場合においては、不活性ガス（二酸化炭素）又はハロゲン化物を消火剤に用いる設計とすることから、不活性ガス消火設備（二酸化炭素）については上記同様に消防法施行規則第十九条、ハロゲン化物消火設備については消防法施行規則第二十条に基づき必要な消火剤を配備する設計とする。 DB 火①c6 ただし、中央制御室床下及びケーブルトレイ内の消火に当たって必要となる消火剤量については、上記消防法を満足するとともに、その構造の特殊性を考慮して、設計の妥当性を試験により確認した消火剤容量を配備する。 DB 火①c6 火災区域又は火災区画に設置する消火剤については、消防法施行規則第六条～八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する設計とする。 DB 火①c6 消火剤に水を使用する消火用水の容量は、「(12) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。①</p> <p><u>(3) 消火栓の配置</u> <u>火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、火災区域の消火活動（セルを除く）に対処できるように、消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）、第十九条及び都市計画法施行令第二十五条（屋外消火栓設備に関する基準、開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画（セルを除く）における消火活動に対処できるように配置する設計とする。</u> DB 火①c4</p> <p><u>(4) 移動式消火設備の配備</u> <u>火災時の消火活動のため、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（以下「再処理規則」という。）第十二条に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備</u></p>	<p>※基本設計方針はDB火①c8-1及びDB火①c8-2で記載のため、詳細は添付書類で記載</p> <p>【手段88：設備】DB火①c9-1 ・消火用水系ポンプの外部電源喪失時における電源確保 （電動機駆動消火ポンプ：運転予備用母線接続、ディーゼル駆動消火ポンプ：専用蓄電池）</p> <p>【手段89：設備】DB火①c9-2 ・消火困難区域の固定式消火設備の外部電源喪失時における電源確保 （非常用母線接続、設備駆動用の蓄電池の設置）</p> <p>【手段90：設備】DB火①c9-3 ・地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備の外部電源喪失時における電源確保 （運転予備用母線接続）</p> <p>【手段91：設備】DB火①c9-4 ・ケーブルトレイに対する局所消火設備等の外部電源喪失時における電源確保 （消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計） ※等は他の固定式消火設備があるのであれば記載追加</p> <p>【手段92：設備】DB火①c9-5 ・消火設備の監視（固定式消火設備（全域）及び電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障警報を制御室に発報）</p> <p>【手段93：設備】DB火①c9-6 ・消火活動に必要な照明器具の設置（移動経路、屋内消火栓設備及び消火設備の現場周辺への2時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置）</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（29 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火①c10-1（屋内消火栓設備の独立性の考慮）</p> <p>DB 火①c10-2（ガス系消火設備の独立性の考慮）</p>	<p>再処理施設の安全上重要な施設を系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備のうち建屋内の系統分離した区域への消火に用いる屋内消火栓設備は、動的機器を多重性又は多様性を備えることにより、動的機器の単一故障により同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>DB 火①c10-1</p> <p>また、異なる区域に系統分離し設置するガス系消火設備は、消火設備の動的機器の故障によっても、系統分離した設備に対する消火設備の消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁（ポンベ含む）は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。</p> <p>DB 火①c10-2</p> <p>なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。</p> <p>DB 火①c10-2</p>	<p>また、再処理施設の安全上重要な施設を系統間で分離して設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は、選択弁等の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設備とする。②</p>	<p>として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。</p> <p>DB 火①c5</p> <p>（5）消火設備の電源確保 消火設備のうち、消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とするが、ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。</p> <p>DB 火①c9-1</p> <p>また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用母線から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。</p> <p>DB 火①c9-2</p> <p>地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。</p> <p>DB 火①c9-3</p> <p>ケーブルトレイに対する局所消火設備等は、消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。</p> <p>DB 火①c9-4</p> <p>（6）消火設備の故障警報 固定式消火設備（全域）、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは、電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は中央制御室に吹鳴する設計とする。</p> <p>DB 火①c9-5</p> <p>（7）系統分離に応じた独立性の考慮 再処理施設の安全上重要な施設を系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えるものとする。</p> <p>DB 火①c10-1</p> <p>a. 建屋内の系統分離した区域への消火に用いる屋内消火栓設備は、動的機器を多重性又は多様性を備えることにより、動的機器の単一故障により同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>DB 火①c10-1</p> <p>b. 異なる区域に系統分離し設置するガス系消火設備は、消火設備の動的機器の故障によっても、系統分離した設備に対する消火設備の消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁（ポンベ含む）は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。</p> <p>なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。</p> <p>DB 火①c10-2</p> <p>また、消火配管は静的機器であり、かつ、基準地震動S<sub>s</sub>で損傷しない設計とすることから、多重化しない設計とする。①②</p>	<p>【手段94：設備】DB火①c10-1 ・建屋内の屋内消火栓設備の動的機器の多重性又は多様性（電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの多様化）</p> <p>【手段95：設備】DB火①c10-2 ・異なる区域に系統分離し設置するガス系消火設備の容器弁及び選択弁の必要数量以上の設置及び独立した各ラインへの設置による同時機能喪失防止（容器弁及び選択弁）</p> <p>【手段96：運用】DB火①c10-2 ・選択弁故障における手動操作による消火活動の実施</p>



要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（30 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB火①c11-1（消火困難区域への固定式消火設備の設置）</p>	<p>火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、<u>危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所のほか、煙又は放射線の影響により消火困難となる多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画（放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵するセル）、可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画（制御室床下及び一般共同溝）、等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画及び安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画については、自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。</u></p> <p>DB火①c11-1</p>	<p>（8）<u>安重機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備</u></p> <p>火災の影響を受けるおそれのある安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、<u>煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする。</u></p> <p>DB火①c11-1</p> <p>なお、安重機能を有する機器等を設置するセルは、人の立ち入り困難であることから可燃性物質がある場合は、消火困難となる可能性があるが、「1.5.1.3.1(1)b. 通常作業時に人の立ち入りがなく、少量の可燃性物質の取扱いはあるが、取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域」に示すとおり、少量の可燃性物質はあるが、その環境条件から火災に至るおそれはない。また、同様に高レベル廃液ガラス固化建屋の固化セルについては、運転時に監視しており、異常時には潤滑油を内包する固化セルクレーンを固化セルクレーン収納区域に退避することにより、作業員により手動で消火することが可能である。Ⓛ</p> <p>一方、多量の有機溶媒等を取り扱う機器等を設置するセルに設置する安重機能を有する機器等は、金属製の不燃性材料により構成するが、有機溶媒等を取り扱うこと及び放射線の影響を考慮する必要がある。Ⓛ</p> <p>したがって、<u>安重機能を有する機器等を設置するセルのうち、消火困難となる区域としては放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵するセルを対象とする。</u></p> <p>DB火①c11-1</p> <p>なお、上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が小さいこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能で、再処理施設は動的閉じ込め設計としており、換気設備による排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。Ⓛ</p> <p>また、屋外の火災区域については、火災による煙は大気中に拡散されることから、消火困難とはならない。Ⓛ</p> <p>消火活動においては、煙の影響をより軽減するため、<u>可搬式排煙機及びサーモグラフィを配備する。</u></p> <p>a. <u>多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画</u></p> <p>危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、<u>引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度が速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式消火設備（全域）を設置し、早期消火が可能となるよう使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は中央制御室から消火設備を起動できる設計とする。</u></p> <p>DB火①c11-1</p> <p>また、セル内において多量の有機溶媒等を取り扱う火災区域又は火災区画については、<u>放射線の影響を考慮し、固定式消火設備（全域）を設置することにより、消火が可能で設計とする。</u></p> <p>DB火①c11-1</p> <p>なお、本エリアについては、<u>取り扱う物質を考慮し、金属などの不燃性材料で構成する安重機能を有する機器等についても、万一の火災影響を想定し、固定式消火設備（全域）を設置する設計とする。</u></p> <p>DB火①c11-1</p> <p>b. <u>可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</u></p> <p>(a) <u>制御室床下</u></p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下「制御室」という。）の床下は、<u>制御室内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難となるおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に固定式消火設備（全域）</u></p>	<p>(8) 安重機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備</p> <p>火災の影響を受けるおそれのある安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする。</p> <p>DB火①c11-1</p> <p>なお、安重機能を有する機器等を設置するセルは、人の立ち入り困難であることから可燃性物質がある場合は、消火困難となる可能性があるが、「1.5.1.3.1(1)b. 通常作業時に人の立ち入りがなく、少量の可燃性物質の取扱いはあるが、取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域」に示すとおり、少量の可燃性物質はあるが、その環境条件から火災に至るおそれはない。また、同様に高レベル廃液ガラス固化建屋の固化セルについては、運転時に監視しており、異常時には潤滑油を内包する固化セルクレーンを固化セルクレーン収納区域に退避することにより、作業員により手動で消火することが可能である。Ⓛ</p> <p>一方、多量の有機溶媒等を取り扱う機器等を設置するセルに設置する安重機能を有する機器等は、金属製の不燃性材料により構成するが、有機溶媒等を取り扱うこと及び放射線の影響を考慮する必要がある。Ⓛ</p> <p>したがって、安重機能を有する機器等を設置するセルのうち、消火困難となる区域としては放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵するセルを対象とする。</p> <p>DB火①c11-1</p> <p>なお、上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が小さいこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能で、再処理施設は動的閉じ込め設計としており、換気設備による排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。Ⓛ</p> <p>また、屋外の火災区域については、火災による煙は大気中に拡散されることから、消火困難とはならない。Ⓛ</p> <p>消火活動においては、煙の影響をより軽減するため、可搬式排煙機及びサーモグラフィを配備する。</p> <p>a. 多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画</p> <p>危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度が速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式消火設備（全域）を設置し、早期消火が可能となるよう使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は中央制御室から消火設備を起動できる設計とする。</p> <p>DB火①c11-1</p> <p>また、セル内において多量の有機溶媒等を取り扱う火災区域又は火災区画については、放射線の影響を考慮し、固定式消火設備（全域）を設置することにより、消火が可能で設計とする。</p> <p>DB火①c11-1</p> <p>なお、本エリアについては、取り扱う物質を考慮し、金属などの不燃性材料で構成する安重機能を有する機器等についても、万一の火災影響を想定し、固定式消火設備（全域）を設置する設計とする。</p> <p>DB火①c11-1</p> <p>b. 可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>(a) 制御室床下</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下「制御室」という。）の床下は、制御室内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難となるおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に固定式消火設備（全域）</p>	<p>【手段97：設備】DB火①c11-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火困難区域への固定式消火設備の設置（全域・局所）</li> <li>・自動又は制御室等からの操作による消火活動が可能で設計</li> </ul> <p>※消火困難区域に対する感知器多様化の基本設計方針の具体化が必要</p> <p>【手段98：運用】DB火①c11-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火活動支援のための可搬式排煙機及びサーモグラフィの配備</li> </ul> <p>※可搬式排煙機及びサーモグラフィは資機材として整理</p>
<p>DB火①c11-2（可搬式排煙機及びサーモグラフィの配備）</p>	<p>また、<u>消火活動においては、煙の影響をより軽減するため、可搬式排煙機及びサーモグラフィを配備する。</u></p> <p>DB火①c11-2</p>	<p>また、屋外の火災区域については、火災による煙は大気中に拡散されることから、消火困難とはならない。Ⓛ</p> <p>消火活動においては、煙の影響をより軽減するため、<u>可搬式排煙機及びサーモグラフィを配備する。</u></p> <p>a. <u>多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画</u></p> <p>危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、<u>引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度が速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式消火設備（全域）を設置し、早期消火が可能となるよう使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は中央制御室から消火設備を起動できる設計とする。</u></p> <p>DB火①c11-1</p> <p>また、セル内において多量の有機溶媒等を取り扱う火災区域又は火災区画については、<u>放射線の影響を考慮し、固定式消火設備（全域）を設置することにより、消火が可能で設計とする。</u></p> <p>DB火①c11-1</p> <p>なお、本エリアについては、<u>取り扱う物質を考慮し、金属などの不燃性材料で構成する安重機能を有する機器等についても、万一の火災影響を想定し、固定式消火設備（全域）を設置する設計とする。</u></p> <p>DB火①c11-1</p> <p>b. <u>可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</u></p> <p>(a) <u>制御室床下</u></p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下「制御室」という。）の床下は、<u>制御室内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難となるおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に固定式消火設備（全域）</u></p>	<p>【手段98：運用】DB火①c11-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火活動支援のための可搬式排煙機及びサーモグラフィの配備</li> </ul> <p>※可搬式排煙機及びサーモグラフィは資機材として整理</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（31 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>を設置する。消火に当たっては、固有の信号を発する異なる種類の火災感知設備（煙感知器と熱感知器）により火災を感知した後、制御室からの手動起動により早期に消火ができる設計とする。</p> <p>DB 火①c11-1</p> <p>制御室には常時当直（運転員）が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤を使用する設計とする。Ⓢ</p> <p>(b) 一般共同溝</p> <p>一般共同溝内は、万一、ケーブル火災が発生した場合、煙の排出が可能なよう排気口を設ける構造としているが、自然換気であること及び一般共同溝の面積が広く消火活動まで時間を有することを考慮し、固定式消火設備（局所）を設置することにより、早期消火が可能となる設計とする。</p> <p>DB 火①c11-1</p> <p>一般共同溝の可燃性物質はケーブルと有機溶媒配管内の有機溶媒であるが、有機溶媒配管は二重管とすること及び基準地震動Ssにより損傷しない構造とすることから火災に至るおそれはないことを踏まえ、ケーブルトレイに対し、局所消火を行う設計とする。</p> <p>DB 火①c11-1</p> <p>消火剤の選定に当たっては、人体に影響を与えない消火剤又は消火方法を選択することとする。Ⓢ</p> <p>c. 等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画</p> <p>等価火災時間が3時間を超える場合においては、火災感知器に加え、固定式消火設備を設置し、早期消火が可能となるよう使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は中央制御室から消火設備を起動できる設計とする。</p> <p>DB 火①c11-1</p> <p>固定式消火設備は原則全域消火方式とするが、消火対象がケーブルのみ等局所の場合は設置状況を踏まえ局所消火方式を選定する設計とする。</p> <p>DB 火①c11-1</p> <p>d. 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画</p> <p>電気品室は電気ケーブルが密集しており、万一の火災による煙の影響を考慮し、固定式消火設備（全域）を設置することにより、早期消火が可能となるよう制御室から消火設備を起動できる設計とする。</p> <p>DB 火①c11-1</p> <p>(9) 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火活動</p> <p>放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域のうち、当該機器が火災の影響を受けるおそれがあることから消火活動を行うに当たり、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする。Ⓢ</p> <p>危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、引火性液体や多量の可燃性物質を取り扱うことから火災時の燃焼速度も速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式消火設備（全域）を設置し、早期消火が可能となるよう使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は中央制御室から消火設備を起動できる設計とする。Ⓢ</p> <p>本エリアについては、取り扱う物質を考慮し、金属などの不燃性材料で構成する安重機能を有する機器等についても、万一の火災影響を想定し、固定式消火設備（全域）を設置するものとする。Ⓢ</p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。Ⓢ</p> <p>消火活動においては、煙の影響を軽減するため、可搬式排煙機及びサーモグラフィを配備する。Ⓢ</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（32 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>(10) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具  <u>屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路、屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間約10分～40分及び消防法の消火継続時間20分を考慮し、2時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</u>                      DB火①c9-6</p> <p>(11) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮  <u>消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、火災防護審査基準に基づく消火活動時間2時間に対し十分な容量を有する過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。</u>                      DB火①c3-1  <u>また、消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。</u>                      DB火①c3-1  <u>水源の容量は、再処理施設は危険物取扱所に該当する施設であるため、消火活動に必要な水量を考慮したものとし、その根拠は「(12) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。Ⓧ</u></p> <p>(12) 消火用水の最大放水量の確保  <u>消火剤に水を使用する消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓）の必要水量を考慮し、水源は消防法施行令及び危険物の規制に関する規則に基づくとともに、2時間の最大放水量（426 m<sup>3</sup>）を確保する設計とする。</u>                      DB火①c3-1  <u>また、消火用水供給系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動ポンプ及びディーゼル駆動ポンプ（定格流量450 m<sup>3</sup>/h）を1台ずつ設置する設計とし、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2基設ける設計とする。</u>                      DB火①c3-1                      DB火①c3-2</p> <p>(13) 水消火設備の優先供給  <u>消火用水は他の系統と兼用する場合には、他の系統から隔離できる弁を設置し、遮断する措置により、消火水供給を優先する設計とする。</u>                      DB火①c3-3</p> <p>(14) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止  <u>管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から液体廃棄物の廃棄施設に回収し、処理する設計とする。</u>                      DB火①c7-1  <u>また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、建屋換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。</u>                      DB火①c7-2</p> <p>(15) 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報  <u>全域放出方式の固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。</u>                      DB火①c2-1  <u>また、二酸化炭素消火設備（全域）及びハロゲン化物消火設備（全域）は、作動に当たっては20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。</u>                      DB火①c2-1  <u>ハロゲン化物消火設備（局所）は、従事者が酸欠になることはないが、消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ、作動前に退避警報を発する設計とする。</u>                      DB火①c2-2</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（33 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>なお、固定式ガス消火設備のうち、防火シート、金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合には、消火剤が内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。◇</p> <p>(16) 他施設との共用 消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する消火水供給設備は、廃棄物管理施設及びウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下「MOX燃料加工施設」という。）と共用する。◇ また、消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は、廃棄物管理施設と共用する。◇ 廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する消火水供給設備並びに廃棄物管理施設と共用する消火栓設備及び防火水槽は、廃棄物管理施設又はMOX燃料加工施設へ消火水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保できる設計とする。◇ また、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生した場合でも、弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し、故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。◇</p> <p>(17) 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。◇</p> <p>(18) 試験・検査 消火設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。◇</p> <p>1.5.1.3.3 自然現象の考慮 再処理施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 これらの自然現象のうち、落雷については、1.5.1.2.4(1)「落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。 風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して再処理施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆発の発生を防止する。◇ 凍結については、以下「(1) 凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。竜巻、風（台風）に対しては、「(2) 風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。地震については、「(3) 地震時における地盤変位対策」及び「(4) 想定すべき地震に対する対応」に示す対策により機能を維持する設計とする。◇ 上記以外の津波、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害については、「(5) 想定すべきその他の自然現象に対する対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。◇</p>	<p>照</p> <p>※基本設計方針は「安全機能を有する施設」に記載し、個別説明は添付書類に記載</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（34 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火①d1-1（屋外設置の火災感知器及び消火設備の環境条件への考慮）</p> <p>DB 火①d1-2（屋外設置の消火設備の凍結防止：埋設配管又は保温材設置、自動排水機構を有した屋外消火栓）</p> <p>DB 火①d2-1（風水害防止：消火設備の建屋内配置）</p> <p>DB 火①d2-2（風水害防止：屋外消火栓設備の雨水の侵入等により動作機構が影響を受けない構造）</p> <p>DB 火①d3（地盤変位対策：屋内消火栓設備への送水口の設置及び建屋内から建屋外への流出防止のための逆止弁設置）</p> <p>DB 火①d4-1（地震対応：火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じた火災感知設備及び消火設備の機能維持設計）</p> <p>DB 火①d4-2（地震対応：油内包設備を設置する火災区域又は火災区画の機能維持設計）</p>	<p>屋外に設置する火災感知器及び消火設備は、設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。 DB 火①d1-1</p> <p>屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度（G L－60 c m）を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする。 DB 火①d1-2</p> <p>消火ポンプのほか、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び水噴霧消火設備は、風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう、各建屋内に設置する設計とする。 DB 火①d2-1</p> <p>屋外消火栓設備は風水害に対してその機能が著しく阻害されることが無いよう、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。 DB 火①d2-2</p> <p>屋内消火栓設備は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、大型化学高所放水車又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、建屋内の外部からのアクセス性が良い箇所に送水口を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。 DB 火①d3</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時に火災を考慮する場合は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できるような設計とする。 DB 火①d4-1</p> <p>また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、基準地震動 S s に対しても機能を維持すべき機器等に対し影響を及ぼす可能性がある火災区域又は火災区画に設置する油を内包する耐震 B クラス及び耐震 C クラスの設備は、基準地震動 S s により油が漏えいしない、基準地震動 S s によって火災が発生しても機能を維持する固定式消火設備によって速やかに消火する、隔壁等により分離する又は適</p>		<p>(1) 凍結防止対策 <u>屋外に設置する火災感知器及び消火設備は、設計上考慮する冬期最低気温－15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足する設計とする。</u> DB 火①d1-1</p> <p><u>屋外消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度（G L－60 c m）を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。</u> DB 火①d1-2 また、<u>屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。</u> DB 火①d1-2</p> <p>(2) 風水害対策 <u>消火ポンプは建屋内に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。</u> DB 火①d2-1 <u>その他の不活性ガス消火設備（二酸化炭素又は窒素）、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び水噴霧消火設備についても、風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう、各建屋内に設置する設計とする。</u> DB 火①d2-1 <u>屋外消火栓設備は風水害に対してその機能が著しく阻害されることが無いよう、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。</u> DB 火①d2-2</p> <p><u>屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。</u> DB 火①d1-1</p> <p>(3) 地震時における地盤変位対策 <u>屋内消火栓設備は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、消火活動を可能とするよう、大型化学高所放水車又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し、また、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。</u> DB 火①d3 <u>建屋内に設置する送水口は、迅速な消火活動が可能となるよう、外部からのアクセス性が良い箇所に設置する設計とする。</u> DB 火①d3</p> <p>(4) 想定すべき地震に対する対応 <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時に火災を考慮する場合は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。</u>Ⓐ また、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、基準地震動 S s に対しても機能を維持すべき機器等に対し影響を及ぼす可能性がある火災区域又は火災区画に設置する、油を内包する耐震 B クラス及び耐震 C クラスの設備は、以下のいずれかの設計とすることで、地震によって機能喪失を防止する設計とする。</u> DB 火①d4-2</p>	<p>【手段99：設備】DB火①d1-1 ・屋外設置の火災感知器及び消火設備の凍結防止（環境条件/設計条件：冬期最低気温－15.7℃）</p> <p>【手段100：設備】DB火①d1-2 ・屋外設置の消火設備の凍結防止（消火用水供給配管は凍結深度 G L－60 c m を確保した埋設配管又は地上部設置の場合には保温材設置） ・屋外消火栓の自動排水機構構造による凍結防止</p> <p>【手段101：設備】DB火①d2-1 ・消火設備の建屋内設置による風水害防止</p> <p>【手段102：設備】DB火①d2-2 ・屋外消火栓設備の雨水の浸入等による動作機構へ影響をあたえない構造による風水害防止</p> <p>※屋外環境条件を満足する設計に同じ</p> <p>【手段103：設備】DB火①d3 ・屋内消火栓設備への送水口設置及び建屋外流出防止のための逆止弁設置</p> <p>【手段104：設備】DB火①d4-1 ・火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じた火災感知設備及び消火設備の機能維持設計</p> <p>【手段105：設備】DB火①d4-2 ・油内包設備を設置する火災区域又は火災区画の機能維持設計</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（35 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB火①d4-3（地震対応：油内包設備のうちセル内に設置する固定式消火設備の耐震設計）</p> <p>DB火②a1-1（消火設備誤動作、誤操作による安全機能への影響防止：電気盤室に対する二酸化炭素消火器又は粉末消火器の設置）</p>	<p>切な離隔距離を確保することにより地震によって機能喪失を防止する設計とする。</p> <p>DB火①d4-2</p> <p>なお、セル内に設置する固定式消火設備については、有機溶媒等を保有するセルに設置する機器及び配管は、基準地震動Ssによっても損傷しない堅牢な構造としていること及び万が一地震発生後に漏えいが発生した場合においても漏えい液の回収及びセル給気口ダンパを閉止することによる消火が可能であり、地震時の火災を想定する必要は無いことから、耐震Cクラスで設計する。</p> <p>DB火①d4-3</p> <p>消火設備の破損、誤作動又は誤操作により、火災防護上重要な機器等の安全機能を損なわないよう電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置、非常用ディーゼル発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気する構造、電気絶縁性が大きく、揮発性が高いハロゲン化物消火設備を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出しても電気及び機械設備に影響を与えない及び固定式消火設備を設置するセルのうち、形状寸法管理機器を収納するセルには、水を使用しないガス消火設備を選定する設計する。</p> <p>DB火②a1-1 DB火②a1-2 DB火②a1-3 DB火②a1-4</p> <p>また、火災時における消火設備からの放水による溢水に対して安全機能へ影響がないよう設計する。</p> <p>DB火②a2-1</p>		<p>有機溶媒等を保有するセルに設置する機器及び配管は、基準地震動Ssによっても損傷しない堅牢な構造としており、地震による漏えいは無い。また、万一地震発生後に漏えいが発生した場合においても、漏えい液は漏えい液回収装置により移送することから、セル内への残留量は極僅かであり、当該残液が自己の崩壊熱により発火することを想定しても、崩壊熱により火災に至るおそれのあるセル給気口に設置した防火ダンパを閉止することにより、消火は可能である。よって、セル内に設置する固定式消火設備については、地震時の火災を想定する必要は無いことから、耐震Cクラスにて設計するものとする。</p> <p>a. 基準地震動Ssにより油が漏えいしない。 DB火①d4-2</p> <p>b. 基準地震動Ssによって火災が発生しても、安全機能に影響を及ぼすことが無いよう、基準地震動Ssによって火災が発生しても機能を維持する固定式消火設備によって速やかに消火する。 DB火①d4-2</p> <p>c. 基準地震動Ssによって火災が発生しても、安全機能に影響を及ぼすことが無いよう隔壁等により分離する又は適切な離隔距離を確保する。 DB火①d4-2</p> <p>(5) 想定すべきその他の自然現象に対する対策 想定すべきその他の自然現象として、凍結、風水害、地震以外に考慮すべき自然現象により火災感知設備及び消火設備の性能が阻害された場合は、原因の除去又は早期の取替え、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視の強化、代替消火設備の配備等を行い、必要な性能を維持することとする。</p> <p>⊕</p> <p>1.5.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響 消火設備の破損、誤作動又は誤操作により、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。⊕</p> <p>また、火災時における消火設備からの放水による溢水に対しては、「1.7.15 溢水防護に関する設計」に基づき、安全機能へ影響がないよう設計する。</p> <p>DB火②a2-1</p> <p>(1) 電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 DB火②a1-1</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気する構造とする。 DB火②a1-2</p> <p>(3) 電気絶縁性が大きく、揮発性が高いハロゲン化物消火設備を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出しても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 DB火②a1-3</p> <p>(4) 固定式消火設備を設置するセルのうち、形状寸法管理機器を収納するセルには、水を使用しないガス消火設備を選定する。 DB火②a1-4</p>	<p>【手段106：設備】DB火①d4-3 ・油内包設備のうちセル内に設置する固定式消火設備の耐震設計（耐震Cクラス）</p> <p>【手段108：設備】DB火②a1-1 ・電気盤室に対する二酸化炭素消火器又は粉末消火器の設置</p> <p>【手段109：設備】DB火②a1-2 ・不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気する構造</p> <p>【手段110：設備】DB火②a1-3 ・電気絶縁性が大きく、揮発性が高いハロゲン化物消火設備の設置</p> <p>【手段111：設備】DB火②a1-4 ・固定式消火設備を設置するセルのうち、形状寸法管理機器を収納するセルには、水を使用しないガス消火設備を設置</p> <p>【手段112：設備】DB火②a2-1 ・消火水による溢水防護 ※詳細は他条文の基本設計方針とするが技術基準適合性の観点から関連していることが分かる</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（36 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB火③a1（火災防護上の最重要設備の系統分離対策）</p>	<p>(3)火災及び爆発の影響軽減</p> <p>再処理施設における火災防護上の最重要機能であるプルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機、崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系、安全圧縮空気系及びこれらの機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統については、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルに対する系統分離対策として、「火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、耐火壁で系統間を分離」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置」及び「1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離」する設計とする。</p> <p>DB火③a1</p>	<p>(d)火災及び爆発の影響軽減</p> <p>火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>③</p> <p>再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する。④</p> <p>また、再処理施設における火災防護上の最重要機能であるプルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機、崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系、安全圧縮空気系及びこれらの機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統については、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。</p> <p>DB火③a1</p>	<p>1.5.1.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>1.5.1.4.1 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>再処理施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。④</p> <p>(1) 安全上重要な施設の火災区域の分離</p> <p>再処理施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する。④</p> <p>また、火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。</p> <p>DB火①～③b3</p> <p>MOX燃料加工施設にて設置するMOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備としてMOX燃料加工施設と共用する。④</p> <p>共用する火災影響軽減設備は、MOX燃料加工施設における火災又は爆発の発生を想定しても、影響を軽減できるような十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。④</p> <p>(2) 最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離</p> <p>再処理施設における安全上重要な施設の中でも、最重要設備（機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブル）に対し、以下に示すいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。④</p> <p>また、最重要設備のケーブルの系統分離においては、最重要設備のケーブルと同じトレイ等に敷設するなどにより、最重要設備のケーブルの系統と関連することとなる最重要設備のケーブル以外のケーブルも当該系統に含め、他系統との分離を行うため、以下の設計とする。④</p> <p>a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>系統分離し配置している最重要設備となる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、耐火壁で系統間を分離する設計とする。④</p> <p>b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の最重要設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。④</p> <p>c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の最重要設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。④</p>	<p>よう基本設計方針を記載する。</p> <p>【手段112：設備】DB火③a1</p> <p>・火災防護上の最重要設備の系統分離対策（火災耐久試験により確認した3時間耐火壁による分離、水平距離確保及び火災感知設備と自動消火設備の組み合わせによる系統分離、1時間の耐火能力を有する隔壁及び火災感知設備と自動消火設備の組み合わせによる系統分離）</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（37 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③b1-1（火災防護上の最重要設備の系統分離対策：制御室に設置する制御盤） DB 火③b1-2（火災防護上の最重要設備の系統分離対策：制御室床下の系統分離）</p> <p>DB 火③b1-3（火災防護上の最重要設備の系統分離対策：制御室に常駐する運転員による早期消火活動）</p>	<p>中央制御室に設置する最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央制御室等の制御盤に関しては、実証試験に基づく不燃性筐体による系統別の分離対策として「異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離（盤の筐体は1.5mm以上の鉄板で1時間以上の耐火能力を有する）」、「同一盤に異なる系統の回路を収納する場合は3.2mm以上の鉄板により別々の区画を設け、回路を収納することにより分離するとともに、鉄板により分離した異なる系統の配線ダクト間には水平方向に30mm以上の分離距離を確保」、「鋼板で覆った操作スイッチで火災が発生しても、その近傍の他操作スイッチに影響が及ばないように、垂直方向に20mm、水平方向に15mmの分離距離を確保」、「制御盤内に高感度煙感知器を設置」、「常駐する当直（運転員）による二酸化炭素消火器及びサーモグラフィを用いた早期の消火活動」により、上記設計と同等な設計とする。</p> <p>また、制御室床下コンクリートピットに関しては、1時間の耐火能力を有するコンクリートピット構造による分離、制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相違する系列のケーブルについては、1時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。</p> <p>なお、最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。</p> <p>DB 火③b1-1 DB 火③b1-2 DB 火③b1-3</p>	<p>ただし、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央制御室等の制御盤に関しては、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する当直（運転員）による消火活動等により、上記設計と同等な設計とする。□</p> <p>中央制御室の制御室床下コンクリートピットに関しては、1時間の耐火能力を有するコンクリートピット構造による分離、DB 火③b1-2 火災感知設備並びに中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備を設置する設計とする。□</p>	<p>(3) 中央制御室に対する火災及び爆発の影響軽減 中央制御室は上記と同等の保安水準を確保する対策として、以下のとおり火災及び爆発の影響軽減対策を講ずる。 中央制御室に設置する最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては、当直（運転員）の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、以下に示す実証試験に基づく分離対策、制御盤内への火災感知器の設置及び当直（運転員）による消火活動を実施する設計とする。</p> <p>DB 火③b1-1 なお、最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても以下の設計とする。 DB 火③b1-1</p> <p>a. 制御盤の分離 (a) 中央制御室においては、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する。盤の筐体は1.5mm以上の鉄板で構成することにより、1時間以上の耐火能力を有する設計とする。 DB 火③b1-1 (b) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においては、一部同一盤に異なる系統の回路を収納する場合、3.2mm以上の鉄板により、別々の区画を設け、回路を収納することにより分離する設計とする。 DB 火③b1-1 さらに、鉄板により分離した異なる系統の配線ダクトのうち、片系統の配線ダクトに火災が発生しても、もう一方の配線に火災の影響が及ばないように、配線ダクト間には水平方向に30mm以上の分離距離を確保する設計とする。 DB 火③b1-1 (c) 鋼板で覆った操作スイッチで火災が発生しても、その近傍の他操作スイッチに影響が及ばないように、垂直方向に20mm、水平方向に15mmの分離距離を確保する設計とする。 DB 火③b1-1</p> <p>b. 制御盤内の火災感知器 制御室には異なる種類の火災感知器を設置するとともに、万一の制御盤内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに感知・消火を行い、安全機能への影響を防止できるように、高感度煙感知器を設置する設計とする。 DB 火③b1-1</p> <p>c. 制御盤内の消火活動 制御盤内の火災において、高感度煙感知器が煙又は制御室内の火災感知器により火災を感知した場合、当直（運転員）は、制御盤周辺に設置する二酸化炭素消火器を用いて早期に消火を行う。消火時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィを配備する。 DB 火③b1-2</p>	<p>【手段113：設備】DB火③b1-1 ・火災防護上の最重要設備の系統分離対策：中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する制御盤（不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する当直（運転員）による消火活動による系統分離）</p> <p>【手段114：設備】DB火③b1-2 ・制御室床下コンクリートピット構造（1時間耐火性能）及び床下ケーブルの分離版又は障壁による系統分離（1時間耐火性能）</p> <p>【手段115：運用】DB火③b1-3 ・サーモグラフィの配備及び制御室、制御盤内で発生した場合の二酸化炭素消火器等の消火設備による早期消火活動の実施</p>



要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（38 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③c1-1（換気設備への火災影響軽減：防火ダンパ設置） DB 火③c1-2（換気設備への火災影響軽減：セル排気ダクトの3時間耐火性能有した鋼板ダクトの設置）</p>	<p>火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、セルについては、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し、火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより、火災の影響を軽減できる設計とするとともに、耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては、3時間以上の耐火境界となるように厚さ1.5m以上の鋼板ダクトとする設計とする。 DB 火③c1-1 DB 火③c1-2</p>	<p>再処理施設のセルは、放射線物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し、火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより、火災及び爆発の影響を軽減できる設計とする。一方、耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては、3時間以上の耐火境界となるように厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトとする設計とする。 DB 火③c1-1 DB 火③c1-2</p>	<p>d. 制御室床下の系統分離対策 (a) 制御室の床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相違する系列のケーブルについては、1時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。 DB 火③b1-2 (b) 制御室床下フリーアクセスフロアには、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器を組み合わせ設置し、火災の発生場所が特定できる設計とする。(c) 制御室床下フリーアクセスフロアは、制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備を設置する設計とする。この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を各制御室に発生する設計とする。⇩ 制御室床下フリーアクセスフロアの固定式ガス消火設備は、消火後に発生する有毒ガスを考慮するものとする。制御室は空間容積が大きいため拡散による濃度低下が想定されることから、制御室に常駐する当直（運転員）に影響を与えるおそれはないが、消火の迅速性と人体への影響を考慮して、手動操作による起動とする。⇩ また、制御室床下フリーアクセスフロアの固定式ガス消火設備は、異なる2種の火災感知器を設置すること、制御室内には当直（運転員）が常駐することから、手動操作による起動により、自動起動と同等に早期の消火が可能な設計とする。⇩ (4) 放射性物質貯蔵等の機能に関わる火災区域の分離 放射性物質貯蔵等の機能に関わる火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。⇩ (5) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 DB 火③c1-1 ただし、セルについては、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し、火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより、火災の影響を軽減できる設計とする。⇩ 一方、セル排気側ダクトについては防火ダンパを設置しない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。⇩ なお、原則セル内には有意な可燃性物質を設置せず、一時的に取り扱う場合においてもその取扱い状況から火災及び爆発には至らない。一方、多量の有機溶媒等を取り扱うセルにおいても、堅牢な構造としていること、消火設備を有することから、大規模な火災及び爆発に至るおそれはない。⇩ 火災により発生したガスは排気ダクトを経由し排気することから、他の火災区域との離隔距離を有していることに加え、排風機により常時排気が行われていることから他の火災区域又は火災区画に熱的影響を及ぼすおそれはない。⇩ また、換気設備の高性能粒子フィルタは難燃性のものを使用する設計とする。⇩</p>	<p>※火災の感知・消火の基本設計方針と重複するため影響軽減では記載しない</p> <p>【手段116：設備】DB火③c1-1 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトへの防火ダンパ設置 (セルは給気側へ設置)</p> <p>【手段117：設備】DB火③c1-2 ・セル排気側は鋼板厚さによる3時間耐火性能を確保したダクトの設置</p> <p>※火災の発生防止の基本設計方針に記載のため影響軽減で記載しない。</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（39 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB火③d1（煙の火災影響軽減：排煙設備の設置）</p> <p>DB火③e1（油タンクの火災影響軽減：ベント管の設置）</p>	<p>当直（運転員）が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。</p> <p>DB火③d1</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まない有機溶媒等及び再処理施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>DB火③e1</p>		<p>(6) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策  <u>当直（運転員）が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。</u>                  排煙設備は非管理区域である制御室等を対象としているため、放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。                  また、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する制御室床下、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。Ⓧ</p> <p>(7) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策  <u>火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まない有機溶媒等及び再処理施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。</u>                  また、再処理工程で使用する放射性物質を含む有機溶媒等のタンクは、塔槽類廃ガス処理設備に接続し、排気する設計とする。Ⓧ</p>	<p>【手段118：設備】DB火③d1                  ・制御室への建築基準法に基づく排煙設備の設置</p> <p>※火災発生防止の換気、火災感知・消火の基本設計方針として記載しているため、影響軽減としては記載しない。</p> <p>【手段119：設備】DB火③e1                  ・放射性物質を含まない油タンクへのベント管の設置                  ※火災発生防止の換気の基本設計方針として記載しているため、影響軽減としては記載しない。</p> <p>【手段120：設備】DB火③f1                  ・ケーブル分離対策                  ※ケーブル分離対策の基本設計方針として明確化が必要なものとして明記</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（40 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③f1（火災影響評価）</p>	<p>火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定される再処理施設内の火災又は爆発によって、安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、再処理施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。</p> <p>また、火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とし、「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。</p> <p>DB 火③f1</p> <p>内部火災影響評価の結果、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護対策の強化を図る。</p> <p>DB 火③f1</p> <p>火災伝播評価は、火災区域又は火災区画に火災を想定した場合に、隣接火災区域又は火災区画への影響の有無を確認する。</p> <p>隣接火災区域又は火災区画に影響を与えない火災区域又は火災区画の火災伝播評価は、当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、再処理施設の多重化された最重要設備及び最重要設備以外の安全上重要な施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>DB 火③f1</p> <p>隣接火災区域又は火災区画に影響を与える火災区域又は火災区画に対する火災影響評価は、当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、再処理施設の多重化された最重要設備及び最重要設備以外の安全上重要な施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>DB 火③f1</p>	<p>(e) 火災影響評価</p> <p>設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定される再処理施設内の火災又は爆発によって、安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、再処理施設の安全機能が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</p> <p>DB 火③f1</p> <p>また、再処理施設内の火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p> <p>DB 火③f1</p>	<p>1.5.1.4.2 火災影響評価</p> <p>再処理施設の特徴を踏まえ、各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業指定基準規則の解釈を参考に、再処理施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと及び内部火災により、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることについて確認する。◇</p> <p>内部火災影響評価の結果、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護対策の強化を図る。</p> <p>DB 火③f1</p> <p>(1) 火災伝播評価</p> <p>火災区域又は火災区画に火災を想定した場合に、隣接火災区域又は火災区画への影響の有無を確認する。</p> <p>DB 火③f1</p> <p>火災影響評価に先立ち隣接火災区域との境界の開口の確認及び等価火災時間と障壁の耐火性能の確認を行い、隣接火災区域又は火災区画へ影響を与えるか否かを評価する。◇</p> <p>(2) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>隣接火災区域又は火災区画に影響を与えない火災区域又は火災区画のうち、当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設が同時に機能を喪失しない場合は、再処理施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>DB 火③f1</p> <p>また、当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定し、再処理施設の安全機能に影響を与える場合においては、以下について確認する。◇</p> <p>a. 多重化された安全上重要な施設のうち、多重化された最重要設備が、「1.5.1.4.1(2) 最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離」に示す火災防護対策の実施状況を確認し、火災区域又は火災区画の系統分離等の火災防護対策を考慮することにより、最重要設備の安全機能に影響がないことを確認する。◇</p> <p>b. 最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール（以下「FDT S」という。）を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで、再処理施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。◇</p> <p>(3) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災影響評価</p> <p>隣接火災区域又は火災区画に影響を与える火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内（以下「隣接2区域（区画）」という。）に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、再処理施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>DB 火③f1</p> <p>また、隣接2区域（区画）に設置する全機器の動的機能喪失を想定し、再処理施設の安全機能に影響を与える場合においては、以下について確認する。◇</p> <p>a. 多重化された安全上重要な施設のうち、多重化された最重要設備が火災影響を受けるおそれのある場合は、「1.5.1.4.1(2) 最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離」に示す火災防護対策の実施状況を確認し、系統分離等</p>	<p>【手段120：評価】DB火③f1 ・火災影響評価の実施</p> <p>&lt;評価段階&gt; 火災影響評価は設工認段階で実施するものであることを記載</p> <p>&lt;評価条件&gt; 可燃物量及び位置、火災対策状況等の評価条件の詳細は添付書類へ記載するため基本設計方針では記載しない</p> <p>&lt;評価方法&gt; 「内部火災影響評価ガイド」に基づく評価項目及び評価方法で火災影響評価を実施 ・火災伝播評価 ・隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 ・隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災影響評価 ※なお、詳細評価方法も添付書類へ記載</p> <p>&lt;措置&gt; ・火災発生防止、感知・消火、影響軽減対策の強化 ※詳細は基本設計方針として記載済であるため、ここでは記載しない。</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（41 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB火③g1（安重ケーブルの分離）</p> <p>DB火③h1（電気室の管理）</p> <p>DB火③i1-1（蓄電池室への配置上の考慮）</p> <p>DB火③i1-2（蓄電池を直流開閉装置やインバータと同じ室に設置する場合の考慮）</p> <p>DB火③i1-3（蓄電池室の機械換気）</p>	<p>(4) 個別の火災区域又は火災区画におけるの火災防護対策</p> <p>安全上重要な施設の異なる系統のケーブルは、IEEE 384 Standard 1992 に準じて、異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平 900mm 以上又は垂直 1,500mm 以上、ソリッドトレイ（ふた付き）の場合は、水平 25mm 以上又は垂直 25mm 以上とすることにより、互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。 DB火③g1</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用することを保安規定に定め、管理する。 DB火③h1</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出するおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 DB火③i1-1</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（SBA G 0603-2001）に適合するよう、当該蓄電池自体は厚さ 2.3mm の鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。 DB火③i1-2</p> <p>蓄電池室及び蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する蓄電池は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（SBA G 0603-2001）に基づき、機械換気により水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計するとともに、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を 2 vol % 以下に維持する設計とする。 DB火③i1-3</p>	<p>(f) その他 「(b) 火災及び爆発の発生防止」～「(e) 火災影響評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。②</p>	<p>の火災防護対策を考慮することにより、最重要設備の安全機能が少なくとも一つは確保されることを確認する。④</p> <p>b. 最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接 2 区域（区画）において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDT S を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで、再処理施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。④</p> <p>1.5.1.5 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 再処理施設における火災区域又は火災区画は以下のとおりそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。 (1) ケーブル処理室 再処理施設において、実用発電用原子炉のケーブル処理室に該当する箇所は無いが、安全上重要な施設の異なる系統（安全系回路の各系統、安全系回路と関連回路、生産系回路）のケーブルは、IEEE 384 Standard 1992 に準じて、異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平 900mm 以上又は垂直 1,500mm 以上、ソリッドトレイ（ふた付き）の場合は、水平 25mm 以上又は垂直 25mm 以上とすることにより、互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。 DB火③g1 また、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の床下コンクリートピットは、異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置するとともに、当直（運転員）による消火活動を行うことが困難であることから、手動操作により起動する固定式消火設備（ハロゲン化物消火設備）を設置する設計とする。④</p> <p>(2) 電気室 電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。 DB火③h1</p> <p>(3) 蓄電池室 蓄電池室は、以下のとおりの設計とする。 a. 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出するおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 DB火③i1-1 ただし、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の蓄電池は、無停電電源装置等を設置している部屋に収納する設計とするが、当該蓄電池自体は厚さ 2.3mm の鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため筐体内を専用の排風機により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。本方式は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（SBA G 0603-2001）「2.2 蓄電池室」の種類のうちキュービクル式（蓄電池をキュービクルに収納した蓄電池設備）に該当し、指針に適合させることで安全性を確保する設計とする。 DB火③i1-2 b. 蓄電池室及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の蓄電池は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（SBA G 0603-2001）に基づき、蓄電池室排風機及び蓄電池排風機を水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を 2 vol % 以下に維持する設計とする。 DB火③i1-3</p>	<p>【手段121：評価】DB火③g1 ・安重ケーブルの分離</p> <p>【手段122：運用】DB火③h1 ・電気室の管理（電源供給のみに使用するよう管理）</p> <p>【手段123：設備】DB火③i1-1 ・蓄電池室への配置上の考慮（原則として直流開閉装置及びインバータは収納しない設計）</p> <p>【手段124：設備】DB火③i1-2 ・蓄電池を直流開閉装置やインバータと同じ室に設置する場合の考慮（蓄電池室に関する設計指針への適合を確保できる筐体厚さ及び機械換気）</p> <p>【手段125：設備】DB火③i1-3 ・蓄電池室の機械換気による室内の水素濃度維持</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（42 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>DB 火③i1-4（蓄電池室の機械換気の監視）</p> <p>DB 火③i1-5（蓄電池の位置的分散）</p> <p>DB 火③i2（中央制御室への火災防護上の考慮）</p>	<p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、制御室等の監視制御盤に警報を発する設計とする。 DB 火③i1-4</p> <p>常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は、常用の蓄電池が非常用の蓄電池に影響を及ぼすことがないように位置的分散を図る設計とする。 DB 火③i1-5</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のカーペットは、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。 DB 火③i2</p>		<p>c. <u>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室等の監視制御盤に警報を発する設計とする。</u> DB 火③i1-4</p> <p>d. <u>常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は、常用の蓄電池が非常用の蓄電池に影響を及ぼすことがないように位置的分散を図る設計とする。</u> DB 火③i1-5</p> <p>(4) ポンプ室 潤滑油を内包するポンプは、シール構造の採用により漏えい防止対策を講ずる設計若しくは漏えい液受皿又は堰を設置し、漏えいした潤滑油が拡大することを防止する設計とする。Ⓢ 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式消火設備を設置する設計とする。Ⓢ また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能である。Ⓢ</p> <p>(5) 中央制御室等 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、以下のとおりの設計とする。 a. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と他の火災区域の換気設備の貫通部には、防火ダンパを設置する設計とする。Ⓢ b. 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のカーペットは、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。 DB 火③i2</p> <p>(6) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備 燃料貯蔵設備（燃料貯蔵プール）は、水中に設置する設備であり、未臨界となるよう間隔を設けたラックに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。Ⓢ なお、使用済燃料輸送容器管理建屋に保管する使用済燃料輸送容器の内部は、未臨界となるよう間隔を確保すること、外部への中性子線を遮蔽する構造としていることから、使用済燃料輸送容器管理建屋の消火活動により消火用水が放水されても、未臨界を維持できる。Ⓢ</p> <p>(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備 液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備及び固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備、低レベル廃棄物処理設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備等は、以下のとおりの設計とする。Ⓢ a. 再処理施設は火災時にも動的閉じ込めを維持することにより放射性物質を建屋に閉じ込める設計とする。このため、換気設備により、貯槽、セル等、建屋内の圧力を常時負圧に保ち、負圧は、建屋、セル等、貯槽の順に気圧が低くなるように管理する必要があることから、換気設備の隔離は行わないが、火災時の熱影響、ばい煙の発生等を考慮した場合においても環境への放射性物質の放出を防止するためにフィルタにより放射性物質を除去し周辺監視区域外の放射性物質濃度を十分に低減できる設計とする。Ⓢ</p>	<p>【手段125：設備】DB火③i1-4 ・蓄電池室の機械換気の監視（制御室等への警報発報）</p> <p>【手段126：設備】DB火③i1-5 ・蓄電池の位置的分散（常用・非常用蓄電池との位置的分散）</p> <p>※使用済燃料輸送容器自体の設計項目であることから記載しない。</p>

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（43 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>b. 管理区域での消火活動により放水した消火水が管理区域外に流出しないように、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の床ドレン等から液体廃棄物の廃棄施設に回収し、処理を行う設計とする。Ⓢ</p> <p>c. 放射性物質を含んだ廃樹脂及び廃スラッジは、廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。Ⓢ</p> <p>d. 放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。Ⓢ</p> <p>e. 放射性物質による崩壊熱は、冷却水、空気による冷却を行うことにより、火災の発生防止を考慮した設計とする。Ⓢ</p> <p>Ⓢ</p> <p>1.5.1.6 体制 火災及び爆発の発生時において再処理施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び消火活動のための消火専門隊の要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置する。自衛消防隊の体制を第1.5-1図に示す。再処理施設の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。Ⓢ</p> <p>1.5.1.7 手順 再処理施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定めるとともに、再処理施設の安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。Ⓢ</p> <p>このうち、火災防護対策を実施するために必要なものを以下に示す。Ⓢ</p> <p>(1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に行う。</p> <p>a. 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。Ⓢ</p> <p>b. 消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を行う。Ⓢ</p> <p>(2) 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。Ⓢ</p> <p>a. 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区画からの退避警報及び自動消火設備の作動状況を確認する。Ⓢ</p> <p>b. 自動消火設備の作動後は、消火状況の確認、運転状況の確認等を行う。Ⓢ</p> <p>(3) 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。Ⓢ</p> <p>a. 火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。Ⓢ</p> <p>b. 消火活動が困難な場合は、当直（運転員）の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。Ⓢ</p> <p>(4) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応においては、以</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（44 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>下の手順を整備し、操作を行う。⬇</p> <p>a. 火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する当直（運転員）により制御盤内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。⬇</p> <p>b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。⬇</p> <p>(5) 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。⬇</p> <p>(6) 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。⬇</p> <p>(7) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。⬇</p> <p>(8) 可燃性物質の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る加熱及び引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。⬇</p> <p>(9) 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。⬇</p> <p>(10) 再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。⬇</p> <p>(11) 火災及び爆発の発生を防止するために、再処理施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。⬇</p> <p>a. 火気作業前の計画策定</p> <p>b. 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</p> <p>c. 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</p> <p>d. 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</p> <p>e. 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</p> <p>f. 仮設ケーブル（電工ドラム含む）の使用制限</p> <p>g. 火気作業に関する教育</p> <p>(12) 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。⬇</p> <p>(13) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切に保守管理及び点検を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。⬇</p> <p>(14) 火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。⬇</p> <p>(15) 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。⬇</p> <p>(16) 火災区域及び火災区画の変更並びに設備改造及び増設を行う場合は、内部火災影響評価への影響を確認し、評価結果に影響がある場合は、再処理施設内の火災及び爆発によっても、多重化した安全上重要な施設の安全機能が同時に喪失することにより、再処理施設の安全機能に影響を及ぼさないよう設計変更及び管理を行う。⬇</p> <p>(17) 火災区域又は火災区画の隔壁等の設計変更に当たっては、再処理施設内の火災及び爆発によっても、最重要設備の作動が要求される場合には、火災及び爆発による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、再処理施設の安全機能が確保できることを火災影響評価により確認する。⬇</p> <p>(18) 当直（運転員）に対して、再処理施設内に設置する安全機能を有する機器等を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（45 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育を定期的実施する。◀</p> <p>a. 火災区域及び火災区画の設定  b. 火災及び爆発から防護すべき安全機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等  c. 火災及び爆発の発生防止対策  d. 火災感知設備  e. 消火設備  f. 火災及び爆発の影響軽減対策  g. 火災影響評価</p> <p>(19) 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練及び当直（運転員）による消火活動の訓練を定期的実施する。◀</p> <p>1.9.5 火災等による損傷の防止  （火災等による損傷の防止）  第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。  2 消火設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について  安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の対策を講ずる。  (1) 可燃性物質又は熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器は、適切に設定した熱的制限値及び化学的制限値を超えない設計とする。◀  (2) 有機溶媒等を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点未満に維持できる設計とする。◀  (3) 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、適切に換気を行うことにより、当該施設から有機溶媒等が漏えいした場合においても、火災及び爆発を防止できる設計とする。◀  (4) 水素の発生のおそれがある設備は、塔槽類廃ガス処理設備に接続し、適切に換気を行い、発生した水素が滞留しない設計とする。◀  (5) 水素を取り扱う又は水素の発生のおそれがある設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、適切に換気することにより、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない設計とし、かつ、当該設備を適切に接地し爆発を防止できる設計とする。◀  (6) 放射性物質を内包するグローブボックスのうち、当該機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものは、火災により閉じ込め機能を損なうおそれのないよう、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。閉じ込め部材であるパネルに可燃性材料を使用する場合は、パネルを難燃性材料により被覆する設計とする。◀  (7) 建屋内外で発生する一般的な火災及び爆発として、電気系統の機器又はケーブルの短絡及び地絡、落雷及び地震の自然現象並びに漏えいした潤滑油及び燃料油の引火に起因するものを考慮した設計とする。◀</p>	



要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（46 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>(8) 安全機能を有する施設のうち、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を設置する区域に対し、火災区域及び火災区画を設定する。◊</p> <p>また、上記以外に係る放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域についても、火災区域に設定する。◊</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。◊</p> <p>(9) 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて機能を確保する。◊</p> <p>安全上重要な施設のうちその重要度と特徴を考慮し最も重要な設備となる「プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能（異常の発生防止機能を有する排気機能）を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機」、「崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系」、「安全圧縮空気系」及び「上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統」に対しては、以下 a. ～ c. のとおり系統分離対策を講ずる設計とする。◊</p> <p>a. 互いに相違する系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること。◊</p> <p>b. 互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区域又は火災区画に設置されていること。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。◊</p> <p>c. 互いに相違する系列間が1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離されており、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。◊</p> <p>また、上記以外の多重化された安全上重要な施設は、施設に応じて適切に系統分離を行うことで火災及び爆発により同時に冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めの安全機能を喪失することがない設計とする。◊</p> <p>(10) 各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策の妥当性を内部火災影響評価ガイドを参考に評価し、安全上重要な施設へ火災による影響を及ぼすおそれがある場合には、追加の火災防護設計を講ずる。◊</p> <p>(11) 上記に加え、再処理施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。◊</p> <p>第2項について</p> <p>消火設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。◊</p> <p>(1) 電気盤室に対しては、消火剤に水を使用せず、かつ、電氣的絶縁性の高い消火剤を配置する。◊</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機は、不活性ガスをを用いる二酸化炭素消火設備の破損により流出する二酸化炭素の影響による給気不足を引き起こさないように外気より給気する構造とする。◊</p> <p>(3) 電気絶縁性が大きく、揮発性が高いハロゲン化物消火設備を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出しても、電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。◊</p> <p>(4) 固定式消火設備を設置するセルのうち、形状寸法管理機器を収納するセルの消火設備には、水を使用しないガス消火設備を選定する。◊</p> <p>添付書類六の下記項目参照</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（47 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>(iii) 火災防護設備  <u>火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備と重大事故等対処施設に対する火災防護設備<sup>四</sup>で構成する。</u>                      DB火①～③a                      安全機能を有する施設を火災から防護するための火災防護設備は、<u>火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備及び火災影響軽減設備</u>で構成する。                      DB火①～③a                      また、重大事故等対処施設を火災から防護するための火災防護設備は、<u>火災発生防止設備、火災感知設備及び消火設備</u>で構成する。<sup>四</sup></p>	<p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計                      1.7.5 セル及びグローブボックスに関する設計                      1.7.15 溢水防護に関する設計                      4. 再処理設備本体                      6. 計測制御系統施設                      7. 放射性廃棄物の廃棄施設                      9. その他再処理設備の附属施設</p> <p>9.10 火災防護設備                      火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。<sup>四</sup></p> <p>9.10.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備                      9.10.1.1 概要                      再処理施設内の火災区域及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。<sup>四</sup>                      火災及び爆発の発生防止については、再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。<sup>四</sup>                      また、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を行う。<sup>四</sup>                      火災の感知及び消火については、安全機能を有する施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する。<sup>四</sup>                      火災感知設備及び消火設備は、想定する自然現象に対して当該機能が維持され、かつ、安全機能を有する施設は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないように設置する。<sup>四</sup>                      また、安全上重要な施設の相互の系統分離を行うために設ける火災区域及び火災区画に設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えるよう設置する。<sup>四</sup>                      火災影響軽減設備は、火災及び爆発の影響を軽減する設備である。<sup>四</sup>                      火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、系統分離等を行う。<sup>四</sup>                      また、火災及び爆発の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、再処理施設内の火災及び爆発に対しても、安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、安全機能に影響がないことを、火災影響評価により確認する。                      消火設備の一部は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し、火災影響軽減設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。<sup>四</sup>                      火災感知設備系統概要図及び消火水供給設備系統概要図を、それぞれ第9.10-1図及び第9.10-2図に示す。</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（48 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>9.10.1.2 設計方針 再処理施設内の火災区域及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。◀</p> <p>(1) 火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。◀</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うよう設置する設計とする。◀ 火災感知設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画に、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設ける設計とする。◀ 消火設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については、自動又は制御室等からの手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。◀ また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。◀</p> <p>(3) 火災及び爆発の影響軽減 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響に対し、火災及び爆発の影響軽減対策を行う。◀</p> <p>(4) 消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する消火水供給設備は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し、消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は、廃棄物管理施設と共用する。◀ 廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する消火水供給設備並びに廃棄物管理施設と共用する消火栓設備及び防火水槽は、廃棄物管理施設又はMOX燃料加工施設へ消火水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生した場合でも、弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し、故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。◀ また、MOX燃料加工施設にて設置するMOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、MOX燃料加工施設と共用する。 火災影響軽減設備は、MOX燃料加工施設における火災又は爆発の発生を想定しても、影響を軽減できるよう十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。◀</p> <p>(5) 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。◀</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（49 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の炎感知器（熱感知カメラ含む）、非アナログ式の熱感知器等の火災感知器も含めた中から2つの異なる種類の感知器を設置する。また、中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で常時監視可能な火災受信器盤を設置する。①</p>	<p>9.10.1.3 主要設備の仕様                      (1) 火災感知設備                      火災感知設備の火災感知器の組合せを第9.10-1表に示す。                      (2) 消火設備                      消火設備の主要設備の仕様を第9.10-2表に示す。                      火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る火災感知設備の一部、消火設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる。④</p> <p>9.10.1.4 主要設備                      (1) 火災発生防止設備                      火災発生防止設備である水素漏えい検知器は、各火災区域又は火災区画に設置する蓄電池の上部に設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。④                      また、ウラナス製造器、第1気液分離槽、洗浄塔及び第2気液分離槽を設置するウラナス製造器室に水素漏えい検知器を設置する。ウラン精製設備のウラナス製造器は、水素を用いて硝酸ウラニル溶液を還元してウラナスを製造することから、万一の室内への水素の漏えいを早期に検知し、中央制御室に警報を発する設計とする。④                      (2) 火災感知設備                      火災感知設備は、固有の信号を発する異なる種類の感知器及び受信器盤により構成する。火災感知設備の火災感知器は、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、炎が生じる前に発煙すること等、予想される火災の性質を考慮して、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。④                      ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成のおそれのある場所、屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。炎感知器は非アナログ式であるが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。④                      また、熱感知カメラ（サーモカメラ）は非アナログ式であるが、赤外線による熱感知であるため、炎感知器とは異なる感知方式である。④                      a. 屋内の火災区域又は火災区画                      屋内に設置する火災区域又は火災区画は、アナログ式の熱感知器及びアナログ式の煙感知器を組み合わせて設置する設計とする。④                      なお、天井が高く大空間となっている屋内に設置する火災区域又は火災区画は熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。そのため、非アナログ式の炎感知器とアナログ式の煙感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。④                      また、気流の影響を考慮する必要がある場所は、煙が拡散することから、非アナログ式の炎感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。④                      炎感知器は非アナログ式であるが、平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な温度変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。④                      また、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することにより、誤作動防止を図る設計とする。④                      b. 燃料貯蔵プール                      燃料貯蔵プールは、天井が高く大空間となっているため、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。そのため、非アナログ式の炎感知器とアナロ</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（50 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、固定式消火設備等を設置する。</p> <p>消火設備のうち、消火用水を供給する消火水供給設備は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し、消火設備のうち、消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は、廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>また、再処理施設境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>他施設と共用する火災防護設備は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p>	<p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、固定式消火設備等を設置する。</p> <p>消火設備のうち、消火用水を供給する消火水供給設備は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し、消火設備のうち、消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は、廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>また、再処理施設境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>他施設と共用する火災防護設備は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p>	<p>グ式の煙感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。◇</p> <p>c. 蓄電池室 蓄電池室は、常時換気状態にあり、安定した室内環境を維持しているため、屋内に設置する火災区域又は火災区画と同様にアナログ式の熱感知器及びアナログ式の煙感知器を設置する設計とする。◇</p> <p>d. 屋外の火災区域又は火災区画 屋外の火災区域又は火災区画のうち安全冷却水系冷却塔は屋外に開放された状態で存在し、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難である。◇ このため、屋外に設置する火災区域又は火災区画全体の火災を感知するために、非アナログ式の屋外仕様の赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ、赤外線方式）をそれぞれの監視範囲内に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。これらはそれぞれ誤作動防止対策として以下の機能を有する。◇</p> <p>(a) 炎感知器 平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。また、感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合のみ発報する）を採用し誤作動防止を図る。さらに、降水等の浸入による故障を想定し、屋外仕様を採用する設計とする。なお、太陽光の影響については、火災発生時の特有な波長帯のみを感知することで誤作動を防止する設計とする。◇</p> <p>(b) 熱感知カメラ（サーモカメラ） 熱感知カメラは、屋外に設置することから、降水等の浸入による故障を想定し、屋外仕様を採用する設計とする。なお、熱感知カメラの感知原理は赤外線による熱感知であるが、感知する対象が熱であることから炎感知器とは異なる感知方式の感知器と考えられる。◇</p> <p>e. 重油タンク（地中埋設物） 屋外に設置する重油タンク室は地下埋設構造としており安定した環境を維持している。◇ 一方、重油タンク室上部の点検用マンホールから地上までの空間においては燃料が気化して内部に充満する可能性が否定できない。そのため、万一気化した燃料による爆発リスクを低減する観点から点検用マンホール上部空間には電気的接点を持たない防爆型のアナログ式の熱電対を設置する設計とする。◇ また、点検用マンホール上部を監視するため非アナログ式で屋外仕様の防爆型の赤外線式炎感知器を設置する設計とする。◇</p> <p>f. 一般共同溝 一般共同溝（洞道）内はケーブルトレイを敷設することから、ケーブルの火災を想定した場合、ケーブルトレイ周囲の温度が上昇するとともに、煙が発生する。そのため、洞道はケーブルトレイ周囲の熱を感知できるアナログ式の光ファイバ温度監視装置、及びアナログ式の煙感知器を設置する設計とする。◇</p> <p>(3) 消火設備 消火設備は、消火水供給設備、消火栓設備、固定式消火設備及び消火器で構成する。消火設備の消火栓設備は、再処理施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画並びに放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域の火災を早期に消火するために、消火が必要となるすべての火災区域又は火災区画の消火活動に対処できるように設置する設計とする。◇ また、その他の消火設備は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域又は火災区画であるかを考慮し、以下のとおり設置する。◇ 上記以外の火災区域又は火災区画については、消防法又は建</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（51 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>火災及び爆発の影響軽減の機能を有するものとして、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響を軽減するため、火災耐久試験で確認した3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は1時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。</p>	<p>築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。                  消火設備の一部は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。                  a. 安重機能を有する機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備                  再処理施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする。                  (a) 多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画                  危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度も速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式消火設備を設置する。                  また、セル内において多量の有機溶媒を取り扱う火災区域又は火災区画についても放射線の影響を考慮し、固定式消火設備を設置する。                  なお、本エリアについては、取り扱う物質を考慮し、金属などの不燃性材料で構成する安重機能を有する機器等についても、万一の火災影響を想定し、固定式消火設備を設置する。                  (b) 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画                  i. 制御室床下                  再処理施設における制御室の床下は、多量のケーブルが存在するが、フリーアクセス構造としており消火が困難となるおそれを考慮し、固定式消火設備を設置する。                  制御室には常時当直（運転員）が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤を選択する。                  ii. 一般共同溝                  再処理施設における一般共同溝内は、多量のケーブルと有機溶媒配管が存在する。万一、ケーブル火災が発生した場合、その煙は地上部への排出が可能なよう排気口を設ける構造としているが、自然換気であること及び一般共同溝の面積が広く消火活動まで時間を有することを考慮し、固定式消火設備を設置する。                  消火剤の選定に当たっては、制御室同様に人体に影響を与えない消火剤又は消火方法を選択する。                  (c) 等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画                  多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画については、万一の火災を想定した場合、多量の煙の発生の影響を否定できない。                  また、耐火壁の耐火能力を超える火災を防止する目的からも、等価火災時間が3時間を超える場合においては、火災感知器に加え、固定式消火設備を設置する。                  (d) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画                  電気品室は電気ケーブルが密集しており、万一の火災を想定した場合、多量の煙の発生の影響を考慮し、固定式消火設備を設置する。                  b. 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火活動                  放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域のうち、危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度も速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式消火設備を設置し、早期消火ができる設計とする。                  上記以外の火災区域又は火災区画については、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。                  (4) 火災影響軽減設備                  火災影響軽減設備は、火災区域及び火災区画を構成する耐火壁により構成する。火災及び爆発の影響軽減のための対策設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応</p>	

要求事項との対比表 第11条（火災等による損傷の防止）（52 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響に対し、火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずるために、以下のとおり設置する。◀</p> <p>a. 火災区域の分離を実施する設備 隣接する他の火災区域又は火災区画と分離するために、以下のいずれかの耐火能力を有する耐火壁を設置する。◀ (a) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁◀ (b) 火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁◀</p> <p>MOX燃料加工施設にて設置するMOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、MOX燃料加工施設と共用する。◀</p> <p>b. 火災防護上の最重要設備の火災及び爆発の影響軽減のための対策を実施する設備再処理施設における安全上重要な施設の中でも、火災防護上の最重要設備を設置する火災区域又は火災区画に対して、火災区域又は火災区画内の火災及び爆発の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発の影響を軽減するための対策を実施するための隔壁等として、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等を設置する。◀</p> <p>また、これと同等の対策として火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等と火災感知設備及び消火設備を設置する。◀</p> <p>9.10.1.5 試験・検査 (1) 火災感知設備 アナログ式の火災感知器を含めた火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験を実施する。◀ ただし、自動試験機能のない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するために、煙等の火災を模擬した試験を定期的に行う。◀ (2) 消火設備 機能に異常がないことを確認するために、消火設備の作動確認を実施する。◀</p> <p>9.10.1.6 評価 (1) 火災発生防止設備は、水素を取り扱う又は発生するおそれのある火災区域又は火災区画に対し、水素漏えい検知器を適切に配置し水素の燃焼濃度を十分に下回る濃度で検出できる設計とするので、火災又は爆発の発生を防止することができる。◀ (2) 火災感知設備は、安全機能を有する施設に適切に配置する設計とするので、火災発生時には中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に火災信号を表示することができる。◀ 火災の発生するおそれがある安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画には、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とするので、火災を早期に感知することができる。◀ (3) 消火設備は、安全機能を有する施設に適切に配置する設計とするので、火災発生時には消火を行うことができるとともに、消火設備の破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なうことがない。◀ (4) 火災影響軽減設備は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁を再処理施設内に適切に配置する設計とするので、火災及び爆発時には火災及び爆発の影響を軽減することができる。◀</p>	

要求事項との対比表 第 1 1 条（火災等による損傷の防止）（53 / 53）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>(5) 火災感知設備及び消火設備は、その停止時に試験及び検査をする設計とするので、定期的に試験及び検査ができる。◀</p> <p>(6) 廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する消火水供給設備並びに廃棄物管理施設と共用する消火栓設備及び防火水槽は、廃棄物管理施設又はMOX燃料加工施設へ消火水を供給した場合においても再処理施設に必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生した場合でも、弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し、故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない。</p> <p>また、共用する火災影響軽減設備は、MOX燃料加工施設における火災又は爆発の発生を想定しても、影響を軽減できるよう十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない。◀</p> <p>(7) 火災防護設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備は、予備的措置を施すので、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる。◀</p> <p>第 9.10-1 表 火災感知設備の火災感知器の組合せ</p> <p>第 9.10-2 表 消火設備の主要設備の仕様</p> <p>第 9.10-1 図 火災感知設備系統概要図</p> <p>第 9.10-2 図 消火水供給設備系統概要図</p>	



第18条（搬送設備） 様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第18条（搬送設備）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
搬①	移送物の重量を上回る容量を有する設計	技術基準の要求事項を受けている内容	1項 1号	—	a
搬②	搬送中の使用済燃料の破損を防止する設計	技術基準の要求事項を受けている内容	1項 2号	—	
搬③	駆動源喪失時に使用済燃料等を安全に保持する設計	技術基準の要求事項を受けている内容	1項 3号	—	
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
㊦	構造	各施設の概要を示すものであるため記載しない。	—		
㊧	主要な設備及び機器の種類	各施設の概略仕様を示すものであるため記載しない。	—		
㊨	再処理の概要	再処理の概要を示すものであるため記載しない。	—		
3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
◇	概要	設計の概要を示すものであるため記載しない。	—		
◇	系統構成	各設備の系統構成を示すものであるため記載しない。	—		
◇	評価	設計方針の裏返しであるため記載しない。	—		
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	使用済燃料等の破損の防止に関する説明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 搬送能力（容量）に関する説明</li> <li>➤ 落下防止等に関する説明</li> </ul>				

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（1 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
<p>(搬送設備) 第十八条 使用済燃料等を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。①</p> <p>二 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。②</p> <p>三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。③</p>	<p>搬送設備</p> <p>使用済燃料等を搬送する設備は、移送物の重量を上回る容量を有する設計とする。①</p> <p>使用済燃料等を搬送する設備は、使用済燃料等が落下、転倒等し難い構造とするため、つりワイヤの二重化及び逸走防止のインターロックを設ける等により、搬送物の破損を防止する設計とする。②</p> <p>使用済燃料等を搬送する設備は、設備の駆動源喪失時において、つり荷を安全に保持できる設計とする。③</p>		<p>1.7.6 放射性物質の移動に関する設計◇ 再処理施設における放射性物質の工程内及び工程間の移動は、配管、容器等によるものとし、閉じ込め、臨界防止、遮蔽のための措置等適切な安全対策を講ずる設計とする。 (3) 固体状の放射性物質は、容器等により移送する設計とする。ただし、使用済燃料集合体は、使用済燃料輸送容器から取り出した後は燃料貯蔵プール内、セル内等において移送する設計とする。また、ガラス固化体は、固化セル移送台車等により建物内又は洞道内を移送する設計とする。</p> <p>1.7.6.3 落下防止に関する設計 放射性物質を収納する容器等を搬送する機器は、容器等が落下し難い構造とする②とともに、駆動源喪失時におけるつり荷の保持③及び逸走防止等を考慮した設計とする。②</p>	<p>本条文は、転倒・落下により使用済燃料等の破損し、放射性物質の拡散を防止することが目的である。使用済燃料等の転倒・落下による安重機能喪失は第15条安重で整理する。</p> <p>④基① 【性能】搬① 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力</p> <p>【手段：設備】 使用済燃料等の移送物の重量を搬送できる容量を有する設計</p> <p>④基① 【性能】搬② 搬送中の使用済燃料等の破損防止</p> <p>【手段：設備】 搬送中の使用済燃料等の破損を防止する設計</p> <p>④基① 【性能】搬③ 使用済燃料等の保持</p> <p>【手段：設備】 駆動源喪失時において、つり荷を保持する設計</p>

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（2 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>【以下、個別設備の展開】</p> <p>ハ、使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 構造 □</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料の受入れ施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成する。</p> <p>(i) 設計基準対象の施設</p> <p>(a) 使用済燃料の受入れ施設</p> <p>使用済燃料の受入れ施設は、キャスクに収納され再処理施設に輸送された使用済燃料集合体を受け入れる使用済燃料受入れ設備2系列（一部1系列）で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>(b) 使用済燃料の貯蔵施設</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料集合体を貯蔵し、せん断処理施設へ移送する使用済燃料貯蔵設備1系列（一部2系列）で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類 □</p> <p>(i) 設計基準対象の施設</p> <p>(a) 使用済燃料受入れ設備</p> <p>使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備 (略)</p> <p>使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン 種類 天井走行形 台数 1 容量 約150t ①</p> <p>使用済燃料輸送容器移送台車 1式</p> <p>燃料取出し設備</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン 種類 天井走行形 台数 2（1台/系列） (略)</p> <p>燃料取出し装置 2台（1台/系列） (略)</p>	<p>【以下、個別設備の展開】</p> <p>3. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>3.1 設計基準対象の施設</p> <p>3.1.1 概要 ◇</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料の受入れ施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設は、キャスクの受入れ及びキャスクからの使用済燃料集合体の取出しを行う使用済燃料受入れ設備である。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料集合体を再処理するまでの期間の貯蔵及びせん断処理施設への送出しを行う使用済燃料貯蔵設備である。(略)</p> <p>3.1.2 設計方針</p> <p>(7) 落下防止</p> <p>燃料取扱装置等は、<b>駆動源喪失時におけるつり荷の保持③又は逸走防止を行い、移送物の落下、転倒等を防止②する設計とする。</b></p> <p>(略)</p> <p>3.1.3 主要設備の仕様</p> <p>(1) 使用済燃料受入れ設備</p> <p>使用済燃料受入れ設備の主要設備の仕様を第3-1表に示す。</p> <p>第3-1表 使用済燃料受入れ設備の主要設備の仕様</p> <p>(1) 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備*</p> <p>b. 使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン</p> <p>種類 天井走行形 台数 1 容量 約150t ①</p> <p>c. 使用済燃料輸送容器移送台車</p> <p>種類 床面軌道走行形 台数 1 容量 約150t ①</p> <p>(2) 燃料取出し設備*</p> <p>a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン</p> <p>種類 天井走行形 台数 2（1台/系列×2系列） 容量 約150t/台 ①</p> <p>e. 燃料取出し装置</p> <p>種類 床面走行橋形 台数 2（1台/系列×2系列） 容量 燃料集合体1体/台 ①</p> <p>注）*印の設備は、再処理設備本体の運転開始</p>	

要求事項との対比表 第18条 (搬送設備) (3 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>(b) 使用済燃料貯蔵設備 (略)</p> <p>燃料移送水中台車 2 台 (略)</p> <p>燃料取扱装置 3 台 (略)</p> <p>バスケット取扱装置 1 台 バスケット搬送機 2 台 (1台/系列) (略)</p> <p>B. 再処理の方法 イ. 再処理の方法の概要 (2) 再処理の概要 ③ (i) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵 トレーラトラックで搬入したキャスクを使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーンを用いて使用済燃料輸送容器移送台車に積み替え、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫へ移送し、保管する。</p> <p>次に、キャスクを使用済燃料輸送容器移送台車を用いて、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫から使用済燃料受入れ・貯蔵建屋へ搬入</p>	<p>に先立ち使用する。</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様を第3-2表に示す。 (略)</p> <p>第3-2表 使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様 (1) 燃料貯蔵設備* c. 燃料取扱装置 種類 床面走行橋形 台数 3 (BWR燃料用1台, PWR燃料用1台, BWR燃料及びPWR燃料用1台) 容量 燃料集合体1体/台①</p> <p>(2) 燃料移送設備* a. 燃料移送水中台車 種類 軌道走行形 台数 2 (1台/系列×2系列) 主要材料 ステンレス鋼</p> <p>(3) 燃料送出し設備 d. バスケット取扱装置 種類 床面走行橋形 台数 1 容量 バスケット1基①</p> <p>e. バスケット搬送機 種類 軌道走行形 台数 2 (1台/系列×2系列) 容量 バスケット1基/台①</p> <p>*印の設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。</p> <p>3.1.4 系統構成及び主要設備 3.1.4.1 使用済燃料受入れ設備 (1) 系統構成◇ 使用済燃料受入れ設備は、キャスクの受入れ及びキャスクからの使用済燃料集合体の取出しを行う設備であり、使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し準備設備、燃料取出し設備、使用済燃料輸送容器返却準備設備及び使用済燃料輸送容器保守設備で構成する。 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備は、トレーラトラックで使用済燃料輸送容器管理建屋に搬入したキャスクを使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーンを用いて使用済燃料輸送容器移送台車に積み替え、遮蔽を考慮した使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫へ移送する。ここで一時保管した後、使用済燃料輸送容器移送台車により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に搬入する。 (略)</p> <p>燃料取出し準備設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に搬入したキャスクから緩衝体を取り外し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（4 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンを用いて防染バケツに収納し、燃料取出しピット水中につり降ろす。燃料取出しピットで燃料取出し装置を用いてキャスクから使用済燃料集合体を取り出し、燃料仮置きピット内で、燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きした後、計測制御系統施設の燃焼度計測装置を用いて使用済燃料集合体の燃焼度及び平均濃縮度を測定し、燃焼度計測後燃料仮置きラックに収納する。その後、燃料取出し装置を用いて使用済燃料集合体を燃料移送水中台車上のバスケットに収納し、移送した後、燃料取扱装置を用いて使用済燃料集合体をバスケットから取出し、燃料貯蔵プール内の燃料貯蔵ラックへ移送し、貯蔵する。</p>	<p>により燃料取出し準備室にキャスクを移送する。ここで、キャスク内部の浄化のため、キャスクの内部水の入替えを行った後、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンを用いてキャスクを移送し、燃料取出しピットの防染バケツに収納する。キャスクからの排水は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系へ移送できる設計とする。</p> <p>燃料取出し設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンを用いて防染バケツに収納したキャスクを燃料取出しピット水中につり降ろし、水中でキャスクの蓋を取り外し、燃料取出し装置を用いて使用済燃料集合体を一体ずつキャスクから取り出す。このとき、燃料集合体番号を確認する。取り出した使用済燃料集合体は、燃料仮置きピットの燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きし、計測制御系統施設の燃焼度計測装置を用いて平均濃縮度を測定し、平均濃縮度が3.5wt%以下であることを確認した後、燃焼度計測後燃料仮置きラックに仮置きする。その後、燃料取出し装置により、使用済燃料集合体を燃料移送水中台車上のバスケットに収納する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>a. 使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン</p> <p>使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンは、それぞれ使用済燃料輸送容器管理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、キャスクの落下防止のため、つりワイヤの二重化、フックへの脱落防止金具取付けを施し、逸走防止のインターロックを設けるとともに②、電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する構造とする。③</p> <p>また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンは、脱輪防止装置を設け、地震時にも落下することのない構造とするとともに、燃料貯蔵プール上及び燃料仮置きピット上を通過しない配置とし、万一のキャスクの落下の場合にも燃料貯蔵プールの機能を喪失しないようにする。</p> <p>②</p> <p>b. 使用済燃料輸送容器移送台車</p> <p>使用済燃料輸送容器移送台車は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため逸走防止のインターロックを設けるとともに、転倒し難い構造とする。②</p> <p>c. 燃料取出し装置</p> <p>燃料取出し装置は、つりワイヤを二重化し、フックに脱落防止機構を施すとともに②、電源喪失時又はつかみ具駆動用の空気源喪失時にも使用済燃料集合体が落下することのないフェイルセーフ機構を有する構造とする。③</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（5 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	<p>使用済燃料集合体は、平均濃縮度が2.0wt%以下のものは、低残留濃縮度燃料貯蔵ラックに、平均濃縮度が2.0wt%を超え、3.5wt%以下の燃料及び著しい漏えいのある破損燃料は、高残留濃縮度燃料貯蔵ラックに貯蔵する。</p> <p>燃料送り出しは、燃料取扱装置により使用済燃料集合体を燃料貯蔵ラックから取り出し、燃料移送水中台車上のバスケットに収納し、燃料送しピットへ移送する。バスケット取扱装置によりバスケットごとバスケット仮置き架台に仮置きした後、バスケット搬送機に装荷し、せん断処理施設へ送り出す。</p>	<p>また、燃料取出し装置は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とし、使用済燃料集合体のつかみ不良時及び荷重異常時のつり上げ防止、逸走防止のインターロックを設ける。②</p> <p>（略）</p> <p>3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備                      (1) 系統構成◇                      使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料受入れ設備から移送された使用済燃料集合体をせん断処理施設に送り出すまでの間貯蔵する設備であり、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送し設備、プール水浄化・冷却設備及び補給水設備で構成する。                      燃料移送設備は、燃料移送水中台車を用いて、バスケットに収納された使用済燃料集合体又は燃料収納缶に収納された使用済燃料集合体の燃料取出し設備、燃料貯蔵設備間の移送及び燃料貯蔵設備、燃料送し設備間の移送を行う。                      燃料貯蔵設備は、燃料取出し設備から燃料移送水中台車で移送した使用済燃料集合体を1体ずつ燃料取扱装置を用いてバスケットから取り出し、平均濃縮度が2.0wt%以下のものは、燃料貯蔵プールの低残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し、貯蔵する。平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの及び著しい漏えいのある破損燃料は、燃料収納缶に収納した状態で燃料移送水中台車を用いて燃料貯蔵設備に移送し、燃料取扱装置の補助ホイストで取り扱い、燃料貯蔵プールの高残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し、貯蔵する。                      （略）                      燃料送し設備は、バスケットに収納され、燃料貯蔵設備から燃料送しピットに移送された使用済燃料集合体を、バスケット単位でバスケット取扱装置を用いてバスケット仮置き架台に一時仮置きした後、バスケット搬送機に装荷し、せん断処理施設に送り出す。                      （略）                      (2) 主要設備                      c. 燃料取扱装置                      燃料取扱装置は、つりワイヤを二重化し、フックに脱落防止機構を施すとともに②、電源喪失時及びつかみ具駆動用の空気源喪失時にも使用済燃料集合体が落下することのないフェイルセーフ機構を有する構造とする。③                      また、燃料取扱装置は遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とし、燃料のつかみ不良又は荷重異常時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける。②</p>	<p>また、燃料取出し装置は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とし、使用済燃料集合体のつかみ不良時及び荷重異常時のつり上げ防止、逸走防止のインターロックを設ける。②</p> <p>（略）</p> <p>3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備                      (1) 系統構成◇                      使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料受入れ設備から移送された使用済燃料集合体をせん断処理施設に送り出すまでの間貯蔵する設備であり、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送し設備、プール水浄化・冷却設備及び補給水設備で構成する。                      燃料移送設備は、燃料移送水中台車を用いて、バスケットに収納された使用済燃料集合体又は燃料収納缶に収納された使用済燃料集合体の燃料取出し設備、燃料貯蔵設備間の移送及び燃料貯蔵設備、燃料送し設備間の移送を行う。                      燃料貯蔵設備は、燃料取出し設備から燃料移送水中台車で移送した使用済燃料集合体を1体ずつ燃料取扱装置を用いてバスケットから取り出し、平均濃縮度が2.0wt%以下のものは、燃料貯蔵プールの低残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し、貯蔵する。平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの及び著しい漏えいのある破損燃料は、燃料収納缶に収納した状態で燃料移送水中台車を用いて燃料貯蔵設備に移送し、燃料取扱装置の補助ホイストで取り扱い、燃料貯蔵プールの高残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し、貯蔵する。                      （略）                      燃料送し設備は、バスケットに収納され、燃料貯蔵設備から燃料送しピットに移送された使用済燃料集合体を、バスケット単位でバスケット取扱装置を用いてバスケット仮置き架台に一時仮置きした後、バスケット搬送機に装荷し、せん断処理施設に送り出す。                      （略）                      (2) 主要設備                      c. 燃料取扱装置                      燃料取扱装置は、つりワイヤを二重化し、フックに脱落防止機構を施すとともに②、電源喪失時及びつかみ具駆動用の空気源喪失時にも使用済燃料集合体が落下することのないフェイルセーフ機構を有する構造とする。③                      また、燃料取扱装置は遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため使用済燃料集合体のつり上げ高さを6m以下とし、燃料のつかみ不良又は荷重異常時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける。②</p>	

要求事項との対比表 第18条 (搬送設備) (6 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>d. 燃料移送水中台車 燃料移送水中台車は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため逸走防止のインターロックを設けるとともに、転倒し難い構造とする。②</p> <p>e. バスケット取扱装置 バスケット取扱装置は、つり上げ機構を二重化し、フックに脱落防止機構を施すとともに、②電源喪失時又はつかみ具駆動用の空気源喪失時にもバスケットが落下することのないフェイルセーフ機構を有する設計とする。③</p> <p>また、バスケット取扱装置は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うためバスケットのつり上げ高さを0.35m以下とし、バスケット落下防止のインターロックを設ける。②</p> <p>f. バスケット搬送機 バスケット搬送機は、つり上げ機構を二重化し、②電源喪失時にもバスケットが下降しない構造とする。③</p> <p>また、バスケット搬送機は、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため転倒防止及び逸走防止のインターロックを設ける。②</p> <p>3.1.6 評価◇ (7) 落下防止 燃料取扱装置等の移送機器は、つりワイヤの二重化、駆動源喪失時におけるつり荷の保持機構、逸走防止等のインターロックを設けているので、移送物の落下、転倒等を防止することができる。</p> <p>また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンは、燃料貯蔵プール上を通過しない配置としているので、貯蔵燃料への重量物の落下を防止することができる。</p> <p>4.2 せん断処理施設 4.2.1 概要◇ せん断処理施設は、燃料供給設備及びせん断処理設備で構成する。 (略) 燃料供給設備は、使用済燃料の貯蔵施設の燃料送出し設備のバスケット搬送機から使用済燃料集合体をせん断処理設備へ供給する設備である。</p> <p>4.2.2 設計方針 (5) 落下防止 燃料横転クレーンは、電源喪失時におけるつり荷の保持③及び逸走防止を行い、使用済燃料集合体の落下を防止できる設計とする。②</p> <p>4.2.3 主要設備の仕様 (1) 燃料供給設備 燃料供給設備の主要設備の仕様を第4.2</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（7 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) せん断処理施設</p> <p>(i) 構造 ㊦</p> <p>せん断処理施設は、使用済燃料集合体を使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備から受け入れて、せん断処理設備へ供給する燃料供給設備2系列及び使用済燃料集合体をせん断処理し、溶解施設の溶解設備に移送するせん断処理設備2系列で構成し、前処理建屋に収納する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 ㊧</p> <p>(a) 燃料供給設備</p> <p>燃料横転クレーン 2台（1台/系列） (略)</p> <p>B. 再処理の方法</p> <p>イ. 再処理の方法の概要</p> <p>(2) 再処理の概要 ㊨</p> <p>(ii) せん断処理</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設のバスケット搬送機のバスケットから燃料横転クレーンを用い使用済燃料集合体をつり上げ、せん断機に供給して、せん断機によりせん断処理し、燃料せん断片を溶解施設の溶解槽へ、エンドピースを溶解施設のエンドピース酸洗浄槽へ移送する。</p> <p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <p>(5) 脱硝施設</p> <p>(i) 構造 ㊩</p> <p>脱硝施設は、ウラン脱硝設備2系列（一部1系列）及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備2系列（一部1系列）で構成し、ウラン脱硝設備はウラン脱硝建屋に収納し、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備はウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に収納する。 (略)</p>	<p>- 1表に示す。</p> <p>第4.2-1表 燃料供給設備の主要設備の仕様</p> <p>(1) 燃料横転クレーン</p> <p>種類 横転式</p> <p>台数 2（1台/系列×2系列）</p> <p>容量 使用済燃料集合体1体/台①</p> <p>4.2.4 系統構成及び主要設備</p> <p>4.2.4.1 燃料供給設備</p> <p>(1) 系統構成 ㊪</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設のバスケット搬送機で燃料供給セルの直下へ搬送した使用済燃料集合体を、燃料横転クレーンで1体ずつバスケット搬送機のバスケットから取り出し横転させ、水平にし、せん断機へ供給する。</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>a. 燃料横転クレーン</p> <p>燃料横転クレーンは、使用済燃料集合体を1体ずつしかつり上げられない構造とし、せん断機へ2体以上同時に供給しない設計とする。</p> <p>燃料横転クレーンは、使用済燃料集合体の過度のつり上げ防止、燃料のつかみ不良又は荷重異常時のつり上げ防止、逸走防止等のインターロックを設けるとともに、②つり上げた後バスケット上部の燃料供給セルのシャッタを閉じる設計とする。また、使用済燃料集合体の取扱いに電源喪失が発生しても燃料つかみ具が使用済燃料集合体を放さないフェイルセーフ構造とする。③</p> <p>4.2.6 評価 ㊫</p> <p>(5) 落下防止</p> <p>燃料横転クレーンは、電源喪失時にも燃料つかみ具が使用済燃料集合体を放さないフェイルセーフ構造とし、また逸走防止のインターロックを設けることにより、使用済燃料集合体の落下を防止できる。</p> <p>4.6 脱硝施設</p> <p>4.6.1 概要 ㊬</p> <p>脱硝施設は、ウラン脱硝設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備で構成する。</p> <p>ウラン脱硝設備は、精製施設のウラン精製設備のウラン濃縮液第2中間貯槽から硝酸ウラニル溶液を受け入れ、脱硝塔で脱硝処理してUO<sub>3</sub>とした後、UO<sub>3</sub>を製品貯蔵施設へ搬送する設備である。</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝設備は、精製施設のウラン精製設備のウラン濃縮液第3中間貯槽から硝酸ウラニル溶液、及びプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮液中間貯槽から硝酸プルトニウム溶液を受け入れ、混合し、脱硝装置等で脱硝処理等を行ってMOXとした後、MOXを製品貯蔵施設へ搬送する設備である。</p>	



要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（8 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>ウラン脱硝設備は、精製施設のウラン精製設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液を加熱して脱硝し、ウラン酸化物（以下「UO<sub>3</sub>」という。）としてウラン酸化物貯蔵容器に収納し、製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備に搬送する設備である。</p> <p>B. 再処理の方法                      イ. 再処理の方法の概要                      (2) 再処理の概要 ③                      (vi) 脱硝                      (a) ウラン脱硝                      精製施設のウラン精製設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液は、濃縮缶にて濃縮した後、脱硝塔を用いてUO<sub>3</sub>粉末とした後、ウラン酸化物貯蔵容器に充てんし、直ちに製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備へ搬送する。脱硝廃液は、ポンプで酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備へ移送する。</p>	<p>4.6.2 ウラン脱硝設備                      4.6.2.1 概要◇                      (略)                      このUO<sub>3</sub>粉末は、ウラン酸化物貯蔵容器に充てん、封入し、製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備に搬送する。</p> <p>4.6.2.2 設計方針                      (2) 落下防止                      ウラン脱硝設備の充てん台車等の搬送機器は、電源喪失時におけるつり荷の保持、③又は逸走防止を行い、移送物の落下及び転倒を防止できる設計とする。②</p> <p>4.6.2.3 主要設備の仕様                      ウラン脱硝設備の主要設備の仕様を第4.6-1表に示す。                      第4.6-1表 ウラン脱硝設備の主要設備の仕様                      h. 充てん台車                      種類 床面軌道走行形                      台数 2（1台/系列×2系列）                      容量 ウラン酸化物貯蔵容器1本/台①                      i. 貯蔵容器クレーン                      種類 天井走行形                      台数 1                      容量 ウラン酸化物貯蔵容器1本①</p> <p>4.6.2.4 システム構成及び主要設備                      (1) システム構成◇                      ウラン酸化物貯蔵容器は、充てん台車を用いて搬送した後、貯蔵容器クレーンを用いて製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備の貯蔵容器搬送台車に移載する。                      (略)                      (2) 主要設備                      b. 充てん台車                      充てん台車は、ウラン酸化物貯蔵容器1基を軌道上において取り扱い、ウラン酸化物貯蔵容器が転倒し難い構造とするとともに、取扱い時の搬送を安全かつ確実にを行うため、逸走防止のインターロックを設ける設計とする。②                      c. 貯蔵容器クレーン                      貯蔵容器クレーンは、つりワイヤの二重化を施すとともに、②電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する設計とする。③                      また、運転を安全かつ確実にを行うため、ウラン酸化物貯蔵容器のつり上げ高さを5m以下とし（17）、つかみ不良時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける設計とする。②</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（9 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考																								
		<p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <p>(5) 脱硝施設</p> <p>(i) 構造 ㊦</p> <p>(略)</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝設備は、精製施設のウラン精製設備及びプルトニウム精製設備からそれぞれ硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液を受け入れ、混合した後加熱して脱硝し、ウラン・プルトニウム混合酸化物（<math>UO_2 \cdot PuO_2</math>、以下「MOX」という。）として混合酸化物貯蔵容器に収納し、製品貯蔵施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備に搬送する設備である。</p> <p>B. 再処理の方法</p> <p>イ. 再処理の方法の概要</p> <p>(2) 再処理の概要 ㊧</p> <p>(vi) 脱硝</p> <p>(b) ウラン・プルトニウム混合脱硝</p> <p>精製施設のウラン精製設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液及び精製施設のプルトニウム精製設備から受け入れた硝酸プルトニウム溶液は、それぞれ硝酸ウラニル貯槽及び硝酸プルトニウム貯槽に受け入れ、混合槽にてウラン濃度及びプルトニウム濃度が等しくなるように混合調整</p>	<p>4.6.2.6 評価</p> <p>(2) 落下防止</p> <p>充てん台車等の搬送機器は、つりワイヤの二重化、電源喪失時におけるつり荷の保持機構及び逸走防止のインターロックを設ける設計とするので、移送物の落下及び転倒を防止できる。</p> <p>4.6.3 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備</p> <p>4.6.3.1 概要 ㊨</p> <p>(略)</p> <p>このMOX粉末は、粉末缶に充てんした後、混合酸化物貯蔵容器に収納、封入し、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備へ搬送する。</p> <p>(略)</p> <p>4.6.3.2 設計方針</p> <p>(2) 落下防止</p> <p>搬送台車等の搬送機器は、電源喪失時におけるつり荷の保持<sup>㊩</sup>又は逸走防止を行い、移送物の落下及び転倒を防止できる設計とする。<sup>㊪</sup></p> <p>4.6.3.3 主要設備の仕様</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の主要設備の仕様を第4.6-3表に示す。</p> <p>第4.6-3表 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の主要設備の仕様</p> <p>(4) 粉体系</p> <p>d. 保管容器移動装置</p> <table border="1" data-bbox="1902 1113 2466 1228"> <tr> <td>種類</td> <td>機械搬送方式</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>2（1基/系列×2系列）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>保管容器1本/基<sup>㊫</sup></td> </tr> </table> <p>e. 保管昇降機</p> <table border="1" data-bbox="1902 1249 2466 1354"> <tr> <td>種類</td> <td>軌道走行形</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>2（1基/系列×2系列）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>保管容器1本/基<sup>㊫</sup></td> </tr> </table> <p>j. 充てん台車</p> <table border="1" data-bbox="1902 1375 2466 1480"> <tr> <td>種類</td> <td>床面軌道走行形</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>混合酸化物貯蔵容器1本/台<sup>㊬</sup></td> </tr> </table> <p>k. 搬送台車</p> <table border="1" data-bbox="1902 1501 2466 1606"> <tr> <td>種類</td> <td>軌道走行形</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>混合酸化物貯蔵容器1本<sup>㊬</sup></td> </tr> </table> <p>4.6.3.4 系統構成及び主要設備</p> <p>(1) 系統構成 ㊭</p> <p>d. 粉体系</p> <p>焙焼・還元系から受け入れたMOX粉末は、保管容器を充てん定位置に設置していることを確認した後、粉砕機で粉砕しながら保管容器に充てんする。</p> <p>充てん後、保管容器は、保管容器移動装置及び保管昇降機で搬送し、MOX粉末を空気輸送により混合機へ移送するか、又は、保管ピット</p>	種類	機械搬送方式	基数	2（1基/系列×2系列）	容量	保管容器1本/基 <sup>㊫</sup>	種類	軌道走行形	基数	2（1基/系列×2系列）	容量	保管容器1本/基 <sup>㊫</sup>	種類	床面軌道走行形	台数	2	容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台 <sup>㊬</sup>	種類	軌道走行形	台数	1	容量	混合酸化物貯蔵容器1本 <sup>㊬</sup>	
種類	機械搬送方式																											
基数	2（1基/系列×2系列）																											
容量	保管容器1本/基 <sup>㊫</sup>																											
種類	軌道走行形																											
基数	2（1基/系列×2系列）																											
容量	保管容器1本/基 <sup>㊫</sup>																											
種類	床面軌道走行形																											
台数	2																											
容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台 <sup>㊬</sup>																											
種類	軌道走行形																											
台数	1																											
容量	混合酸化物貯蔵容器1本 <sup>㊬</sup>																											

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（10 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>し、脱硝装置を用い脱硝処理する。さらに、焙焼炉及び還元炉にて焙焼・還元処理し、ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし、混合機にて混合した後、混合酸化物貯蔵容器に収納して、直ちに製品貯蔵施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備へ搬送する。脱硝廃液は、ポンプで精製施設のプルトニウム精製設備へ移送する。</p> <p>ホ. 製品貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 □ 製品貯蔵施設は、脱硝施設のウラン脱硝設備で処理したUO<sub>3</sub>を受け入れ貯蔵するウラン酸化物貯蔵設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備で処理したMOXを受け入れ、貯蔵するウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備で構成し、ウラン酸化物貯蔵設備は、ウラン酸化物貯蔵建屋に収納し、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋に収納する。 (略)</p>	<p>に一時保管する。混合機では、保管容器最大4本分のMOX粉末を混合処理する。 (略) 混合酸化物貯蔵容器は、充てん台車を用いて搬送し、搬送台車を用いてウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵容器台車に移載する。 (2) 主要設備 g. 充てん台車 充てん台車は、混合酸化物貯蔵容器1基を軌道上において取り扱い、混合酸化物貯蔵容器が転倒し難い構造とするとともに、取り扱い時の搬送を安全かつ確実に行うため、<b>逸走防止のインターロックを設ける設計とする。</b>② h. 搬送台車 搬送台車は、混合酸化物貯蔵容器1基を軌道上においてつり上げて取り扱い、<b>混合酸化物貯蔵容器の落下を防止するため、つりチェーンの二重化を施すとともに、②電源喪失時にもつり荷を保持するフェイルセーフ機構を有する設計とする。</b>③ また、運転を安全かつ確実に行うため、<b>混合酸化物貯蔵容器のつかみ不良時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける設計とする。</b>②</p> <p>4.6.3.6 評価 ◇ (2) 落下防止 搬送台車等の搬送機器は、混合酸化物貯蔵容器取扱い時の落下及び転倒し難い構造とするとともに、つりチェーンの二重化、電源喪失時におけるつり荷の保持機構及び逸走防止のインターロックを設ける設計とするので、移送物の落下及び転倒を防止できる。</p> <p>5. 製品貯蔵施設 5.1 概要 ◇ 製品貯蔵施設は、ウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備で構成する。 ウラン酸化物貯蔵設備は、脱硝施設のウラン脱硝設備で生成したUO<sub>3</sub>粉末の製品を貯蔵する設備である。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は、脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備で生成したMOX粉末の製品を貯蔵する設備である。 5.2 ウラン酸化物貯蔵設備 5.2.1 概要 ◇ ウラン酸化物貯蔵設備は、脱硝施設のウラン脱硝設備で生成した製品であるUO<sub>3</sub>粉末を充てんしたウラン酸化物貯蔵容器を受け入れ、貯</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（11 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>(2) 主要な設備及び機器の種類 ②</p> <p>(i) ウラン酸化物貯蔵設備 (略)</p> <p>貯蔵容器搬送台車 1 台</p> <p>B. 再処理の方法 イ. 再処理の方法の概要</p> <p>(2) 再処理の概要 ③</p> <p>(viii) 製品貯蔵 (a) ウラン酸化物貯蔵</p> <p>脱硝施設のウラン脱硝設備からウラン酸化物貯蔵容器を受け入れ、貯蔵容器搬送台車を用いて貯蔵バスケットに収納した後、貯蔵し、払い出す。</p>	<p>蔵し、払い出す設備である。</p> <p>5.2.2 設計方針 (2) 落下防止 貯蔵室クレーン等の搬送機器は、電源喪失時におけるつり荷の保持、③又は逸走防止を行い、移送物の落下及び転倒を防止できる設計とする。②</p> <p>5.2.3 主要設備の仕様 ウラン酸化物貯蔵設備の主要設備の仕様を第5.2-1表に示す。 第5.2-1表 ウラン酸化物貯蔵設備の主要設備の仕様</p> <p>(4) 貯蔵容器搬送台車 種類 床面軌道走行式 台数 1 容量 ウラン酸化物貯蔵容器1本①</p> <p>(5) 昇降リフト 種類 油圧駆動方式 基数 1 容量 貯蔵容器搬送台車1台又はバスケット搬送台車1台①</p> <p>(6) 移載クレーン 種類 天井走行形 台数 1 容量 ウラン酸化物貯蔵容器1本①</p> <p>(7) バスケット搬送台車 種類 床面軌道走行形（親子台車） 台数 1 容量 貯蔵バスケット1基①</p> <p>(8) 貯蔵室クレーン 種類 床上走行橋形 台数 2 容量 貯蔵バスケット1基/台①</p> <p>5.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 ④ ウラン酸化物貯蔵設備は、脱硝施設のウラン脱硝設備からUO<sub>3</sub>粉末を封入したウラン酸化物貯蔵容器を受け入れ、貯蔵容器搬送台車及び昇降リフトで搬送し、移載クレーンで貯蔵バスケットに収納後、バスケット搬送台車及び昇降リフトで搬送し、貯蔵室クレーンで貯蔵室に貯蔵する。 UO<sub>3</sub>粉末を封入したウラン酸化物貯蔵容器を他施設へ払い出す場合は、貯蔵室クレーン、バスケット搬送台車及び昇降リフトを用いてトラックヤードから払い出す。（略）</p> <p>(2) 主要設備 a. 貯蔵容器搬送台車 貯蔵容器搬送台車は、ウラン酸化物貯蔵容器1本を軌道上において取り扱い、ウラン酸化物貯蔵容器が転倒及び落下し難い構造とすると</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（12 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>ホ. 製品貯蔵施設の構造及び設備                      (1) 構造 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">□</span>                      (略)                      ウラン・プルトニウム混合酸化ウラン貯蔵建屋は、地下4階において貯蔵容器搬送用洞道と接続し、MOX粉末充てん済みの粉末缶を収納した混合酸化ウラン貯蔵容器をMOX燃料加工施設の</p>	<p>もに、取り扱い時の搬送を安全かつ確実にを行うため、逸走防止のインターロックを設ける設計とする。<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">②</span></p> <p>b. 昇降リフト                      昇降リフトは、貯蔵容器搬送台車1台又はバスケット搬送台車1台を載せたまま、ウラン酸化ウラン貯蔵建屋内を昇降する設備であり、コンクリート躯体内を昇降する油圧駆動方式とし、電源喪失時にも荷を保持するフェイルセーフ機構を有する設計とするとともに、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">③</span>運転を安全かつ確実にを行うため、逸走防止のインターロックを設ける設計とする。<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">②</span></p> <p>c. 移載クレーン                      移載クレーンは、ウラン酸化ウラン貯蔵容器1本をつり上げて取り扱い、ウラン酸化ウラン貯蔵容器の取り扱い時の落下を防止するため、つりワイヤの二重化を施すとともに、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">②</span>電源喪失時にもつり荷を保持するフェイルセーフ機構を有する設計とする。<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">③</span></p> <p>また、運転を安全かつ確実にを行うため、ウラン酸化ウラン貯蔵容器のつり上げ高さを5m以下とし、つかみ不良時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける設計とする。<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">②</span></p> <p>d. バスケット搬送台車                      バスケット搬送台車は、貯蔵バスケット1基を軌道上において取り扱い、貯蔵バスケットが転倒及び落下し難い構造とするとともに、取り扱い時の搬送を安全かつ確実にを行うため、逸走防止のインターロックを設ける設計とする。<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">②</span></p> <p>e. 貯蔵室クレーン                      貯蔵室クレーンは、貯蔵バスケット1基を取り扱い、貯蔵バスケット取り扱い時の落下を防止するため、つりワイヤの二重化を施すとともに、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">②</span>電源喪失時にもつり荷を保持するフェイルセーフ機構を有する設計とする。<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">③</span></p> <p>また、運転を安全かつ確実にを行うため、貯蔵バスケットのつり上げ高さを6m以下と<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">(2)</span>し、つかみ不良時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける設計とする。<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">②</span></p> <p>5.2.6 評価 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">◇</span>                      (2) 落下防止                      貯蔵室クレーン等の搬送機器は、つりワイヤの二重化、電源喪失時におけるつり荷の保持機構、及び逸走防止のインターロックを設ける設計とするので、移送物の落下及び転倒を防止できる。</p> <p>5.3 ウラン・プルトニウム混合酸化ウラン貯蔵設備                      5.3.1 概要 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">◇</span>                      ウラン・プルトニウム混合酸化ウラン貯蔵設備は、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備からMOX粉末充てん済みの粉末缶を収納した混合酸化ウラン貯蔵容器を受入れ、貯蔵し、払い出す設備</p>	

要求事項との対比表 第18条 (搬送設備) (13 / 19)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考																																						
		<p>洞道搬送台車を用いて搬送し、MOX燃料加工施設へ払い出す。このため、粉末缶及び混合酸化物貯蔵容器をMOX燃料加工施設と共用するとともに、MOX燃料加工施設の洞道搬送台車を再処理施設と共用する。 (略)</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類 ② (ii)ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1359 1161 1881 1192"> <tr> <td>貯蔵台車</td> <td>4 台</td> </tr> </table>	貯蔵台車	4 台	<p>である。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備のうち、粉末缶及び混合酸化物貯蔵容器は、MOX燃料加工施設と共用するとともに、MOX燃料加工施設の洞道搬送台車は再処理施設と共用する。 また、MOX燃料加工施設から洞道搬送台車でMOX粉末取出し後の粉末缶を収納した混合酸化物貯蔵容器を受け入れ、貯蔵ホールで一時保管した後、再使用する。 (略)</p> <p>5.3.2 設計方針 (2) 落下防止 昇降機等の搬送機器は、電源喪失時におけるつり荷の保持③又は逸走防止を行い、移送物の落下及び転倒を防止できる設計とする。②</p> <p>5.3.3 主要設備の仕様 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の主要設備の仕様を第5.3-1表に示す。また、共用するMOX燃料加工施設の主要設備の仕様を第5.3-2表に示す。 第5.3-1表 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の主要設備の仕様</p> <p>(4) 昇降機</p> <table border="1" data-bbox="1923 1066 2445 1161"> <tr> <td>種類</td> <td>軌道走行形</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>混合酸化物貯蔵容器1本/台①</td> </tr> </table> <p>(5) 貯蔵台車</p> <table border="1" data-bbox="1923 1192 2445 1287"> <tr> <td>種類</td> <td>床面走行橋形</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>混合酸化物貯蔵容器1本/台①</td> </tr> </table> <p>(6) 貯蔵容器台車</p> <table border="1" data-bbox="1923 1318 2445 1413"> <tr> <td>種類</td> <td>床面軌道走行形(親子台車)</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>混合酸化物貯蔵容器1本/台①</td> </tr> </table> <p>(7) 移載機</p> <table border="1" data-bbox="1923 1444 2445 1539"> <tr> <td>種類</td> <td>軌道走行形</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>混合酸化物貯蔵容器1本/台①</td> </tr> </table> <p>(8) 払出台車</p> <table border="1" data-bbox="1923 1570 2445 1665"> <tr> <td>種類</td> <td>床面軌道走行形</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>混合酸化物貯蔵容器1本/台①</td> </tr> </table> <p>第5.3-2表 MOX燃料加工施設の主要設備の仕様 (再処理施設と共用) (1) 洞道搬送台車</p> <table border="1" data-bbox="1923 1696 2445 1791"> <tr> <td>種類</td> <td>床面軌道走行形</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>混合酸化物貯蔵容器1本/台①</td> </tr> </table>	種類	軌道走行形	台数	2	容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①	種類	床面走行橋形	台数	4	容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①	種類	床面軌道走行形(親子台車)	台数	2	容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①	種類	軌道走行形	台数	4	容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①	種類	床面軌道走行形	台数	1	容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①	種類	床面軌道走行形	台数	1	容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①	
貯蔵台車	4 台																																									
種類	軌道走行形																																									
台数	2																																									
容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①																																									
種類	床面走行橋形																																									
台数	4																																									
容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①																																									
種類	床面軌道走行形(親子台車)																																									
台数	2																																									
容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①																																									
種類	軌道走行形																																									
台数	4																																									
容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①																																									
種類	床面軌道走行形																																									
台数	1																																									
容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①																																									
種類	床面軌道走行形																																									
台数	1																																									
容量	混合酸化物貯蔵容器1本/台①																																									

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（14 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>B. 再処理の方法                      イ. 再処理の方法の概要                      (2) 再処理の概要 ③                      (viii) 製品貯蔵                      (b) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵                      脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備から混合酸化物貯蔵容器を受け入れ、貯蔵台車を用いて貯蔵ホールに貯蔵し、払い出す。</p>	<p>5.3.4 系統構成及び主要設備                      (1) 系統構成 ④                      ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は、脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備からMOX粉末充てん済みの粉末缶を封入した混合酸化物貯蔵容器を受け入れ、貯蔵容器台車、昇降機等により搬送し、貯蔵台車で貯蔵ホールに貯蔵する。混合酸化物貯蔵容器を他施設へ払い出す場合は、貯蔵台車で貯蔵ホールから取り出し、貯蔵容器台車、昇降機、移載機、払出台車、洞道搬送台車等を用いてローディングドック又は台車移動室から払い出す。また、MOX燃料加工施設から洞道搬送台車でMOX粉末取り出し後の粉末缶を収納した混合酸化物貯蔵容器を受け入れる。                      (略)                      (2) 主要設備                      b. 貯蔵容器台車                      貯蔵容器台車は、混合酸化物貯蔵容器1本を軌道上において取り扱い、混合酸化物貯蔵容器が転倒し難い構造とするとともに、取り扱い時の搬送を安全かつ確実に行うため、逸走防止のインターロック及び衝突防止のインターロックを設ける設計とする。②                      また、衝突防止のインターロックに必要なMOX燃料加工施設の洞道搬送台車からの信号は、再処理施設とMOX燃料加工施設間で共用する。                      c. 昇降機                      昇降機は、混合酸化物貯蔵容器1本を軌道上においてつり上げて取り扱い、混合酸化物貯蔵容器の落下を防止するため、つりチェーンの二重化を施すとともに、②電源喪失時にもつり荷を保持するフェイルセーフ機構を有する設計とする。③また、運転を安全かつ確実に行うため、混合酸化物貯蔵容器のつかみ不良時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける設計とする。②                      d. 貯蔵台車                      貯蔵台車は、混合酸化物貯蔵容器1本を軌道上においてつり上げて取り扱い、混合酸化物貯蔵容器の取扱い時の落下を防止するため、つりチェーンの二重化を施すとともに、②電源喪失時にもつり荷を保持するフェイルセーフ機構を有する設計とする。③また、運転を安全かつ確実に行うため、混合酸化物貯蔵容器のつかみ不良時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける設計とする。②                      e. 移載機                      移載機は、混合酸化物貯蔵容器1本を軌道上においてつり上げて取り扱い、混合酸化物貯蔵容器の落下を防止するため、つりチェーンの二</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（15 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造 □</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設は、高レベル廃液をガラス固化体に処理する高レベル廃液ガラス固化設備2系列（一部1系列）、ガラス固化体を貯蔵するガラス固化体貯蔵設備、低レベル濃縮廃液、廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。）、チャンネルボックス（以下「CB」という。）、バーナブルポイズン（以下「BP」という。）及び雑固体を処理する低レベル固体廃棄物処理設備及び低レベル固体廃棄物を貯蔵する低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する。</p> <p>高レベル廃液ガラス固化設備は、高レベル廃液ガラス固化建屋に、ガラス固化体貯蔵設備は、高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋に、低レベル固体廃棄物処理設備は、低レベル廃棄物処理建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に、低レベル固体廃棄物貯蔵設備は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、第1低レベル廃棄物貯</p>	<p>重化を施すとともに、②電源喪失時にもつり荷を保持するフェイルセーフ機構を有する設計とする。③</p> <p>また、運転を安全かつ確実に行うため、混合酸化物貯蔵容器のつかみ不良時のつり上げ防止及び逸走防止のインターロックを設ける設計とする。②</p> <p>f. 払出台車 払出台車は、混合酸化物貯蔵容器1本を軌道上において取り扱い、混合酸化物貯蔵容器が転倒し難い構造とするとともに、取り扱い時の搬送を安全かつ確実に行うため、逸走防止のインターロックを設ける設計とする。②</p> <p>g. 洞道搬送台車 MOX燃料加工施設の洞道搬送台車は、混合酸化物貯蔵容器1本を軌道上において取り扱い、混合酸化物貯蔵容器が転倒し難い構造とするとともに、取り扱い時の搬送を安全かつ確実に行うため、衝突防止のインターロックを設ける設計とする。②</p> <p>また、洞道搬送台車及び衝突防止のインターロックに必要となる貯蔵容器台車からの信号は、再処理施設とMOX燃料加工施設間で共用する。</p> <p>5.3.6 評価◇ (2) 落下防止 昇降機、貯蔵台車等の搬送機器は、つりチェーンの二重化、電源喪失時におけるつり荷の保持機構及び逸走防止のインターロックを設ける設計とするので、移送物の落下及び転倒を防止できる。</p> <p>7.4 固体廃棄物の廃棄施設 7.4.1 概要◇ 固体廃棄物の廃棄施設は、各施設及び公益財団法人核物質管理センターが運営する六ヶ所保障措置分析所（以下「各種施設」という。）で発生する高レベル廃液、低レベル濃縮廃液、廃溶媒、雑固体等をそれぞれの性状に応じて固化、乾燥、熱分解、焼却等の処置を施し容器に詰められた後、又は貯槽に受け入れた後、保管廃棄する施設であり、以下の設備で構成する。また、MOX燃料加工施設で発生し容器に詰められた雑固体を保管廃棄する。</p> <p>高レベル廃液ガラス固化設備 ガラス固化体貯蔵設備 低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル固体廃棄物貯蔵設備</p> <p>なお、各種施設で発生する雑固体は、発生するそれぞれの建屋で、必要な場合には一時集積場所を設定した上で集積・保管し、雑固体に応じた運搬容器に収納した後、クレーン等により運搬車に載せ、低レベル廃棄物処理建屋、第2</p>	



要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（16 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
		<p>蔵建屋、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋に収納する。 高レベル廃液ガラス固化建屋の主要構造は、「ト. (1)(i) 構造」に示す。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 ②</p> <p>(a) 高レベル廃液ガラス固化設備 固化セル移送台車 2 台 (1 台/系列) ガラス固化体検査室天井クレーン 1 台</p> <p>(b) ガラス固化体貯蔵設備 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン 1 台</p> <p>種 類 遮蔽容器付床面走行形</p>	<p>低レベル廃棄物貯蔵建屋、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋等に運搬し、クレーン等により低レベル固体廃棄物処理設備又は低レベル固体廃棄物貯蔵設備に受け入れる。</p> <p>また、雑固体のうち、各施設から発生する廃活性炭は、水切りした後、それぞれの建屋で、必要な場合には一時集積場所を設定した上で集積・保管し、ドラム缶に収納した後、クレーン等により運搬車に載せ、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋等に運搬し、クレーン等により低レベル固体廃棄物貯蔵設備に受け入れる。</p> <p>MOX燃料加工施設で容器に詰められ第2低レベル廃棄物貯蔵建屋に運搬された雑固体は、クレーン等により低レベル廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系に受け入れる。</p> <p>7.4.2 高レベル廃液ガラス固化設備</p> <p>7.4.2.1 概要 ◇</p> <p>高レベル廃液ガラス固化設備は、高レベル濃縮廃液、アルカリ濃縮廃液、アルカリ洗浄廃液及び不溶解残渣廃液をガラス固化する設備である。</p> <p>高レベル廃液ガラス固化設備系統概要図を第7.4-1図に示す。</p> <p>7.4.2.2 設計方針</p> <p>(6) 落下防止</p> <p>ガラス固化体検査室天井クレーン等は、ガラス固化体の落下を防止できる設計とし、固化セル移送台車は、ガラス固化体の転倒を防止できる設計とする。②</p> <p>また、万一のガラス固化体の落下によっても、ガラス固化体容器に著しい損傷を与えない設計とする。</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>d. 固化セル移送台車</p> <p>固化セル移送台車は、ガラス固化体が転倒しない構造とするとともに、遠隔自動運転とし、運転を安全かつ確実に行うため、逸走防止のインターロックを設ける設計とする。②</p> <p>f. 除染装置</p> <p>除染装置は、ガラス固化体を固化セルからつり上げ、ガラス固化体の表面の除染を行う装置である。除染装置のガラス固化体のつり上げ機構は、ガラス固化体の落下防止のため、つりワイヤを二重化し、フックに脱落防止機構を施すとともに、②電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する構造とする。③さらに、除染装置のガラス固化体のつり上げ機構は、ガラス固化体のつり上げ高さを9m以内に制限できるインターロックを設け、万一のガラス固化体の落下によってもガラス固化体容器に</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（17 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>著しい損傷を与えない設計とする。②</p> <p>また、除染装置のガラス固化体のつり上げ機構は、遠隔自動運転とし、運転を安全かつ確実にを行うため、逸走防止のインターロックを設ける。②</p> <p>g. ガラス固化体検査室天井クレーン                      ガラス固化体検査室天井クレーンは、ガラス固化体の落下防止のため、つりワイヤを二重化し、フックに脱落防止機構を施すとともに、②電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセイフ機構を有する構造とする。③</p> <p>さらに、ガラス固化体検査室天井クレーンは、収納管外でのガラス固化体のつり上げ高さを9m以内に制限できるインターロックを設け、万一のガラス固化体の落下によってもガラス固化体容器に著しい損傷を与えない設計とする。②</p> <p>また、ガラス固化体検査室天井クレーンは、遠隔自動運転とし、運転を安全かつ確実にを行うため、逸走防止のインターロックを設ける。②</p> <p>7.4.3 ガラス固化体貯蔵設備                      7.4.3.1 概要◇                      ガラス固化体貯蔵設備は、高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋に設置するガラス固化体貯蔵設備で構成する。ガラス固化体貯蔵設備は、高レベル廃液ガラス固化設備にて製造したガラス固化体を受け入れ、保管廃棄する設備である。</p> <p>7.4.3.2 設計方針                      (3) 落下防止                      ガラス固化体貯蔵設備のガラス固化体受入れクレーン及び第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンは、ガラス固化体の落下を防止できる設計③とし、トレンチ移送台車はガラス固化体の転倒を防止できる設計②とする。</p> <p>また、万一のガラス固化体の落下によっても、ガラス固化体容器②に著しい損傷を与えない設計とする。</p> <p>(2) 主要設備                      b. トレンチ移送台車                      トレンチ移送台車に設置する遮蔽容器は、その中にガラス固化体1本を収納できる構造とする。</p> <p>トレンチ移送台車は、遮蔽容器内にガラス固化体の側面に沿うガイドを設けガラス固化体が転倒しない構造②とするとともに、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実にを行うため、逸走防止のインターロックを設ける。②</p> <p>c. ガラス固化体受入れクレーン                      ガラス固化体受入れクレーンは、ガラス固化</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（18 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			<p>体の落下防止のため、<b>つりワイヤを二重化し、フックに脱落防止機構を施す②</b>とともに、<b>電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する構造とする。③</b></p> <p>さらに、ガラス固化体受入れクレーンは、<b>ガラス固化体のつり上げ高さを9m以内に制限できるインターロックを設け、万一のガラス固化体の落下によってもガラス固化体容器に著しい損傷を与えない設計②</b>とする。</p> <p>また、ガラス固化体受入れクレーンは、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実に行うため、<b>逸走防止のインターロックを設ける。②</b></p> <p>d. 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンに設置する遮蔽容器は、ガラス固化体3本、収納管プラグ等を収納できる構造とする。</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンは、<b>ガラス固化体の落下防止のため、つりワイヤを二重化し、フックに脱落防止機構を施す②</b>とともに、<b>電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する構造③</b>とする。さらに、第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンは、収納管外での<b>ガラス固化体のつり上げ高さを9m以内に制限できるインターロックを設け、万一のガラス固化体の落下によってもガラス固化体容器に著しい損傷を与えない設計②</b>とする。</p> <p>また、第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンは、遠隔自動運転とし、運転を安全、かつ、確実に行うため、<b>逸走防止のインターロックを設ける。②</b></p> <p>高レベル廃液ガラス固化設備の主要設備の仕様</p> <p>(4) 固化セル移送台車 種類 床面レール走行形 台数 2（1台/系列）</p> <p>(7) ガラス固化体検査室天井クレーン 種類 天井走行形 台数 1 <b>容量約2t①</b></p> <p>ガラス固化体貯蔵設備の主要設備の仕様</p> <p>(2) トレンチ移送台車 種類 遮蔽容器付床面レール走行形 台数 1</p> <p>(3) ガラス固化体受入れクレーン 種類 天井走行形 台数 1 <b>容量約1t①</b></p> <p>(4) 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン</p>	

要求事項との対比表 第18条（搬送設備）（19 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
			種類 遮蔽容器付床面走行形 台数 1 容量 約4 t①	



添付書類Ⅰ 「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」

目次番号		中項目	記載内容（概要）	記載区分	様式6紐づけNo.
1.		臨界安全設計の基本方針	臨界防止に関する基本設計方針を記載	既認可	核①～⑨
2.		各施設の臨界防止に関する計算書	搬送設備及び使用済燃料等の落下防止機能に関する詳細設計方針の全体概要を記載	-	-
2.	1	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の臨界防止に関する計算書	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の臨界防止対象機器に係る臨界計算結果	既認可	核⑧
2.	2	せん断処理施設の臨界防止に関する計算書	せん断処理施設の臨界防止対象機器に係る臨界計算結果	既認可	核⑧
2.	3	溶解施設の臨界防止に関する計算書	溶解施設の臨界防止対象機器に係る臨界計算結果	既認可	核⑧
2.	4	分離施設の臨界防止に関する計算書	分離施設の臨界防止対象機器に係る臨界計算結果	既認可	核⑧
2.	5	精製施設の臨界防止に関する計算書	精製施設の臨界防止対象機器に係る臨界計算結果	既認可	核⑧
2.	6	脱硝施設の臨界防止に関する計算書	ウラン脱硝設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の臨界防止対象機器に係る臨界計算結果	既認可	核⑧
2.	7	製品貯蔵施設の臨界防止に関する計算書	ウラン酸化物貯蔵設備、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の臨界防止対象機器に係る臨界計算結果	既認可	核⑧
2.	8	その他再処理設備の附属施設の臨界防止に関する計算書	分析設備（分析済溶液処理系）の臨界防止対象機器に係る臨界計算結果	既認可	核⑧

添付書類Ⅲ 「火災及び爆発の防止に関する説明書」

目次番号	中項目	記載内容(概要)	記載区分	様式6紐づけNo.	
1.		概要	当該添付書類の記載概要を記載する。	新規	-
2.		火災防護の基本方針	施設特有火災、一般火災対策を含めた火災対策全体の概要を記載する。	新規	DB火①～③
2.	1	火災発生防止	火災発生防止に関する詳細設計方針を記載	新規	DB火③
2.	2	火災の感知及び消火	火災感知・消火に関する詳細設計方針を記載	新規	DB火①②
2.	3	火災の影響軽減	火災影響軽減に関する詳細設計方針を記載	新規	DB火③
3.		火災防護の基本事項	-	新規	-
3.	1	火災防護対策を行う機器等の選定	防護対象対策を行う機器等の選定方針を記載	新規	DB火①～③
3.	2	火災区域及び火災区画の選定	火災区域及び火災区画の設定方針を記載	新規	DB火①～③
3.	3	適用規格	火災防護に係る適用規格を記載	新規	-
4.		火災発生防止	-	新規	-
4.	1	再処理施設の火災発生防止について	①再処理施設特有の物質、及び一般火災(潤滑油、電気火災等)に係る火災発生防止に関する詳細設計方針を記載 ②放射線分解水素に対する水素掃気能力(評価結果)について記載	新規/既認可	DB火③～⑫
4.	2	不燃性材料又は難燃性材料の使用について	①主要な構造材、保温材、建屋内装材、ケーブル、フィルタ、変圧器・遮断機、グローボックスに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用に係る設計方針を記載 ②代替材料を用いる場合はその設計方針を記載 ③ケーブルに係る燃焼試験方法を記載 ④グローボックスに係る難燃評価結果を記載	新規	DB火③
4.	3	落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止について	自然現象による火災発生の防止に関する詳細設計方針を記載	新規	DB火③
5.		火災の感知及び消火	-	新規	-
5.	1	火災感知設備について	火災感知設備の要求機能及び性能目標について記載 ①機能設計(設置場所、組合せ、電源等) ②構造強度設計(耐震設計の方針)	新規	DB火①②
5.	2	消火設備について	消火設備の要求機能及び性能目標について記載 ①機能設計(固定式消火設備設置場所、2次的影響、消火剤容量、電源等) ②構造強度設計(耐震設計の方針) ③ケーブルトレイ消火設備の消火試験に係る試験結果を記載	新規	DB火①②
	3	火災防護設備についての耐震計算書	①火災感知設備、消火設備に係る耐震設計方針 ②上記火災感知設備及び消火設備の耐震評価結果を記載	新規	DB火①②
6.		火災の影響軽減対策	-	新規	-
6.	1	火災の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	①火災区域の分離に関する耐火壁等の要求性能、3時間耐火の検証方法を記載 ②上記3時間耐火の試験結果を記載	新規	DB火③
6.	2	火災の影響軽減のうち火災防護対象機器等の系統分離	①系統分離対象設備の選定結果 ②系統分離の方法、耐火隔壁の要求性能、1時間耐火の検証方法を記載 ③上記1時間耐火の試験結果を記載	新規	DB火③
	3	中央制御室及び使用済燃料受入れ貯蔵建屋制御室の系統分離対策	①制御室に係る系統分離対策の方法、耐火隔壁の要求性能、1時間耐火の検証方法を記載 ②上記1時間耐火の試験結果を記載	新規	DB火③
6.	4	その他の影響軽減対策	換気設備、油タンク等に対する影響軽減の詳細設計方針を記載	新規	DB火③
6.	5	火災の影響評価	①内部火災影響評価の方法を記載 ②内部火災影響評価結果を記載	新規	DB火③
7.		火災防護計画	火災防護計画の概要について記載	新規	DB火③

添付書類Ⅳ 「主要な再処理施設の耐震性に関する説明書」

目次番号				中項目	記載内容（概要）	記載区分	様式 6 紐づけNo.	
-1				主要な再処理施設の耐震性に関する基本方針		既認可	耐①～⑦	
-1	-1			耐震設計の基本方針	再処理施設の耐震設計が技術基準規則に適合することの説明を記載	既認可		
-1	-1	-1		基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要	耐震設計に用いる基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要について記載	既認可		
-1	-1	-2		地盤の支持性能に係る基本方針	建物・構築物の地震応答解析で用いる地盤の解析用物性値および設置地盤の支持性能評価で用いる地盤の支持力度について記載	既認可		
-1	-1	-3		重要度分類及び重大事故設備分類の基本方針	耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類を記載	追加		
-1	-1	-4		波及的影響に係る基本方針	波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を記載	新規		
-1	-1	-5		地震応答解析の基本方針	耐震設計を行う際の地震応答解析の基本方針を記載	既認可		
-1	-1	-5	別紙	地震観測網	建屋の地震観測網として、地震計の配置状況について記載	新規		
-1	-1	-6		設計用床応答曲線の策定方針	機器・配管系の耐震設計を行う際の設計用床応答曲線の策定方針を記載	既認可		
-1	-1	-6	別紙	各施設の設計用床応答曲線		既認可		
				〇〇建屋の設計用床応答曲線	設計用床応答曲線の策定方針に基づき策定した各施設の床応答曲線を記載	既認可		
				〇〇建屋、〇〇建屋、〇〇建屋間洞道の設計用床応答曲線	設計用床応答曲線の策定方針に基づき策定した各施設の床応答曲線を記載	既認可		
-1	-1	-6	別紙2	重大事故等対処施設の機能維持に用いる設計用床応答曲線		新規		
-1	-1	-7		水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針を記載	新規		
-1	-1	-8		機能維持の検討方針	機能維持に関する基本的な考え方として、設計用地震力、荷重の組合せと許容限界等を記載	既認可		
-1	-1	-9		構造計画、材料選択上の留意点	発電炉におけるダクティリティに相当する内容として、構造計画、材料選定、品質管理上の配慮等を記載	既認可		
-1	-1	-10	-1	機器の耐震支持方針	機器の支持方法、支持構造物の耐震設計方針を記載	既認可		
-1	-1	-10	-2	配管の耐震支持方針	配管の支持方法、支持構造物の耐震設計方針を記載	既認可		
-1	-1	-10	-2	別紙	各施設の配管標準支持間隔	既認可		
				〇〇建屋の配管標準支持間隔	配管の耐震支持方針に基づき算定した各施設の標準支持間隔を記載	既認可		
-1	-1	-10	-3		ダクトの耐震支持方針	ダクトの支持方法、支持構造物の耐震設計方針を記載		既認可
-1	-1	-10	-3	別紙	各施設のダクト標準支持間隔	既認可		
				〇〇建屋のダクト標準支持間隔	ダクトの耐震支持方針に基づき算定した各施設の標準支持間隔を記載	既認可		
-1	-1	-11		電気計測制御装置等の耐震設計方針	電気、計測制御装置等の耐震設計方針を記載	既認可		
-1	-1	-12		申請設備に係る地震時の臨界安全性の検討方針	地震時の臨界安全性検討方針について記載	既認可		
-2				耐震性に関する計算書作成の基本方針		既認可		
-2	-1			機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針	定型化した計算式により耐震設計を行う機器型式の計算内容を記載	既認可		
-3				主要な再処理施設の耐震性に関する計算書		既認可		耐⑧
-3	-1			使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設に係る耐震性に関する計算書		新規		
-3	-1	-1		建物・構築物		新規		
-3	-1	-2		機器・配管系		新規		
-3	-2			基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果		既認可		
-3	-3			波及的影響をおよぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果		新規		
-3	-4			水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果		新規		
-3	-4	-1		建物・構築物		新規		
-3	-4	-2		機器・配管系		新規		
-3	-1			再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書		新規		
-3	-1	-1		建物・構築物	前述の各基本方針類に基づき評価した結果を示す	新規		
-3	-1	-2		機器・配管系		新規		
-3	-2			基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する評価結果		既認可		
-3	-3			波及的影響をおよぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果		新規		
-3	-4			水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果		新規		
-3	-4	-1		建物・構築物		新規		
-3	-4	-2		機器・配管系		新規		
-4				計算機プログラム（解析コード）の概要		既認可		
別添	-1			火災防護設備の耐震性に関する計算書		新規		
別添	-2			溢水及び化学薬品防護設備の耐震性に関する計算書		新規		
別添	-3			重大事故等対処施設の機能維持に関する計算書		新規		
別添	-3	-1		基準地震動を1.2倍した地震力に対する計算書		新規		
別添	-3	-2		可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する計算書		新規		



添付書類VI 「使用済燃料等の破損の防止に関する説明書」

目次番号	中項目	記載内容（概要）	記載区分	様式6紐づけNo.
1.	概要	当該添付書類の記載概要を記載	新規※	—
2.	基本方針	搬送設備及び使用済燃料等の落下防止機能に関する詳細設計方針の全体概要を記載	新規※	搬①～③
3.	搬送設備の容量について	各搬送設備の容量及び容量の設定の考え方を記載	既認可	搬①
4.	使用済燃料等の落下防止対策	各機器ごとの容量及び使用済燃料等の落下防止機能に関する具体的な設計方針（構造概要図を含む）を記載	新規※	搬②③
別紙1	使用済燃料等の落下によるライニング槽等の健全性について	使用済燃料等の落下時の機器の健全性に関する内容を記載	既認可	搬②③
	燃料集合体、燃料収納管及びバスケット落下時のライニングの健全性に関する説明書		既認可	搬②③
	ハル・エンドピースドラム落下時のライニングの健全性に関する説明書		既認可	搬②③
別紙2	使用済燃料等のつり上げ高さについて	使用済燃料等のつり上げ高さ制限に関する考え方、設定の考え方を記載	既認可	搬②③
	燃料取出し装置及び燃料取扱装置による燃料集合体のつり上げ高さに関する説明書		既認可	搬②③
	ガラス固化体のつり上げ高さに関する説明書		既認可	搬②③

※：記載の充実化、明確化